目　　次

第　１　号（９月２７日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　議　宣　告　……　2
○諸 般 の 報 告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　行政報告　……　2
○日程第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　５　報告第　２号　平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件　……　5
○日程第　６　報告第　３号　平成２３年度（平成２２年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件　……　6
○日程第　７　報告第　４号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）　……　6
○日程第　８　町の一般行政について質問　……　7
３番　村　上　和　子　君　……　7
１　災害復旧対策の取り組みについては抜本的な改修が必要では
２　道内介護報酬減額が打ち出された事による、介護従事者の処遇が後退することのないような方策を
３　高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について
１１番　今　村　辰　義　君　……　１２
１　少子高齢化社会が進む中、バリアフリー化された公営住宅の推進を
２　子宮頸がんワクチンの早期接種の必要性と対策について
１０番　一　色　美　秀　君　……　１７
１　水害対策について
２　商工業者の年末資金対策について
３　認知症対策について
７番　中　村　有　秀　君　……　２３
１　子宮頸がんワクチンの接種状況と、今後の取り組みについて
２　集中豪雨による本町４丁目・５丁目の町道冠水の原因と今後の対策について
３　道路側溝の道路排水機能が不十分な地域の側溝整備の促進について
４番　米　沢　義　英　君　……　３０
１　介護保険制度について
２　公営住宅の整備について
３　災害対策について
４　自然エネルギーについて
５　原子力発電について
６　トイレの改修について
○散　会　宣　告　……　３９

目　　次

第　２　号（９月２８日）

○議　事　日　程　……　４１
○出　席　議　員　……　４１
○欠　席　議　員　……　４１
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　４１
○議会事務局出席職員　……　４２
○開　議　宣　告　……　４３
○諸 般 の 報 告　……　４３
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　４３
○日程第　２　議案第　６号　平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件　……　４３
○日程第　３　議案第　７号　平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件　……　４３
○日程第　４　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号））　……　４８
○日程第　５　議案第　２号　平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）　……　４９
○日程第　６　議案第　３号　平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　……　６１
○日程第　７　議案第　４号　平成２３年度上富良野介護保険特別会計補正予算（第２号）　……　６１
○日程第　８　議案第　５号　平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　６２
○日程第　９　議案第　８号　上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例　……　６３
○日程第１０　議案第　９号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例　……　６４
○日程第１１　議案第１０号　上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例　……　６５
○日程第１２　議案第１１号　財産取得の件（スクールバス）　……　６５
○日程第１３　議案第１２号　財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）　……　６６
○日程第１４　議案第１３号　教育委員会委員の任命の件　……　６７
○日程第１５　選挙第　１号　選挙管理委員及び補充員選挙の件　……　６７
○日程第１６　発議案第１号　議員派遣の件　……　６７
○日程第１７　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議　……　６８
○日程第１８　発議案第３号　議会報告会実施に関する決議　……　６８
○日程第１９　発議案第４号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件　……　６９
○日程第２０　発議案第５号　住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件　……　７０
○日程第２１　発議案第６号　国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件　……　７１
○日程第２２　発議案第７号　原子力発電から自然エネルギーへの早期転換を求める意見の件　……　７２
○日程第２３　発議案第８号　「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議　……　７２
○日程第２４　閉会中の継続調査申出の件　……　７５
○閉　会　宣　告　……　７６

第３回定例会付託事件一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
1	専決処分の承認を求める件（平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）	９月28日	承認可決
2	平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）	９月28日	原案可決
3	平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	９月28日	原案可決
4	平成２３年度上富良野介護保険特別会計補正予算（第２号）	９月28日	原案可決
5	平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月28日	原案可決
6	平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	９月28日	決算特別委員会付託
7	平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件	９月28日	決算特別委員会付託
8	上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	９月28日	原案可決
9	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	９月28日	原案可決
１０	上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例	９月28日	原案可決
１１	財産取得の件（スクールバス）	９月28日	原案可決
１２	財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）	９月28日	原案可決
１３	教育委員会委員の任命の件	９月28日	原案可決
	行政報告	９月27日	
	町の一般行政について質問	９月27日	
	報告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	９月27日	報告
2	平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	９月27日	報告

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
3	平成２３年度（平成２２年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	９月27日	報　　告
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	９月27日	報　　告
	選　　挙		
	選挙管理委員及び補充員選挙の件	９月28日	選　　挙
	発　　議		
1	議員派遣の件	９月28日	原　案　可　決
2	町内行政調査実施に関する決議	９月28日	原　案　可　決
3	議会報告会実施に関する決議	９月28日	原　案　可　決
4	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件	９月28日	原　案　可　決
5	住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件	９月28日	原　案　可　決
6	国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件	９月28日	原　案　可　決
7	原子力発電から自然エネルギーへの早期転換を求める意見の件	９月28日	原　案　可　決
8	「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議	９月28日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	９月28日	原　案　可　決

平成２３年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２３年９月２７日（火曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　会期決定の件　９月２７日～２８日　２日間
第　３　行政報告　　町　長　向　山　富　夫　君
第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告の件
　　代表監査委員　米　田　末　範　君
第　５　報告第　２号　平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
第　６　報告第　３号　平成２３年度（平成２２年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
第　７　報告第　４号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第　８　町の一般行政について質問

○出席議員（１４名）

１番	佐　川　典　子　君	２番	小　野　　忠　君
３番	村　上　和　子　君	４番	米　沢　義　英　君
５番	金　子　益　三　君	６番	徳　武　良　弘　君
７番	中　村　有　秀　君	８番	谷　　忠　君
９番	岩　崎　治　男　君	１０番	一　色　美　秀　君
１１番	今　村　辰　義　君	１２番	岡　本　康　裕　君
１３番	長谷川　徳　行　君	１４番	西　村　昭　教　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町　長	向　山　富　夫　君	副　町　長	田　浦　孝　道　君
教　育　長	北　川　雅　一　君	代表監査委員	米　田　末　範　君
教育委員会委員長	増　田　修　一　君	会計管理者	中　田　繁　利　君
総務課長	田　中　利　幸　君	防災担当課長	伊　藤　芳　昭　君
産業振興課長	前　田　　満　君	保健福祉課長	坂　弥　雅　彦　君
健康づくり担当課長	岡　崎　智　子　君	町民生活課長	北　川　和　宏　君
建設水道課長	北　向　一　博　君	技術審査担当課長	松　本　隆　二　君
農業委員会事務局長	菊　池　哲　雄　君	教育振興課長	服　部　久　和　君
ラベンダーハイツ所長	大　場　富　蔵　君	町立病院事務長	松　田　宏　二　君

○議会事務局出席職員

局　長	野　崎　孝　信　君	主　査	深　山　　悟　君
主　事	新　井　沙　季　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２３年第３回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君）　御報告申し上げます。

今期定例会は、９月２２日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、９月８日及び９月２０日、議会運営委員会を開き、会期、日程等を審議しました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望は９件であり、その内容はさきに配付したところであります。

監査委員から、例月現金出納検査結果報告書及び教育委員会から平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案１３件及び議会への報告案件２件並びに議長からの報告案件２件及び議員からの発議案８件並びに選挙管理委員及び補充員選挙の件であります。

なお、議案第１１号財産取得の件（スクールバス）、議案第１２号財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベット）及び議案第１３号教育委員会委員の任命の件につきましては、あす、２８日に配付の予定であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成２３年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外４名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１番　佐　川　典　子　君
２番　小　野　　忠　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２８日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月２８日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（西村昭教君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第３回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る６月定例町議会以降におきます町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本町を襲いました大雨被害についてでありますが、まず７月１４日から１５日未明にかけての大雨では、河川災害１６カ所で３，１２０万円、道路災害９３カ所で７，２７５万円、排水路の被害１３カ所で１，７０５万円となり、また農道被害では４，３００メートルで４００万円、合計で１億２，５００万円でありました。

次に、８月１４日の大雨では、河川災害３カ所で１５０万円、道路災害３４カ所で１，２４０万円、

排水路の被害８カ所で４７５万円、合計で１，８６５万円でありました。

さらに、９月２日から３日にかけては、積算降雨量が２３０ミリメートルを超える集中豪雨となり、河川災害４９カ所で９，７９０万円、道路災害１２３カ所で１億７，６１０万円、排水路の被害３１カ所で３，３３０万円、また、公共施設被害４カ所で７２０万円となり、また、農作物の被害では２５９ヘクタールで８，８０８万円、農地被害は約５０ヘクタールで１，８００万円、農道被害では９，２４０メートルで７７２万円となり、総額で４億３，３８０万円という甚大な被害となったほか、町道通行どめ９カ所、さらに１７世帯の住宅床下浸水も発生したところであります。

被災されました町民の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、現場での応急対策等に御協力いただきました皆様に感謝とお礼を申し上げる次第であります。

この夏場を中心とした異常気象は、常態化しつつあると思われますので、今後に備えるべく関係機関や関係者の皆様方とともに、減災等に向けた取り組みについて十分な協議を重ねなければならないと考えております。

次に、８月１４日に執行されました上富良野町議会議員選挙についてでありますが、選挙管理委員会の管理のもと、厳正に執行され、有権者数９，４９１人、投票率は前回を１１．８％下回り７１．２１％となりました。

このたびの選挙において、選出されました議員の皆様に改めてお祝い申し上げますとともに、これからも車の両輪のごとく、ともに将来を見つめ生き生きとしたまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、東日本大震災に伴う石巻市への職員派遣についてですが、当初、５月７日から７月３日までの８週間の予定で職員派遣を対応しておりましたが、仮設住宅の整備がおおむね終了予定となる８月中旬まで延長することとし、８月１４日まで述べ１８名の職員が支援業務を行ってきたところであります。

このたびの職員派遣を貴重な経験として、今後の防災対策に役立ててまいりたいと考えております。なお、私も６月２５日から３日間、同市を訪問し、お見舞いとあわせて被災状況を視察させていただきましたが、一層、一刻も早い復興を願わずにはおられない状況でありました。

次に、自衛隊関係でありますが、６月２５日に第１特科団創隊北千歳駐屯地開庁５９周年記念行事に、８月２日には第２師団及び旭川駐屯地東北復興記念行事に、また８月７日には千歳基地航空祭に、さらに８月２７日には自衛隊旭川地方協力本部創立５周年記念行事に出席いたしました。

また、基地対策関係では、７月４日、５日に北海道駐屯地基地協議会によります平成２４年度防衛施設周辺整備事業要望を、北海道防衛局、防衛省、総務省、財務省、関係国会議員へ、あわせて北海道駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制維持拡充を求める中央要望も実施し、７月２１日には全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会に出席いたしました。

また、８月５日には、砲撃音に対する要望を北海道防衛局へ行い、さらに８月３０日、３１日には上富良野駐屯地現状規模堅持さらなる拡充及び上富良野演習場拡張要望を道内及び中央要望として防衛省及び関係国会議員へ行ってまいりました。

また、東日本大震災における自衛隊の活動について写真パネル展が７月１２日から２８日まで、社教センターとかみんにおいて、北海道防衛局の主催で開催され、９月２日にはその活動を知る道民セミナーが札幌で開催され出席してまいりました。

次に、懸案でありました社会福祉士の採用についてでありますが、年度を前倒しして、この９月１日付で資格を有する主任生活支援員１名を採用し、保健福祉課福祉対策班兼ねて地域包括支援センターへ配置いたしました。民間の高齢者福祉施設で１３年の経験を有する者で、これからの上富良野町の福祉を担う人材として大いに活躍を期待しているところであります。

次に、認知症高齢者の安全確保に向けた行方不明時の捜索ネットワーク体制の構築についてでありますが、御家族に事前登録を呼びかけたところ、６５歳以上の２７名の方々が登録され、９月７日に警察署、消防署、居宅支援事業所及び福祉関係機関と連絡調整会議を開催いたしました。

なお、この体制整備のため、北海道から地域支え合い体制づくり事業補助の内示を受けたことから、関係する予算を今定例町議会に御提案させていただいており、あわせてこれを機に地域内の意識の高揚や活動の成果につなげられるよう努めてまいります。

次に、まちのパスポート事務についてでありますが、昨年７月に北海道からの権限移譲を受け１年が経過いたしました。この間に受けましたパスポートの申請は１９７件で、従来の上川総合振興局で取り扱いをしていましたこれまでの実績を大きく上回る利用状況となっております。

次に、住宅リフォーム等助成及び省エネ型生活灯補助についてでありますが、８月末現在の実績では

リフォームで３２件、３９９万円、リフォームと同時施工による住宅耐震化で２件、６０万円、また省エネ型生活灯補助については、３０４灯、１，２８２万円となっております。

当事業は、町内に本社を置く事業者による施工を条件としているため、地域経済への波及効果も得ているものと考えており、引き続き助成制度の周知を図り、さらなる二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

次に、農業関係についてでありますが、春耕期から天候不順に加え、この夏はたび重なる集中豪雨に見舞われ、農地や農業施設の被害はもとより、冠水による農作物被害も随所で発生いたしました。

作物別では、既に収穫を終えている秋まき小麦が７月の多雨により収量減、品質の低下があり、平年の７割程度と大変、残念な結果となっております。

また、水稲は平年並みを予想しておりますが、主要作物であるバレイショやビート、豆類を初め、ほとんどの農作物では収量減が見込まれることから、出来秋が非常に厳しい状況にあると認識をしております。

今後におきましては、各関係機関と連携調整し、経営的に大きな影響を受けた被災農業者の皆様に対し、今後、営農に大きな支障が生じないよう支援策の検討を進めてまいります。

次に、商工及び観光関係についてでありますが、７月１６日に町民ビアガーデン２０１１が、かみふらのプレミアムビール（四季彩）実行委員会が主体となり開催されました。

残念ながら、当日は雨天となり公民館での開催となりましたが、多くの町民の皆様に楽しんでいただくことができました。

今年度は、製造量を昨年の１，０００リットルから３，０００リットルに増産し、プレミアムビールの魅力を広く町民の皆様に堪能していただくとともに、地域特性を対外的にアピールし、誘客資源として活用が図られるよう宿泊施設など、観光関連事業者の皆様にもこの取り組みへの参加をいただいた上で、６月下旬から８月中旬までの約２カ月間、町内の飲食店、観光事業所などで御利用いただきました。

次に、７月２４日に開催いたしました、「第３３回２０１１花と炎の四季彩まつり」についてですが、当日は天候にも恵まれ、町内外から約２万５，０００人の来場者をお迎えし、ステージ衣装、あんどん行列、花火などの行事が予定どおり行われ、無事に終了することができました。

「花と炎の四季彩まつり」の開催に向けては、早くからあんどんの製作を初め、イベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、本町のＰＲ活動についてでありますが、８月５日に札幌大通公園西８丁目に開設された、札幌ビアガーデン会場において開催された、「ふるさと北海道応援企画」に、さらに９月２３日はサッポロビール北海道本社が主催するイベント、「北海道はうまい北の大収穫祭」に参加させていただきました。

それぞれ上富良野町の地域資源や特産物などの紹介を初め、パンフレットの配付など、上富良野町への関心を高めていただくとともに、観光等での来訪につなげるため、関係機関の皆様の協力、参加を得てＰＲ活動を行ってきたところであります。

また、東日本大震災の影響も重なり、景気回復の兆しがなかなか見えてきておらず、商工業者の経営実態等についても、今後、注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、景観形成推進事業についてでありますが、９月８日、保健福祉総合センターかみんを会場に旭川開発建設部やシーニックバイウェイ支援センター、独立行政法人寒地土木研究所などの共催により、「人がつながり、人をよぶ、地域が一体となった景観づくり、シーニックバイウェイの原点」をテーマとした景観セミナーが開催されました。

御参加いただいた関係者や多くの町民の皆様とともに、我がまちの景観が貴重なまちづくりの資源であることを深く再認識する機会となったところであります。

次に、国内外交流事業についてでありますが、７月２７日から３日間の日程で西小学校から姉妹校であります、津市の安東小学校へ１０名の児童と引率教員２名の計１２名が訪問し、ホームステイや津市の視察研修などを通じて、両校の友好の絆をさらに深めてきたところであります。

次に、小中学生の部活動等での活躍の状況についてでありますが、小学生においては上富良野小学校スクールバンドが９月３日に開催された、第５６回北海道吹奏楽コンクールで銅賞を、上富良野西小学校２年生の西塚紘汰さんが、全道書道コンクール小学校一、二年生硬筆の部で最高賞を受賞しました。

また、上富良野小学校２年生の樫本空龍さんが、第３１回北海道少年少女空手道錬成大会で準優勝し、８月６日、７日に東京武道館で開催された第１１回全日本少年少女空手道選手権大会に出場しました。さらに、バレーボール少年団が９月１８日に開催された、第２２回深川カップ全道小学生バレーボール優勝大会に出場するなど、コンクール競技会などで優秀な成績を修めております。

中学生においては、上富良野中学校吹奏楽部が９月４日に開催された、第５６回北海道吹奏楽コンクールに出場し、全国大会の出場権は逃しましたが５年連続金賞を獲得しました。

また、上富良野中学校陸上部１３名が９月４日に開催されました、北海道ジュニア陸上競技選手権大会兼ねてジュニアオリンピック陸上競技大会、北海道選手選考会に出場し、円盤投げで増田梨沙さんが優勝し、１０月２８日から横浜市で開催されるジュニアオリンピック陸上競技大会への出場権を獲得するとともに、９月１７、１８日に開催された全道新人大会では短距離チームが４００メートルリレーで優勝するなど、各種大会において優秀な成績を修めており、子供たちの活躍に大きな声援を送るものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、６月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、９月１４日現在、件数で２９件、事業費総額で１億８，３６５万５，５００円で、今年度累計では４１件、事業費総額２億３，７５７万３，０００円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成２３年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　例月現金出納検査の結果について、御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

１ページをお開きください。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成２２年度５月分及び平成２３年度５月分から７月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１４ページにございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号平成２２年度上富良野町教育委員会点検評価報告の件について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（服部久和君）　ただいま上程いただきました報告第２号平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成１９年に改正され、同法第２７条第１項の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の点検評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、公表することとなったところであります。

以下、平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について説明させていただきます。

１ページをごらんください。

本報告書の目的は、教育委員会の責任体制の明確化を図り、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、教育に関する事務の管理及び執行に関する状況をみずから点検・評価を行ったところであります。

次に、点検・評価の内容でありますが、平成２２年度教育行政執行方針にお示しした事業の実績をまとめ、内部評価を行い、教育に精通している学識経験者の意見を聴取し、今後の課題や対応策をまとめ、本報告書を作成したところであります。

町民の皆様への公表につきましては、本議会が終了後、冊子として役場情報コーナーに置き、閲覧していただく予定であります。

評価に当たりましては、教育委員会議や教育委員協議会などの教育委員会の活動状況について、３ページから１１ページに記載し、１２ページにて教育委員会みずからの評価を述べさせていただいております。

また、１３ページから６２ページにわたり、平成２２年度教育行政執行方針においてお示ししました

４８事業を対象として達成度、効果度による評価と、それをもとに総合評価を行ったところであります。

評価の結果としては、２ページの第１表から第３表に記載し、６３ページ、６４ページでは、教育行政評価委員からいただいた意見などを記載しております。なお、ページごとの説明につきましては、御高覧いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。

以上、平成２２年度上富良野町教育委員会点検・評価報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（西村昭教君）　次に、日程第６　報告第３号平成２３年度（平成２２年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、報告第３号平成２３年度（平成２２年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成２２年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じてございません。実質公債費比率は１７．８％、将来負担比率は８０．６％となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じてございません。

各比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全化団体に位置づけられるところでございます。

以上、御報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　報告第４号

○議長（西村昭教君）　日程第７　報告第４号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　ただいま上程いただきました報告第４号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年７月１３日、午後３時１２分ごろ、地域包括支援センター臨時職員が運転する公用車が、業務先より保健福祉総合センターに帰庁した際に、公用車を車庫に入れるため駐車場北側入り口より駐車場に侵入したところ、駐車中の車両が連なって死角になっていた前方左側から進む相手車両を発見し、急ブレーキを踏みましたが間に合わず、相手車両の左側バンパー部分に衝突したものであります。

相手の車両は、駐車スペースを探して駐車場東側の隅まで進み、Ｕターンして西側方向へ走り始めたところでした。互いに駐車場内であり、公用車側も相手車両側も速度は低速であったことから、互いに負傷はありませんでした。

この事故の処理に当たりましては、相手側と交渉しました結果、駐車場内であり、互いの確認不足であることから、過失割合は当方が５０％、相手方が５０％と確認し、示談が成立しましたことから、町側の過失の５０％相当額９万円を損害賠償することで、平成２３年９月１２日に専決処分を行ったところであります。

日ごろから職員に対しまして安全運転に対する注意喚起を行ってきているところでありますが、結果として交通事故防止に対する町民の皆様の信頼を傷つけてしまったことに対し深くおわび申し上げます。

今後におきましても、引き続き職場はもとより、家庭においての交通事故防止に一層努めてまいります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

報告第４号専決処分報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条

第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２３年９月１２日、上富良野町長向山富夫。

記。

１、和解の相手方。

富良野市本町１２番５号、社会福祉法人エクゥエート富良野理事センター長、箭原実。

２、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、社会福祉法人エクゥエート富良野に対し、金９万円を支払う。

(2)相手方、社会福祉法人エクゥエート富良野は、上富良野町に対し、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第８　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　日程第８　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります３項目について質問いたします。

まず１項目めは、災害復旧対策の取り組みについては、抜本的な改修が必要ではないか。台風１２号による９月２日、３日の大雨で多くの被害をもたらし、災害復旧対策で多額の費用の捻出に大変であるが、今回は２３０ミリという昭和５６年以来の雨量で、河川も許容量を超え、大洪水、浸水をもたらした。

改修に当たっては、優先順位を決めて取り組むと考えるが、抜本的な改修が必要であり、護岸工事などは隣町との連携による対策をとらないといけないと考えるが、今回の災害復旧対策についてこれらの対策はどのような取り組みを考えているのか、町長にお伺いいたします。

２項目めは、道内介護報酬減額が打ち出されたことによる介護従事者の処遇が後退することのないような方策を。

平成２１年４月、介護人材の確保、待遇改善等をねらいとして、介護報酬プラス３％の改定が実施され、町としても介護従事者の人件費等の見直しをしたところであるが、今後において北海道の介護報酬減額が介護従事者等の処遇改善に支障を来すことがないのか、支障を来さない方法で町独自の今後の介護従事者の改善を図るべきではないか、町長にお伺いいたします。

３項目めは、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について。

高齢化時代となり、要介護老人の増加に対応する施策の充実として生きがい健康づくり推進協力にコーディネーターの要請や高齢指導者、シニアリーダー、研修等が必要と考えるが、いかがでございますか。

以上、３項目でございます。町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの災害復旧対策に対する御質問にお答えさせていただきます。

今般の９月２日、３日の豪雨は、気象庁が上富良野町に観測施設を置いた昭和５２年以降、町内各地に大洪水を引き起こしました昭和５６年に次ぐ降水量を示し、２日間の積算雨量は２２２ミリメートルに達し、道内での最大雨量を記録いたしました。

この豪雨に伴い農地や道路、河川を含めた水路などに大きな被害を受け、現在、被災箇所は２３０カ所余りに上っており、優先性、緊急性を考慮し、全力を挙げて復旧に当たっているところであります。

本年は、このたびのほか６月１１、１２日、７月１４、１５日、８月１４、１５日と合わせて４回にわたり豪雨による被害を受け、昨年の大雨と合わせて繰り返し被害を受けている箇所も明らかになってまいりました。

このことから、恒久対策を講ずべきところ、また、現況復旧工事にも手法の改善が必要なところ、さらには地域の皆さんの御協力もいただきながら、減災に向けた対策も今後、重要な要素であることを認識し、同じ被害をなるべく繰り返さないように住民の安心、安全がしっかりと図られるよう、諸対策を取り進めてまいりたいと考えております。

また、雨水の流末となる基幹河川につきましては、町が管理する部分と北海道が管理する部分があり、特に北海道の管理河川につきましては、空知川水系として事情を同じくする中富良野町や富良野市と協調、連携して、土砂上げなど計画的な管理や改修の促進を引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの介護報酬と介護従事者の処遇に関する御質問にお答えいたします。

国におきましては、介護従事者の離職率が高く、

人材確保が困難なことから、平成２１年度から今年度までの３年間、介護報酬改定率プラス３％の処遇改善のための緊急特別対策のほか、介護職員処遇改善交付金事業が実施され、要件を満たした事業所の処遇改善が図られたきたところでありますが、現在、進められております国の社会保障審議会の介護給付分科会における次期介護報酬改定議論におきましては、それらの継続についての動きがない中で、来年１月の答申に向けた検討がなされている段階にあります。

厚生労働省では、次期介護報酬改定に向け、介護報酬に占める人件費を全体的に引き下げて財源を捻出し、都市部への割り増しに充てるよう、国家公務員の地域手当に準じて現在の５区分、ゼロ％から１５％から７区分のマイナス４．８％からプラス１３．２％へと細分化する案を分科会へ示しており、分科会におきましては、今週、公表予定の介護事業経営実態調査結果の人件費割合を踏まえ、介護報酬改定に向けての審議が進められる予定との情報を得ているところであります。

北海道の地域区分につきましては、札幌市を除くすべての市町村が最低ランクに位置づけられていることから、このままの議論で推移すると北海道内の介護報酬が減額改定されることが懸念されるところであり、今後の議論を注視してまいりたいと考えております。

御質問にあります、まちが運営している施設の介護従事者につきましては、臨時職員がその多くを担っており、その人材を確保するため国の動きとは別にこれまで町独自で適時、処遇改善を図ってきているところであります。

平成２０年度には、介護職員の前歴経験年数に応じた賃金の引き上げ改定を行い、本年度も平均３．８％の賃金引き上げ改定を図ったところであり、今後、国の介護報酬の人件費部分の引き下げが行われたといたしましても、賃金の引き下げは考えていないことから、処遇改善には支障を来さないものと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に関する御質問にお答えいたします。

高齢化社会を迎え、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりはこれからのまちづくりにおいて大変、重要であると理解しており、各１２組織や自主グループ、関係機関と連携しながら、ふれあいサロン事業や老人クラブ、いしずえ大学、お元気会など、さまざまな活動の分野の活動の中で、教育分野や福祉分野などで活躍されている指導的な方々の御協力をいただきながら、事業を展開しているところであります。

御質問にあります健康づくり推進協力員は、制度の名称から生きがいづくりクリエーターと呼ばせていただきますが、このクリエーターは、現在、町にはおられませんが、高齢指導者につきましては４名の方がスポーツ活動の大会開催や指導、あるいは地域の自主グループの支援に積極的に活躍され、毎月の研修にも参加し、研さんを深めておられます。

今後におきましても、町の社会福祉協議会を通じて、北海道社会福祉協議会の長寿社会推進センターでなされているクリエーターや高齢指導者の育成、研修に努めるとともに、町内にはさまざまな分野で高い能力を有している方もおられますので、そういった方々の協力もさらにいただきながら、地域での活動が活発に展開されるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　１項目めの災害復旧対策の抜本的な改修のところですけれども、ことしほど町長もおっしゃいましたけれども６月から４回にわたって、自然災害の恐ろしさはもう知らされた年でなかったとか思いますけれども、被害的には上富良野町が一番大きかったのではないかなと思っております。

２３０カ所、その前の月は１２２カ所ということで、今回も直すかどうか、また被害に遭ってしまうという状況なのですけれども、同じ場所が何回もやられているという状況がありまして、コルコニウシベツ川の氾濫とか、デボツナイ川氾濫は、中富良野町と上富良野町と富良野市、川一緒に流れておりますので上流は狭くて、下流に流れ込むのですけれども、その許容量が飲み込めませんから氾濫が起きているわけなのです。

途中までは道の管轄かと思うのですけれども、土現ですとか、道、国に強く要望していただいて、それで上流を広げる護岸対策が必要だと考えるのですけれども、それぞれ各町村の状況も事情も違うわけですけれども、計画的に改修していくということなのですけれども、隣市町村との災害復旧対策の協議会、これらあたりは立ち上げるという、この点なんかはどのように考えてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

それから、これだけ災害に遭いますと、本当に予測、想定外とも言っておれないような状況もありまして、それで別枠の災害復旧対策費として、来年度からは幾らかの予算づけをする必要があるのではないかなと、そういう費用をとっておくという、別枠

でそういうことが必要でないかということがあると思うのですけれども、この２点につきまして町長、どのようにお考えになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、行政報告でも報告させていただきましたように、非常にまず基本的な認識といたしまして、今まで例えば１０年、２０年というようなスパンで考えますと、最近でこそ想定外とか、ゲリラ豪雨とかというように表現しておりますけれども、私の認識といたしましては、この北海道、日本も含めまして夏の気候がそもそも大きく変化をしてきているという、ということはこれからもこういう雨の降り方は起こり得るという前提でインフラ整備を進めていかなければならないというふうに、まず基本認識を改める必要があるというふうに考えております。

特に、本町の今回のこの夏の災害の足跡を見ますと、先ほど議員からもお話がありましたように、町が管理する河川と、それと同じラインとなっております道管理河川、これらの不整合は非常に上流部において氾濫を招いたり、畑、家屋の浸水等につながっているということもございまして、北海道のほうに私も早速この窮状を訴えてお邪魔してきましたが、北海道としてもそういう道管理河川が十分な管理を平素からされていなかったということは薄々認めてはいるのです。しかしながら、道、北海道の財政事情もあって、地元の町村に大変迷惑をかけているということは、そういう理解をしてくれております。

しかしながら、お話ありましたように、特に道管理河川については、他町村にまたがっておりますので、今、首長でお会いしまして、共通の話題として災害対策は今、非常に話題となっておりますが、既に例えば道管理河川の河川の清掃と申しましょうか、土砂上げもさることながら雑木を切ったり、そういったことは強調して要望していこうというようなことは既に共通認識として持っておりますので、これからもそういうまず大きな河川から順次、上流に向かって整備がされていくように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、予算の持ち方について御発言ございました。先ほど申し上げましたように、あらかじめそういう災害に備えた予算のフレームとしておくことも、一つの考え方としてはあり得る、検討する必要があろうかと思いますけれども、できることであれば私は恒久対策を年次的に計画性を持って、当初予算に災害対策としてではなくて、インフラ整備として、そういう計画的な予算を立てていくことのほうが、むしろ安定して計画を立てるということでは望ましいのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、そういう措置が必要だということはもう認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　よく町長も把握してらっしゃるということなのですけれども、予算的にはそういうことはどうかということをおっしゃいましたけれども、何回も同じところがやられていますので、ぜひ上流の流れをやはり隣の町村とも連携してやらなければいけないと思います。上流を広げるということも考えないと、同じ繰り返しになりますので、先送りしないで早めに取り組んでいただきたいと思います。

それから２項目めの北海道の介護報酬は減額改定されても、介護従事者の処遇改善が後退しないようにというところでございますけれども、国の動きとは別に町独自が処遇の待遇改善を図っておりまして、その介護従事者の処遇に支障を来さないと思うというような答弁をいただいたのですけれども、思うというのはどういうことでしょうか。

今のところは余り、２３年まではきたのですけれども、２４年度以降は考えていないということなのでしょうか。

平成２３年までは人件費の賃上げも３．３％、賃上げすることができたとしましても、北海道の介護報酬が減額されますと、当然、事業所に入ってくるお金も減りますし、第一被保険者６５歳以上の方は負担金額が少し下がるということになるかもしれませんけれども、やはり当然、事業所に入ってくるお金が減れば、やはり人件費も抑えるというふうになっていくのではないかと。

それで、一番先にこれまでは、２３年度まではこういう方法で進んでまいりましたけれども、今、介護従事者のほとんどが臨時職員の方が担っているということなのです。そうすると、そうだとすれば臨時職員の人たちの犠牲の上で処遇改善がなされてきたのだと言っても私は過言ではないと思います。

こういった人方を正職にしていくということも、処遇改善の一つではないかと考えるのですけれども、そのところはどのようにお考えになるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護報酬の関係についての御質問にお答えさせて

いただきますが、賃金の国の仕組みが変わった中で、本町において処遇改善に支障を来さないと思うというふうにお答えさせていただきましたが、これは国の制度が給与部分の賃金の見直し、改定が行われていたといたしましても、上富良野町の介護職員の処遇には影響が及ばない仕組みとなって現在おります。

これは、賃金表を改定して臨時職員の方々の支給水準をその活躍に応じて反映されるように、年次を追って改定させていただいておりまして、それが十分かどうかという議論はまた別といたしまして、十分その期待にこたえれるような姿勢を理解してもらえるような仕組みを仕組みとして改定してきておりますので、国のその動きには影響を受けないというふうに申し上げてよろしいかと思います。

それから、臨時職員の正職員化についてのお尋ねでございましたが、これにつきましては理想型としてはそういう形が一つの形としても想定できるのでしょうが、私といたしましては処遇の改善をさらに改善を重ねていくことによって、臨時の職員の方々にも生きがいを持って働いていただけるような環境を整えていくことも大きな一つの方策だと考えておりますので、そのように御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　今までは本当に大変、頑張っていただいて、介護報酬も３．８％、ことしに限っては賃上げをしてこられたということですけれども、これまではできましたけれども、やはり国の報酬が変われば、幾ら町独自の対応をするとおっしゃっても、その財源、結局、どこで来年度、介護保険料も改定になりますけれども、まさかその介護保険料のほうに上乗せを見込んで、そんなに高く介護保険料するわけにはいかないと思いますし、財源の手当というのは一般財源を繰り入れていくのかなと思うのでけれども、計画は確かに２年、３年後、賃上げをしていくという計画はできておりますけれども、果たしてこれは今、計画を見直すことになるのではないかということで、私は処遇を来さない、後退しないような、支障を来さないように方策を練ってほしいと思っているのですけれども、その財源の見込み、そこらあたりはどうなのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護給付費の財源をもって介護職員の賃金の原資、その処遇改善の原資に充てるという仕組みにはなっておりませんので、国の制度は先ほど申し上げましたように、国の制度の中において人件費部分が改定がなされたといたしましても、確かにその事業所側から見ると確かに影響は及ぶでしょうが、働いておられる職員の方、臨時職員の方々について処遇がそれによって影響を受けるということはしませんし、財源については町の一般財源をもって充てる仕組みになっておりますが、それらについてはこれからその処遇改善を図ること、処遇を改善していくことによって、町の他の事業に影響が及ぶことがないように工夫をするなり、中身を見直すなんてということは、これはもうほかの事業も全く共通しておりまして、非常に一生懸命働いていただいております看護の職に就いておられる方々の処遇については、しっかりと支えていくように配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　改善を考えていくということでいただいたのですけれども、介護従事者のほとんどが臨時職員の方だということで、そういう方が大変、担っていただいている状況ありまして、この方たちは正職員の方に比べると３分の１ぐらいの賃金でございますし、また、特殊勤務でもあります。

専門的な知識を身につけてやってらっしゃるわけでもありますし、この特養に至っては何年間で民間に移譲するとか、そういった計画というのもございませんし、今のところは町でやっていくというような方向づけでございますけれども、そういったことで臨時の職員の方がだんだん多くなっている状況もあると思うのですけれども、こういった臨時職員の方の処遇、これも処遇改善の一つでして、町長は改善していくと、このようなお話ですけれども、ちょっとあいまいですので、ここらあたりは正職員に上げていくとか、そういう改善が考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　３番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

臨時職員の処遇含めまして、町として手数を正職員のみならず、臨時職員も含めて町の行政全般を適正に執行できるような仕組みを常に工夫もしながら取り進めさせていただいておりますが、特に介護職の現場におきます状況については、非常にハードな仕事をなされているということは、私も承知しておりまして、しかし他方ではやはり町民の尊い税金を使って事業運営がなされているわけでございまして、あるいは利用者の御負担もいただきながら運営をしていくという両面を備えておりますので、そこはやはり事業として安定して成り立つようなこと

も、片方では重点を置いていかなければなりません。

そういった、総合的判断の結果、現在のような職員の体制をとっているところでございまして、今のところこのような仕組みで対応していくことが現実、経営につながっているというふうに考えておりますので、しかし何度も申し上げますけれども、現場で働いておられる方々の状況をしっかりと把握して、その処遇については最大限、できるだけの対応はしていくことは当然だというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　それでは、３項目めの健康づくりの件でございますけれども、生きがいづくりクリエーターや高齢者指導者の養成、研修に努めていくという御答弁をいただいたのですけれども、できるだけ早くやっていただくために、今の現状を申し上げますと、お元気会は社会福祉協議会が在宅介護予防という事業で委託をされております。ここは７０万円という予算もついております。６５歳以上の高齢者の方、最大２０名ぐらいでお元気会はやってらっしゃるわけですけれども、この会議は社会福祉協議会の専門職の方だとか、栄養士さんですとか、看護師さん、４名ぐらいが担当してやってらっしゃるのです。

ところが、健康づくりの指導がそのようにしてされているわけですけれども、あと三つの自主グループについては、会員の中で一人がリーダーになって、１人５００円を集めて、そして自主的にリーダーがいろいろと考えまして健康づくりにボールですとか、いろいろなことを考えながらやっているわけですけれども、リーダーの負担が大変、大きいわけなのです。

ただ、会の自主性に任せるだけではなくて、やはり６５歳以上の方は国保加入者が多いわけですし、また、こういった人が生きがいを持って介護予防、あるいは健康でいる、健康に励んでもらうということは、医療費の抑制にもなりますし、こういった自主グループの何か予算づけと、そのクリエーターの養成、自主的に集まってやっているのですけれども、そこらの支援を考えていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の高齢者の指導等に対する御質問にお答えさせていただきますが、現在、町におきます指導者、あるいはクリエーターの状況につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、そういうこれから長寿社会を迎えて高齢者の方々にどのように健康で長生きをして、そして社会に大いに活躍をしていただくような、そういうサポートが大事かということは、私も全く同感でございます。

しかしながら、ただ野放しで皆さんお好きにどうぞというわけにはいきませんで、やはり指導していただける方が中心になって指導していただくという体制が整っていなければ、これはなかなか実が上がらないというふうに理解しております。

今後、そういったさまざまな活動、あるいは自主グループの活動等に対しまして、全般的にそういった体制がもし十分でないと、あるいはもう少しこういう面を充実してほしいというような具体的な提言、あるいはお話等が聞く機会がありましたら、それはもう率直にお聞きいたしまして、また社会福祉協議会とも連携をとりまして、指導者の養成がさらに必要であれば当然、加えてそれが議員お尋ねのように予算をもってお手伝いをさせていただくことが有効であれば、それは当然、そういう方法も考慮していかなければならないと思います。

私、現在の認識としては、どこに過不足かあるのか、あるいはどこが十分でないのかということ、しっかりとまだ認識に至っていない部分もありますので、これから現場を通じてそういう実態をよく理解した上で、そういう高齢者の方々が生き生きと暮らしていけるような仕組みには十分に応援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　今のしっかりまだ現状を把握していないものもあるとおっしゃいましたので、一応そういうことで、今、現況、自主グループの活動を申し上げしたわけなのですけれども、そういった方も本当にどのようにやっていいかわからない状況がたくさん持っていまして、それで札幌の中央区の北２条西７丁目、そこに長寿社会推進センターというのがございますして、そこでいろいろなことの研修を教えてくれる場所もありますので、そんなにお金もかかりませんし、そういった指導者の育成、やはりそういう人がいらっしゃらないとなかなか自主的にやっていこうという、本当に自分の健康は自分で守るものということで、以前に何年か前には所管の行政調査で行きましたら、そこの本州ですけれども地域上げて、健康づくりに取り組んでおりまして、そういう養成リーダーをつくりまして、核になる方をいっぱいつくりまして、そして健康づくりを競い合っていると、そういったところを前の所管の委員会で見てまいりまして、本当に町民が健康で生きがいを持って生活をしていくということは、本当にいいことでございますし、やはりそんなにお金も

かかりませんので、行政としてはそういったものに指導者養成づくりに力を入れていただいて、リーダー養成にぜひ取り組んでいただきたいと思うのですけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　村上議員の御質問に、高齢者の指導者づくりについての御質問にお答えさせていただきます。

議員からお話がありました、札幌にあります長寿社会推進センター等で実施されております指導者の養成、これらにつきましてもそういう養成であり、みずから手を挙げて勉強したいという方がおりましたら、それは応援できるようなことは考慮していまりたいというふうに考えております。

そういう活動も大事でございますし、あわせて現在、町で取り組んでおります保健指導あたりしっかりと連携をとって、すべての皆さん方が健康で長生きをしていただけるような仕組みのためには、これから特にこの少子高齢化という時代を迎えておりますので、非常に大きなテーマだというふうに理解しておりますので、これからも意を用いてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

以上をもちまして、３番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番今村辰義君の発言を許します。

○１１番（今村辰義君）　私は、さきに通告してあります２項目につきまして御質問させていただきます。

まず１項目めでありますが、少子高齢化社会が進む中、バリアフリー化された公営住宅の推進をであります。

少子高齢化が進む中、本町においてもひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が年々ふえ、高齢者が高齢者を介護するという老老介護の状態も多くなっています。だれもがいつかは高齢者となり、また障がい者となる可能性があります。

こうした現状から、これからは一人でも車いすでの生活が可能なバリアフリー化された住居がさらに求められるようになってくると思われます。それは、公営住宅においても同じであります。

地域福祉計画には、公営住宅は抽選でバリアフリーのところがあるのに、待たされている方がいるとのアンケート調査が記載されています。また、同じページに実践事業の内容といたしまして、高齢者、障がい者に優しい公共施設や公営住宅等のあり方の調査研究の項目があり、２１年度から２５年度まで毎年、調査研究を実施するように計画されています。

これらを踏まえての御質問ですが、まず１点目、バリアフリー化された公営住宅は現在どこに、何戸あるのですか。

２点目、そのバリアフリー化された公営住宅を必要とし、そこへ入居している障がい者、あるいは世帯の戸数及び入居できずに待たされている方、これも世帯の数は、今後予測する見積もりも含めてお伺いいたします。

３点目ですが、バリアフリー化された公営住宅が現に不足している、あるいは不足が予想されるのであれば、その方面からもバリアフリー化された公営住宅の新築、あるいは大規模改修が必要と考えますがいかがでしょうか。以上について、町長の考えをお伺いいたします。

２項目めでありますが、子宮頸がんのワクチンの早期接種の必要性と対策についてであります。

道のまとめによりますと、道内の市町村が原則として中学１年から高校２年の女子を対象に全額を公費助成する子宮頸がんワクチンの接種率が７月末時点で３１％にとどまっているということがわかりました。

この原因は、一時のワクチン不足が影響して低迷しているとの見積もりもございます。各市町村の助成事業は、国が費用の半額を負担する制度を活用しています。ただ、国の助成は本年度までであり、助成が来年度も継続されるかは未定で、３回の接種を本年度以内に終えるには、今月末が初回の実質的な期限であります。

そこで御質問でありますが、１点目、この状況を町はどのように認識し、どのような手段で接種を呼びかけてきましたか。

２点目、道と対比できる７月末時点での町の接種率は何％でしたか。

３点目、９月末での初回の予防接種率は幾らになりますか。

４点目、町としても国に対して助成期間の延長を要望する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの公営住宅のバリアフリー化に関する３点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目のバリアフリー化された公営住宅の戸数についてでありますが、当町におけます公営住

宅の整備につきましては、北海道の公営住宅高齢者対応設計方針に基づき整備を図っておりまして、平成５年度以降に整備しました富町団地５９戸、東町団地４０戸、泉町、北団地２４戸の３団地、１２３戸が現在、バリアフリー化された公営住宅となっているところであります。

次に、２点目のバリアフリー化された公営住宅への障がい者の入居及び待機の状況についてでありますが、公営住宅の家賃の決定に当たりましては、年１回、入居者の方々から収入申告をいただいているところでありまして、その折りに必要書類として障がい者手帳を取得されている方につきましては、その写しをいただいており、現在、富町団地に２名、泉町北団地に１名の方が入居されております。

また、入居できずに待たれている方の有無につきましては、現在、入居希望者の中にはバリアフリー化された公営住宅を求めている方はいない実態にあります。

次に、３点目のバリアフリー化された公営住宅の新築、大規模改修の必要性についてでありますが、現在の入居者の実態からバリアフリー化された公営住宅が不足しているという状況にはないと認識しているところでありますが、今後、少子高齢化社会が進行する中にありまして、住宅のバリアフリー化とともに、ひとり暮らしの高齢者等に対する配慮など、公営住宅に求められる機能は多様化してくるものと思われますので、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

一方、経過年数のたった公営住宅につきましては、バリアフリー化する予定はありませんが、今後の公営住宅の建設が計画されるものにつきましては、北海道のユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づき建設されますことから、必然的にバリアフリー化されますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの子宮頸がんワクチン接種に関する４点の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目のワクチン接種の状況と呼びかけなどについてでありますが、町では次世代を担う子供たちの体を守るために子宮頸がんワクチンの接種は重要であることから、さまざまな方法で呼びかけを実施してきました。

１月には、個別通知とあわせ、保護者や高校生を対象とした学習会を４回開催し、述べ２５６人が参加しており、３月以降はワクチン不足のため段階的に接種勧奨を行ってきましたが、７月中旬に安定供給が図られましたことから、直ちに未接種者に個別案内を行い、９月に再度、個別案内を実施したところであります。

次に、２点目の北海道が調査した７月末における本町の初回接種率でありますが、５９．４％となっております。

次に、３点目の９月末での予想初回接種率でありますが、８月末に７５．６％であったことから、約８０％と見込んでいるところであります。

次に、４点目の国に対する助成期間の延長要望についてでありますが、現在、国におきましても基金の延長を検討中であることから、町村会等を通じ情報収集を行い、その推移を見て対応してまいりたいと考えております。議会としてもぜひ、御協力いただければと思っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　まず１項目めの質問、バリアフリー化された公営住宅の推進について御質問いたします。

先ほど言われましたように、平成５年度からバリアフリー化された公営住宅は３団地で１２３戸あるということでございますが、１人でも車いすでの生活が可能ということは、２階建てで、１階でないと無理だと思うのです、エレベーターもついていないから、これはよろしいですね。そうなると、約半数ということで、これは判断してよろしいのですか。ひとり暮らしで車いす、屋外にも出ていける、そういった生活できるのは約半数ということになると思います、それでよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、当然、２階に車いすの方が上がられるという設備が施されておりませんので、車いすでの行動を想定いたしますと２分の１という考え方が当たっているかなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　わかりました。

２点目の質問に入っていきたいと思います。障がい者の入居状況というのは、年１回、入居者の方々からの収入申告時の必要書類として、障がい者手帳を取得している方からその写しをいただいている、それによって把握していると。現在３名おられるということは承知いたしました。

答弁にもございましたように、平成５年度からの公営住宅は、北海道公営住宅等安心居住推進方針に基づいてやっていると、これを見ると後にも出てきました北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針、このユニバーサルデザインに基づいてやりなさいと、こちらも言っているわけです。ユニバーサル

デザインのほうを見ますと、住居の基本的な部分の共通項目の考え方ですが、身体機能が低下した高齢者、別に障がい者だけではないわけです。車いす使用者が安全で屋内を部屋の中で移動でき、日常動作を行えること。

もう一つあるのです、子供から高齢者、子供さんもそうなのです。子供から高齢者、車いす使用者までが、すべての入居者がわかりやすく使いやすい住宅設備をすること、いろいろあります。

何を言いたいかといいますと、障がい者の方だけでないということでございます。当然、先ほどの質問で言いましたけれども、この高齢者、障がい者に優しい公共施設や公営住宅とのあり方の調査研究、これはもう２１年度から行っているというふうに地域福祉計画には載っています。当然、このいろいろな方々を掌握していると思うのです。

そういった中で、どこまで入居状況をその人たちも含めて掌握しているかについてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、障がい者という公営住宅に対します障がい者の押さえ方と申しましょうか、とらえ方につきましては、障がい者手帳をお持ちの方を指して障がい者という示し方をさせていただきましたが、また、最初の答弁の中でも述べさせていただいておりますように、これから少子高齢化の中で生活、そういう身体機能を十分有しない方は当然、想定されます。

そういった方に対しましても、あるいはひとり暮らしの高齢者の方々に対しましても十分、配慮できるような、配慮したような公営住宅の機能を高めてまいりたいということでお答えさせていただいておりますように、必ずしもそういう障がい者として認定を受けられているから、いないからという、そういう形で区分するのではなくて、そういう身体機能が十分でない方に対しましても、生活に不自由を来さないような、そういう配慮した公営住宅のあり方については、これからもそのようなことを基本に取り進めをする予定でございます。

それから、現在のそういうニーズについては詳細に調査した内容については、私は現在、手元で資料は持ち合わせおりませんが、いずれにいたしましてもその都度、入居希望者を募る段階でそれぞれの希望者の実態を把握した上で入居に当たっての選考については、そういったことも配慮して選考しているというふうに理解しておりますので、今、非常に不便を感じて待っておられる方がいないということも聞いておりますし、しかしながらそういう方々が潜在的にもしいるものだとすれば、それは調査の中で明らかにしてまいりたいと思いますし、今、議員御案内だと思いますけれども、本町におきまして住生活の基本計画を策定する作業が現在、進行中でございます。

それらにおきましても当然、公営住宅も一つの研究課題、検討課題となっておりますので、そういったことの中でも、その障がい者の定義を広く押さえて、あらゆる方々が不自由なく暮らしていけるような将来の住生活、町としての住生活の計画に反映させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　先ほど１２３戸ですか、それの半数ぐらいが車いすでの生活が可能であるということでしたが、これは車いすで玄関から外にも出て行けるというふうに理解してよろしいのですか、これが一つ。

それと、調査研究をやっているという話は、最後は承知していないという話でございますが、重々そこには思いを寄せて考えているというふうに理解したいというふうに思います。

また、アンケートの一つにありました公営住宅は抽選でバリアフリー化されたところがあるのに待たされている方がいると、これは平成２１年度に出したやつですから、多分アンケートは２０年度ぐらいかなというふうに思いますし、年数もたっているし、また入居申し込み方法が住宅困窮度基準というように変わったというのも承知してございます。

このアンケートにある困っている方が入居しているというふうにも思うのですが、これは追跡調査してやっていて、その後どうなったかわかりましたら教えてください。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君）　１１番今村議員の御質問にお答えします。

まず１点目の車いすで外に出られる公営住宅ということで、先ほど町長のほうからお答えしましたとおり３団地の部分の先ほど２分の１と言っておりますが、すべての住宅については玄関から外に出るスロープはついておりますので、その部分については可能かと想定しているところでございます。

また、２点目の公営住宅で抽選でバリアフリーのところがあるのに待たされているという件でありますけれども、これにつきましても先ほど議員述べられましたとおり、平成２２年度が住宅の困窮度を点数化しまして、それにより入居者を決定させていただいているところでありまして、その後、障がい者であるかどうかの確認もそこでいたすところであり

ますけれども、それは点数に加算されますので、その時点で昨年の最初のころには障がい者の申し込みがあった方はいらっしゃいません。たまたま、その人方については、点数の他の人より低かったものですから、選考からは漏れたところでありますが、その後また追加の申し込み募集をかけていたときには、再申し込みがないところから、今、現在はその人は入居を希望していないということで、こちらも認識しておりますので、先ほどの答えのとおり、今現在、こちらのほうで承知している部分としては待機している者がいないということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　追跡調査の話ですけれども、障がい者の方、申し込んだけれども、点数が足りなくて選考から漏れたと。障がい者の方はやはり優先して、そのとき入れる必要もあったのかなというふうに思います。

私はなぜ、こういう質問をするに至ったかといいますと、東日本大震災で内地の茨城の方ですけれども、車いすでの生活している方、上富良野に移住してきたいということで、公営住宅、町営住宅があいているかという質問からでございました。

いろいろ聞いたら最初はないという話だったのですけれども、富町の１軒があいていると、８月のお知らせ版でも掲載するというお話も聞きました。結果、その人はいろいろな事情がございまして取りやめになったわけでありますけれども、そういった経緯がございまして、障がい者の方などがどれだけの生活できるようなバリアフリー化された町営住宅があるのかなということから考えていったわけであります。

そこで３点目の質問でございますけれども、バリアフリー化している公営住宅が不足しているという状況にはないと認識していると言われました。現在、まさしく申込者がいませんし、不足しておりません。私は、これはどうかなというふうに思います。なぜかといいますと、現在はないかもしれない、これから先ほど言ったような震災者の方が移住を申し込んでくるかもしれない、そういう障がい者の方です。あるいは、町の方も来るかもしれない。

しかし、多分、満杯になるのでしょうね、この８月の富町の１軒も、そうなるとないわけです、空き部屋が。空き部屋がないというのと、１２３軒の半数はバリアフリー化されているというのは、これは違うと思うのです。バリアフリー化された住居ほしいということになっても、健常者の家庭で１階に住んでいる家庭を出ていってもらうわけにはいかないでしょう。そういった場合は出て行ってもらうのですか、そういったところの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君）　１１番今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

障がい者が申し込みしてきたところに健常者が入っていると、この場合、その人に出て行くようにするのかという件でございますが、まず住んでいる方について要件を満たしている方が入っているわけですから、出て行けということにはなかなかならないのかなと、それは当然のことながら次にあいているところを待ちまして入居の申し込みをしていただくというのが原則になるかと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　わかりました。

それらを踏まえても、不足している状況にないという認識しているということは少し考えていただきたいなというふうにも思います。

北海道のユニバーサルデザイン住宅整備指針ですか、これらに基づいて今後、町営住宅等が建設なされていくということでございますが、このバリアフリー化された公営住宅の必要性と今後、必要ですよね。ひとり暮らしでだれでも障がい者になる可能性もございますので、あるいは機能も衰えていきます、だから必要であります。

だから、町の公営住宅の新築計画とかどうなっているかわかりませんけれども、先ほど言いましたように現在、実際バリアフリー化された公営住宅があるようで空き部屋がないわけで、その現状を踏まえますと、やはり早急な公営住宅の新築ということも考えなければいけないと思うのですが、この点については町長、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の公営住宅の今後の考え方についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、先ほどもお答えさせていただきましたように、町では町の住生活基本計画を今、策定中でございます。

その中で、私の思いといたしましては現在、老朽化しております公営住宅を新しい公営住宅に建てかえをしていくこと、この場所だとか規模、それらついては全く今、具体的に説明できるものは持ち合わせておりませんけれども、いずれにいたしましても公営住宅の整備促進は新築も含めて、これは行っていく必要があると認識しておりますので、今回のこの計画策定の中でそういった方向性も皆様方にお示しできるようになるというふうに思っておりますので、ぜひそういう中身を十分に承知していただきま

して、そういう方向に今、議員からお話がありましたようなユニバーサルデザイン、当然、そういうコンセプトで計画をしていくことになろうかと思いますが、そういう計画を私の念頭の中にはあるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ぜひ、そのような方向に進んでいってほしいというように私は考えています。

まだバリアフリー化だけではないですね、本当に老朽化されている、いろいろな中の設備等も考えたら、やはりこれは新築、大改築を考える必要があるということでございます。

その他の質問になるのですけれども、入居基準、特に敷金というのが３カ月あるわけです。あれは、家賃で、家賃は基本的には国民年金をもらっている方々はいいのですけれども、厚生年金等をもらっている方は年間の所得が多くなりますよね、なかなか入居基準と照らすと入れないということなのですが、ここを見直す考えはございますか。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君）　１１番今村議員の入居基準の関係の収入の関係だと思いますが、もらっている収入の種類にはそれぞれ種別はございませんが、年間の収入において、ある一定以上の収入があると入居基準に満たないということになりますので、あくまでも収入による関係でありますと、これについてはルールがありますので、そのルールに基づいて対応してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　地方分権の絡みで、公営住宅法も一部改正されて、地方に幅を持たせるようになってきています。

２４年度には同居親族関連、２５年度の４月１日からは入居基準等も見直すように、要する自主裁量の余地があるようになってくるわけです。地方分権の時代でございますから。そこを考えて、こういったものはこれからどんどん出てきます。そういったものを踏まえて、今、非常にハードルが高いと思うのです。その半年後、１年半後にそういった見直す考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　今村議員、ちょっと済みません。質問の最初の趣旨と大分それてきておりますので、最初の趣旨に戻るように質問をお願いいたしたいと思います。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番今村議員の公営住宅の入居基準に対する考え方でございますが、そもそも公営住宅のあり方、公営住宅そのものの定義がもう御案内だと思いますが、低所得者において住宅に困窮する方々を国の政策によって支えていこうというのが私が理解している公営住宅の本来の姿だというふうに思っております。

それらを満たすために、さまざまな入居基準が設けられておりまして、これは一地方自治体が裁量を持って、特別の事情がある場合は、それは許されている範疇だと思いますが、一般的な入居基準を町の裁量によって変化を加えていくということは、国としては想定をしていないことだというふうに理解しておりまして、町での裁量の範囲内でのいろいろ工夫等は、これは意識しておかなければならないと思いますが、根本的な部分が町の裁量によってかえるということは大変、困難であるというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　わかりました、ひとつよく考えていただきたいなというように思います。

２項目めの子宮頸がんワクチンの再質問に入らせていただきます。

非常に答弁をお伺いして安心してきているところでございます。１点目、２点目、若干あるのですけれども、こういったものは質問省略いたしまして、３点目の質問に対して９月末までの初回接種率は約８０％と見込んでいるということでございます。これは非常にすばらしいなというふうに、そのように私は感じます。

そこで、８０％はすばらしいと本当に思うのですけれども、残りの２０％の方おられるわけですよね。この残りの２０％の方の未接種の方々に対して今後、どのように対処していくのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　今村議員の子宮頸がんワクチンの接種に関します御質問にお答えさせていただきます。

未接種の方が想定で約２０％ぐらいになろうかと思います。これらにつきましては、現場を預かっております担当課長等からいろいろお話は伺っておりますけれども、潜在的にさまざまな形で現場では周知をするために指導をさせていただいたり、あるいは情報提供させていただいたりしている努力は重ねております。

しかし、とにかく理屈ではないのだと、接種は受けたくないし、受ける気持ちもないという方が潜在的に、この接種に限らずそういう定期接種、任意接種含めて、そういう方々が潜在的におられるのだと

いう実態も町にはあります。

そういった方々はどうしても理解を得られない方々もおられるということで１００％にならないという状況にございます。

しかしながら、それではお好きにというわけにもまいりません。しっかりと誠意を持って、その接種をしていただくような、そういう働きは十分に続けてまいりたいと思いますし、そのように対応するように担当課にも指示してありますので、少しでも接種率が上がるように、これはこれからもしっかりとサポートしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　非常に８０％というのは、７月末時点で道が３１％ですから、非常にすばらしいというふうに思います。残りの２０％の方も多分、そうだろうというお考えもお聞きしましたので、わかりました。

４点目の質問で、国の助成が今年度末で切れるわけでございますけれども、それに関連するわけですが、毎年、新中学２年生の女子という方は何十人か出るわけですね。そういう方は今後どうしようとしているのか、あるいはこの中学１年生から高校２年までの方だけの対象でなくてもいいよという文献も読んだことあるのです。大体５０歳ぐらいまでいいというような年齢も書いてございました。

こういう助成をやっている以外の対象の方々の子宮頸がんワクチンの接種ということについて、どのようにお考えているのか、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　今村議員の子宮頸がんのワクチン接種についての御質問にお答えをさせていただきますが、現在、国で対象者としております枠外の方々につきましては、ちょっと専門的な私、知識も持ち合わせておりませんので、どのようにお答えすればいいかという材料を持ち合わせておりませんので、ちょっとその判断ができ兼ねますが、私といたしましては最初の答弁でもお答えさせていただいておりますように、この制度が大事だと、大変、大きな結果と申しますか、効果を生むワクチン接種だというふうに考えておりますので、国の制度がどういうふうに展開していくか推察できませんが、私といたしましては、これがこれからも続くことを願いますとともに、町といたしましてこれは重要な政策だということは意識しておりますので、そういうようになるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　わかりました。

先ほど質問逸脱いたしまして、これから気をつけます。終わります。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１１番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前１０時４７分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、１０番一色美秀君の発言を許します。

○１０番（一色美秀君）　私は先般、出してございます３項目について町長にそれぞれお伺いいたします。

まず１番目、水害対策について。

一つ、道路、農道、用水路、河川の被害。

２、農作物の被害。

上記、２点の実態調査の報告と、町としていかなる対処をしてきたか。さらに、今後の対応についてお伺いしたい。

２項目め、商工業者の年末資金対策について。

町独自の融資制度による商工業者の年末の資金繰り対策について。

３・１１の震災により、商店街、飲食街の売り上げの落ち込みが非常に大きく、さらに農家の水害による収入減により、消費は冷え込むものと思われます。

売り上げの減少は当然、年末の資金繰りを圧迫する、短期的にでもつなぎ融資をして町の商工業者の救済に努めるべきであり、町の対策について考えをお伺いしたい。

３項目め、認知症対策について。

一つ、地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業により、徘徊高齢者捜索ネットワークが構築され、現在、２７名の登録があるとのことでございますが、潜在者がまだまだいると思われます。個人情報等の絡みもあるが、その調査と認知症患者を抱える家族や住民への啓蒙や意識改革が必要と考えるが、町はどのように進めているのかをお伺いいたしたい。

２点目、認知症患者の受け入れ体制は町としてどのように考えているのかを伺いたい。当町では、認知症の方がふえてきております。地元で受け入れる施設がなく、家族だけでは抱えきれない、他町村の民間の施設では経済的な負担も非常に多く、しかも家族や友人と離れてしまうので、地元で受け入れる施設の要望が非常に多うございます。

町としては、どのような対策と今後の計画を立てているのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目めの水害対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

道路や農作物などの被害状況及び町としての対処の経過は、後ほど防災担当課長からお答えさせていただきます。

今後の対応につきましては、さきの議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、降雨災害に対しましては恒久対策や復旧工事方法の改善、さらに減災対策をあわせて優先度や財政状況等を勘案した中で、計画的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、北海道との連携も重要でありますことから、より効果的な対策となるよう強調して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、２項目めの商工業者の年末資金対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、東日本大震災の影響や農作物の不作が予想される中、町の商工業者におきましては売り上げの減少が予想され、それに伴い年末の資金繰り等に影響を来す経営者もおられるものかと思われます。

町といたしましては、これらの方々に対し運転資金、あるいは事業資金、設備資金として北海道が実施している中小企業総合振興資金の各種資金融資制度につきまして、商工会を通じて紹介させていただきますとともに、町独自の既存の融資制度につきましても、既に多くの事業者の皆様に御利用いただいているところであります。

これらの制度につきましては、１年を通して利用できますことから、年末のつなぎ融資としても利用いただけますので、さらに商工会を通じ、制度の周知に努め、商店や飲食店を経営されている方々に活用していただきたいと考えておりますことから、新たな制度を設けることは考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの認知症対策に関する、２点の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の認知症の潜在者調査と住民への啓発などについてでありますが、徘徊のおそれのある高齢者については、昨年度の高齢者の実態調査の結果をもとに、ことし４月から町内の居宅事業所を通じて登録を呼びかけ、現在、２７人の登録をいただきました。

町では、これまで認知症予防学習会の開催や認知症サポーター研修などを初め、民生児童委員協議会の会議や住民会長懇談会の中でも認知症への理解と地域のつながりについて協力をお願いしてきたところでありまして、今後も引き続き講演会や地区学習会の開催のほか、各住民会や老人クラブ、福祉関係団体などの協力を得ながら、地域の皆さんと認知症についての相互理解を深め、いつまでも安心して暮らせる地域社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、今定例会の補正予算に計上しております地域支え合い体制づくり事業の中で、さらに認知症で徘徊のおそれのある高齢者が他におられないか、実態の把握に努め、必要な場合は登録に結びつけるよう取り組む予定でおります。

次に、２点目の認知症の方の受け入れ体制についてでありますが、現在、町内には約４５０名の認知症の方がおられ、その程度は軽度の自立から重度の施設入所、あるいは病院入院を要する方まで、またあわせて身体的な状況も自立から寝たきりで、常時介護を要する方までおられます。

認知症の症状が進み、家族の介護能力を超えて施設入所が必要な場合は、その都度、御家族と相談の上、対応を図っているところでありますが、町内の施設の受け入れには限りがあり、近隣の施設へ入所しなければならないケースもありますことから、これまでも一般質問でお答えさせていただいておりますように、地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型のグループホームの町内での整備を進めることは重要な課題と受けとめており、第５期介護保険計画の中で、介護保険料の負担感も考慮しながら、整備が図られるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　防災担当課長、答弁。

○防災担当課長（伊藤芳昭君）　水害対策に関する被災状況と対処の経過についてお答えいたします。なお、被災状況につきましては、道路、河川については町の管理部分について、用水路については土地改良区が管理されておりますので、町が管理する排水路部分について、また、農道、農地被害につきましては、農業者が管理されておりますので、農協と町による現時点で掌握している部分についてお答えいたします。また、農作物については、農協との共同調査による９月１３日現在の状況をお答えいたします。

まず、土木施設等被害については、施設種別、河川４９カ所、被害額９，７９０万円、道路１２３カ所、１億７，６１０万円、排水路３１カ所、３，３３

０万円、公共災害委託費５５０万円、土木施設等合計といしまして２０３カ所、３億１，２８０万円となっております。

次に、公共施設の被害は、日の出公園、旧清富小学校グランドフェンスなど４カ所、７２０万円となっています。

農業関係では、農作物被害２５８．９ヘクタール、８，８０８万円、農地被害、流亡・土砂流入等、５０．５ヘクタール、１，８００万円。

農道被害、９，２４０メーター、７７２万円、農業関係合計といたしまして、１億１，３８０万円であります。

また、そのほかの被災状況といたしまして、町道通行どめ９カ所、住宅床下浸水１７世帯となっています。

次に、町としての対処の経過概要をお答えいたします。

まず、被災の第一報は９月２日、午前５時３６分に旭日川増水による家屋浸水の状況が総務課防災担当職員に入り、５時５０分に関係課長に招集をかける一方で、総務課、建設水道課、産業振興課及び消防職員が中心になり、さらにほかの部署から応援要請を招集して土のうの作成と運搬設置、またパトロールによる災害状況の掌握に着手いたしました。

道路の流出や橋梁被害などで住民に危険を及ぼすと思われる箇所には、随時、町道の通行規制を行い、道道も通行規制が開始され、鉄道についても運休が決断されました。

２日、午前１０時に理事者と主要課長による情報交換を行い、午後６時に情報連絡本部会議を開催し、被災地の現地確認と応急対策などの情報の集約と共有化を図り、同時に町内全工事施工業者に対して協力の要請を行いました。

３日、午後１時４６分に大雨警報の発令を全課長、三役に連絡、メールにより通知し、その後、防災無線による大雨に対する注意と希望者に対する土のうの配付を放送いたしました。

なお、道道、町道の通行規制やＪＲ路線の運休などの情報は防災無線により随時、町民に周知いたしました。

４日以降、大雨は小康状態になりましたが、河川の増水への警戒態勢等、住民からの土のうの設置などの要請にこたえるため、情報連絡本部体制を継続し、気象庁からの警報のランクダウンにあわせて６日の午後８時３０分に本部体制を解除しております。

なお、応急対応として、小型土のうは役場職員及び消防職員により３，９００袋、大型土のうは町内建設業者により１，３００袋を町内の被災箇所に設置しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　大変、説明ありがとうございます。

今回の水害について、３点について再質問をさせていただきます。

まず１点は、災害に対しての最高責任者といいますか、指揮官はだれなのか。さらに、だれが統括してそれをやっている部署はどこなのかということと、もし災害が発生したときに住民が連絡をするのはどこにするのか、普段より住民会等を通じて周知しているかどうかという点をお尋ねいたします。

２点目は、初動体制におくれはなかったのかということ。

３点目は、被害状況でありますけれども、その責任は国であり、道であり、町であり、個人だろうと思いますけれども、個人の農地であれば２分の１が助成されますけれども、私有地は助成がないということであります。そういった面で、個人の負担に対して町としての助成策はあるかどうか。

以上、３点について再質問いたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の災害に対します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、この災害対策におきます陣頭指揮の最高責任は町長である私が、その任にあるというふうに理解しております。また、担当は防災担当とさらに総務課が連携して、組織の中心を成しているところでございます。

また、それら災害に対します町民から、あるいは関係者からの情報は町に対して情報をいただきますと、それが本部のほうに、あるいは担当課のほうに伝わる、処理する、そういう仕組みが構築されているというふうになっておりますことをまずお答えさせていただきたいと思います。

それから、対応についてのおくれがあったかどうかという点につきましては、私どもの認識といたしましては特に今回の９月２日、３日にかかわります部分について、それ以前についても同様でございますが、申し上げますが対応のおくれ等については私どもとしては適切な対応をさせていただいたというふうに理解をしております。

夜間でありましても、役場の庁舎におきまして寄せられます情報を処理できるような体制を２４時間構築しておりますし、それらの事後対処につきましても適切に対処できているものと、その対処の手際

の早い遅いは、これはちょっとおしなべて評価することはできませんけれども、そういう対応を図るというスピード感については対応できているのかなというふうに理解をしているところでございます。

それから、さまざま災害を受けたことに対する助成等の措置を講じさせていただいておりますが、基本的には個人の財産形成を補完する、そういう支援というものは、これは基本的に実施しないという方針でございます。しかし、そういう中にありまして、個人の私有財産ではあっても、町の産業なり、町の基本的な町を形成する大きな影響を及ぼす、そういう公共的な意味合いを持ち合わせているものについては、これは町として支援をし、その機能を回復させるということについては、応援をするというような基本的な立場をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　実際に、災害に起きたときの、もう一つの先ほどの質問で発生したときの住民の連絡する先、その辺の周知徹底なんかは十分になされているかどうか、その点についてまだお答えをいただいていないようですがお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　大変、失礼いたしました。

一色議員の御質問にお答えさせていただきますが、周知方法につきましても、先ほどお答えさせていただいておりますが、まず情報、町のほうへ寄せていただく受け口としての対応は、先ほどお答えさせていただいたような状況でございます。

また、町民に対する今度は情報の発信の仕方につきましては、各住民会単位に情報をお知らせするというような手法は講じておりませんが、まず防災無線等が一番、町民の皆さん方に素早く情報をお伝えできる手段でございますので、それを最優先として現在、情報を伝達する手法をとっております。

また、災害が発生いたしました周辺につきましては、当然、担当者も出向いておりますので、適切な周知がなされているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　関連した質問なのですが、やはり今回、非常に予想を超えた雨量であったということと、非常に大きな根本的な原因というのは森林の伐採ですとか、そういう森林の農地化によりまして、十分に保水されるところがないということが非常に根本的な原因だろうと思います。

さらに、用水とか排水路、住民の方に聞きますと、これは非常に普段から川底に土砂がたまっていて抜き取られていないと、そういうことを踏まえて今回の大きな災害になったのではないかと、さらにまた農地だけでなくて、住宅街に対するその用水の整備がおくれていると、そういったことに対しての今後の対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　一色議員の災害に対します対応につきましての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来からの関係議員の御質問にお答えさせていただいておりますけれども、去年、ことしと連続して大きな災害に見舞われましたけれども、これは気候変動が確実に進んでいるというあらわれの事象だというふうに私は理解しておりまして、今後もこういうことは想定しておかなければならい範囲になってきているというふうに考えておりますので、議員、御質問にありますようにしっかりと恒久対策、こういう気候条件がこれからの通常の気候だということを基本に、恒久対策を講じていかなければならないということをまず申し上げておきたいと思います。

さらに、平素の排水路、あるいは農地の管理等につきましては、これも同様でございまして、例えばかつては森林であったものが農地造成されて保水力がなくなっていると、そういうことは私も現実に感じております。

あるいは、公共排水についても、普段から十分な断面を要しているかどうかというような押さえ方も、従来のかつての雨量等を考慮した断面に現在、つくられておりますので、そういった断面の改良等もこれからしっかり見直さなければならないというふうに理解しております。

また、用水路等につきましては、これは農地に張りついております用排水路等については、それぞれ地域にあります管理する組織等を通じて維持管理がされていると思いますが、とりわけ町が直接、管理をする部分については、必ずしも十分でなかったという反省もしておりますので、今後、そういったことがない、住民の安心、安全がしっかりと担保できるように配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　それでは次に、２項目めなのですが、町独自の融資制度によりまして、数多くの事業者が利用しているということでありますけれども、特定の企業のみだけではないだろうかと、一般の商工業者にも対して利用されているかどうか、具体的に説明いただきたいと思いますが、よろ

しくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　一色議員の中小企業に対します融資制度の状況につきましてですが、北海道は貸し付け主体となっております資金、それから町が独自で仕組みをつくらせていただいております資金がございますが、北海道を通じての利用状況については現在、申しわけございませんがデータを持ち合わせておりませんが、町の状況につきましては旭川信金を窓口とする融資と、それから空知信組が窓口となっている二口がございますが、まず私も持ち合わせておりますが、担当課の課長のほうからその詳細について少し御説明させていただきます。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　一色議員の町独自の融資の制度についての御説明をさせていただきたいと思います。

今、町長がお答え申し上げましたように、町内２金融機関にそれぞれ町が預託をした中で、それぞれ資金枠を設けてございますが、その利用についてですけれども、空知信組さんが現在のところ６６件、それから旭川信金さんにつきましては１３７件ということで、それぞれ業種のまとめはしてございませんけれども、今、約２００件超えの利用はいただいております。

ただ、この利用枠についてもまだ余裕がございますので、そういう部分の中ではまだまだ利用が可能ということで、今後、また商工会を通じた中で、また周知も図っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　続きまして、３項目めの認知症対策についてでありますが、第５期の介護計画は具体的にこの認知症対策について策定されている。先般、６月の定例議会の一般質問で、私、小規模多機能型の居宅型施設については、町としては考えていないと、民間で対応していただきたいとのことでございました。

たまたま、私の知人が東川、また東神楽のそういう民間の施設に入居しておりまして尋ねてまいりました。個室でテレビもついております、施設としては非常にきれいで恵まれておりますけれども、非常に経済的な負担が大きいと、これはやはり大体、東川でも１０万円ぐらい、一月、東神楽になりますと１３万円から１５万円、そのほかにそれぞれの経費がかかると。

そういった中で、ぜひやはりこれはそれぞれちょっとお話を聞きますと、この民間企業でありまして、一つの営利団体でありますので、ある程度、利益がなければ上富良野町ぐらいの規模ではなかなか来ないと、そのようなお話がございました。

そういった中で、経済的な負担もさることながら、非常に私、一つ思ったことは、一つの患者というか、そういう方を閉じこめてしまうことではないかと、たまたま私の面会が話したときに非常に寂しいと、親しい友人や家族に見守られて生活したいと、実際に別れるとき何度もお礼を言われまして、また来てほしいと、涙を浮かべて訴えられました。私も胸の詰まる思いをしたわけでございます。

現在、町内に４５０名にわたる多くの認知症患者がおられるということで、ラベンダーホーム以外に受け入れ施設はございません。それも限定されております。なぜ、これだけ困っている人や家族がいるのに、受け入れ施設をつくろうとしないのか、我が町の介護施設、行政というのは非常におくれております。その責任は非常に大きいと思います。

町長はかねがねから隅々まで光を与える行政でしたいと思っているけれども、これは非常にかけ離れているのではないでしょうか、その点について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　一色議員の認知症対策についての御質問にお答えさせていただきます。

議員がただいまお話されましたような、町外の施設の利用料の実態等もお聞きしておりますし、またやむを得ず遠隔地の施設にお世話になっている方もおられる実態も理解をしております。

私の常々申し上げておりますように、町内にそういった居宅型の施設を整備するということに対しましては、私はぜひそういう施設が必要であると認識は強く持っております。

ただ、町が設置者となって設置をするということは、これはそういう選択肢は持ち合わせておりませんし、しかし現在、町に多くのと申しましょうか、幾つかのそういう事業者から、上富良野町内において設置をさせていただきたい、あるいは設置を希望しているというお話は既に何件か来ている実態でございます。

しかし、当然、そういう施設が整備されることになりますと、当然、それは介護保険の保険料にその利用料が保険料の増嵩として即反映をせざるを得ないという仕組みでございまして、その辺は計画性を持ってあらかじめ利用者の方、被保険者の方々にその辺のことを十分説明を同時にしていかなければ、なかなか一方の思いだけでなるということは適切でないというふうに考えておりまして、次期の５期の介護計画の中でしっかりと、その施設を整備するということは明確に打ち出していきたいと思っており

本来、介護を要する方々が願わくば、我が家で家族と一緒に暮らしたいということが、やはり一番大前提でございます。しかし、それが叶わないとすれば、やはり近くで、家族の近くで暮らし続けるということがやはり選択肢として考えられるかと思います。

しかし、そういった設備、施設等の整備は、これは当然、一色議員もう御案内だと思いますけれども、施設ができればそれで完結ということにはまいりません。やはり、さまざまなノウハウを持った方、そして少しでも利用者の気持ちを取り入れたサービスのあり方、非常にプロフェッショナルなものが求められてまいります。

そういう観点、あるいは先ほどから何度も申し上げておりますように、利用者の少しでも軽い負担で利用いただけるような仕組み等、そういったものを総合的に私なりに判断いたしますと、やはりそういった道に熱い思いだけではなかなか到達できないハードルがございます。

そういったことも、一色議員がお話されておりましたような、非常に差し迫った思いがお持ちの方はたくさんおられるということはもう、これは十分、理解できます。しかし、現実にそれを事業として展開していく中では、さまざまクリアしていかなければならない課題もございますので、そういったものを総合的に勘案いたしまして、町として対応できる最善の方策を見出して、そしてそういう不安感を町民の中から取り除いていくということにこれからも全力を傾けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１０番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、７番中村有秀君の発言を許します。

○７番（中村有秀君）　私は、さきに通告しております、町の一般行政について３項目、６点について一般質問を行いたいと思います。

まず１項目め、子宮頸がんワクチンの接種状況と今後の取り組みについてお尋ねを申し上げたいと思います。

子宮頸がんは、ワクチン接種によって予防可能な唯一のがんと言われ、町も平成２２年第４回定例会にて補正し、実施されてきました。２３年９月７日付の北海道新聞によると、平成２３年７月末の時点での道内の接種率は３１％にとどまっていると北海道が発表したと報道されておりますが、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

１点目、当町の８月末の接種率は対象者２７９名で、２１１名が接種され、摂取率は７５．６％と９月２１日の全員協議会で報告を受けましたが、１回目、２回目、３回目の接種対象者数、接種者数、接種率はどうかお伺いをいたしたいと思います。

２点目は、国が費用の半額負担の助成事業によって、道内の多くの自治体が実施をしたが、今後、国の方針が不明確であります、上富良野町で生まれ育った女性から子宮頸がんを発症させないという立場から、国の助成がなくなっても町独自で実施すべきと考えるが、町長の見解を求めたいと思います。

次に２項目め、集中豪雨による本町４丁目、５丁目の町道冠水の原因と今後の対策についてお伺いをいたします。

本町４丁目、本町５丁目の町道冠水は、７月１４日、１５日及び９月２日、３日の集中豪雨によって発生し、地域住民と役場関係者とともに必死になって防災に努めてまいりました。この地域は、日の出公園から見て低地にあって、集中豪雨、ゲリラ豪雨のたびのその被害を受けておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

１点目、集中豪雨によるこの地域の町道冠水の原因は想定外の雨量もあるが、排水路含めてどうなのかということでお伺いをしたいと思います。

２点目は、この地域は住宅街が密集し、長雨があれば地域住民は不安な状況にあります。これらの解決の抜本的対策が急務と考えますので、町長の見解を求めたいと思います。

３項目め、道路側溝の道路排水機能は不十分な地域の側溝整備の促進についてお尋ねをいたしたいと思います。

町道の道路側溝の凹凸とひずみにより、道路排水が不十分な地域が町内に数多く見受けられます。また、仲通等の道路の中心にある道路排水溝も同様であるとともに、交通上も非常に危険な状況にありますので、これらの関係について。

１点目、これらの状況を含め、道路側溝及び道路排水についての点検はどのようにされているのか。

２点目は、これらの対策を速やかに行うべきと判断するが、その対策と計画についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目め、子宮頸がんワクチン接種に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の８月末の接種対象者数、接種者数、接種率についてでありますが、対象者は２７９名で、１回目接種者２１１名、比率にいたしまして７５．６％、２回目接種者１５４名、５５．２％、３回目接種者１１０名、３９．４％であります。

次に、２点目の町独自での実施との御意見ですが、現在、国において子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案が審議されており、今後、国の動向なども十分に見定めた上で、町としての判断をしてまいりたいと考えておりますが、さきの議員の御質問にお答えさせていただきましたように、私といたしましては制度の継続が必要との認識を持っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの集中豪雨による本町４丁目、５丁目地区の町道冠水に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の今回の被害の原因についてでありますが、排水施設として本町地区に敷設されております東南下水路につきましては、その流下能力が本町４丁目、５町目の現在のような宅地化を想定した容量を備えておりませんで、急速な住宅開発に住宅に対応できていない状況が上げられます。

一方、本町５丁目と６丁目の境界にあります日の出６地区排水路は、農業用施設災害復旧事業によりまして、昭和５３年前後に整備されたものでありますが、今回のような豪雨には対処できる構造と能力を有しなかったという結果になっております。

次に、２点目の本町地区の抜本的対策についてでありますが、下水路の再整備については、富良野川への流末拡張を前提に市街地域全体の流下能力の見直しの必要性があり、全体改修に要する膨大な事業費と長期の時間を要することを考慮すると、日の出６地区排水路の改修を急ぐことがより現時的なものと考えられ、排水路布設用地が民有地でありますことから、地権者の調整を含め、早急に改修整備の検討と具体化を進めるよう、担当部署に指示しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの道路側溝の整備に関する２点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の点検体制についてでありますが、住民会や町内会を通じての要望や情報に対応して、随時、点検を行っております。また、適時パトロールを行っておりますが、大半は住民会などからの情報提供によるものであり、今後とも維持管理に対する御協力をお願いするところであります。

次に、２点目のその対策についてでありますが、経常の維持管理予算で対応できるものにつきましては、その都度、緊急度を考慮しながら改善を実施しておりますが、現在、寄せられている施設改善要望は、道路側溝に限らず舗装改修や排水路整備など広範に及んでいるため、緊急性や優先度を勘案して、年次計画に基づき対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　若干早いですが、昼食休憩といたしまして、午後１時より再開したいと思います。

午前１１時５０分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の中村有秀君の質問に町長の答弁がございましたので、再質問からスタートいたします。

７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　お昼休みも挟んでちょっとトーンダウンするような気持ちでございますけれども、まず接種対象者数についてお尋ねをしたいと思います。

ただいま町長の答弁では、対象者数２７９名でございますということでございました。しかし、平成２３年３月の定例会の中で、町長の行政報告の中で子宮頸がん予防ワクチンにつきましては２２８名に個人案内を送付し、現在、１９３回の接種が行われたところでありますということでございます。

したがって、この２２８名と今、町長の答弁から言うと２７９名の差の関係はどういう理由になっているか、まず１点お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　ただいまの差ですけれども、新中学１年生が新たに入ってきまして、そのときに高校１年生だった方が高校２年生に上がるということで、対象数の動きが出ています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　そうすると、２３年４月以降、小学校６年生が中学校１年生になったということ、中学校３年生が高校１年、高校１年生まで対象なので、そういったことでわかりました。

それで、この行政報告で１９３回というのは１日目の接種を１９３に数えているのか、その中に２回目、恐らく３月だから３回目はあり得ないと思うのですけれども、その関係でお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　７番中村議員の御質問にお答えいたします。

そのときには、述べの接種回数で報告いたしています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　延べではわかりますけれども、それでは１回目が何人、２日目が何人というこ

ますし、またそういう上富良野に設置を希望されております事業者に対しまして、しっかりとその辺の町の思いをお伝えし、早急な整備が実現されるようにこれからも意を用いてまいりたいというふうに考えておりますで、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　町長、言われましたように、民間の期待したい、それに助成したいと言いますけれども、本当、民間の施設では非常に経済的な、先ほど申し上げましたように非常に料金的に負担が大きいわけであります。これは、行政が動かなくて、どうしてだれがやるのでしょうか。

直営が難しいということであれば、社会福祉協議会や何かを母体としてなぜ立ち上げることができないのか、こういった介護施設には国から非常に大きな助成も出ております。そういう母体を主体にして、各地の住民会、老人会、それからボランティア団体、さらに民生員、女性部、農協商工会と幅広く地元の人の協力によってなぜ立ち上げることができないのか、その辺の真意を再度、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の認知症の対策につきまして、施策につきましての御質問に再度お答えさせていただきますが、町が公がその施設整備等について、直接、その整備の主体を町が行うという選択肢は非常にハードルが高く、また私の思いの中では非常に今、そういう方向性を示すべきではないというふうに考えております。

しかし、一方でそれをその補完を超えて、さらに公が担うこと以上に民間の方々が大変、多様なノウハウを備えておりますし、そういう設置に対する意欲も大いに持っておられる実態でございます。

そういう日々の民間事業者の動きについては、私も非常に強いそういう思いを肌で感じておりまして、そういう環境を町が整えることによって、早急な整備が私は期待できると理解しております。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、これは設置だけのみを考えるのであれば、かなり早期の設置も可能かと思いますが、他方でやはりその利用者の方々も含めて、被保険者の方々の負担ということがあわせて生じてまいりますので、その辺はやはり双方の理解を得た中で整備をすることが、私は町としての責務だというふうに考えておりますので、そういう立ち上げに当たっての民間の方々の力をこれからも期待いたしますし、他方、町といたしましては町民の皆さん方にそういう施設整備についての負担がふえる可能性もございますので、そういったことの理解を深めていくこととあわせて進めていくことが町の責務だというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　あくまでも民間にこだわるようでありますが、直営が先ほども申し上げたように難しければ、社会福祉協議会という、そういうあれもあります。新たにまた、ＮＰＯ法人を立ち上げたり何なりして、なぜ町独自で、我が町でやろうとはしないのでありましょうか。

すべて、一つはこれは例えでありますが、現在、デイサービス等かみんでも行われておりますが、これも地元でありません。あさひ郷と富良野のほうに委託しております。独自でやられているのはラベンダーハイツのみでございます。

それから、精神障がいの問題者に対しては、これは一つの特殊な問題でありましてあれですけれども、エクゥエート富良野という富良野が母体となっております。

いずれにしても、目がすべて他町村において自前でやろうという意思が一つも見当たらないと、なぜ自分たちでやろうとしないのか、地元の皆さんの協力を得ながらやれないのかと、さらにこういった施設というのは非常に国からの、ただいま町長の答弁で非常にまた町民に負担をかけることになるということが言いますけれども、ただいま先ほど言いました独居型の特別個別型の多機能型の施設が、現在、国から１００％、２，６００万円の助成が出ております。

かつて、私たちの昔は子供たちが多いときには、その地区地区に学校がありました。これからは、そういった国の金を利用して、その地区、その地域にこういう多機能型の施設は必要になっていると思います。これは、行政なくしては動けないことだと思います。

さらに、その介護保険に他町村に隣接することも防ぐと同時に、ケアマネジャーですとか、介護士、ヘルパー、非常に多くの雇用を生み出すわけであります。なぜ、自分たちの町でそれを消化しようとしないのか。

私もそうなのですが、町長を初め皆さんも生まれ育った町で家族や隣近所、そして親しい友人とお互いに助け合って支え合いながら老後を迎えたい、決して人ごとではないと思います。あすは我が身であります。再度、町長に要請したい、今すぐにでも動いていただきたいと思います。その点について、しつこいようでありますが、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１０番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

とのデータがございましょうか。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　ちょっと手持ち３月の報告数についてですね、現在、手持ちしておりませんので、後ほどお話させていただきます。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　私、町長の行政報告で２２８名の案内をし、１９３回の接種を行ったということで、摂取率からいえば８４．６％、非常に高率だなという感じを受けたのですけれども、今のお話では１回目と２回目があるということでわかりました。それは、また後ほどお願いをしたいと思います。

それから次に、道の健康安全局が道内の各保健所、それから政令都市の集計等がここにあります。平成２３年７月末現在ということで、道新に発表された３１％という数字がこの表の中にあるのですけれども、その中では３０．６％というのが全道の平均ということでございます。

したがって、上富良野町の欄を見ますと、富良野保健所管内ということで、富良野市、中富良野、上富良野、南富良野、占冠村の関係があります。そうすると、この中では対象者が平成２２年の１１月段階では２８３、接種者数１６７、そして接種率５９．０％ということでございまして、先ほど同僚議員の質問では５９．４％というようなもので、対象者数が被接種者のところか、どこかの数字が違うのかなという気がするのですけれども、その点ちょっと確認をいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　７番中村議員の御質問にお答えします。

道のほうで９月２日に調査行っておりまして、その回答につきましては１月に事業スタートしましたので、そのときの対象者数として報告をかけています。

そして、道におきましては、道が事業を開始した１１月の基準日として対象者数を出しているということで、対象者数の差が生じていると思います。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　それでは、先ほど同僚議員の５９．４％というのは、対象者数何名、被接種者何名ということで算出されたのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　対象者数につきましては２７９名で、接種に関しましては１６６名ということで報告しています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　そうすると、５８．６５だから５９％ということでいいのか、それとも先ほど答弁の中では１６７名ということになっているので、今、お話を聞きますと１６６名ということが正しいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　この報告の数なのですけれども、２２年度から２３年度７月までの接種者数につきましては、２７９人に対しまして初回接種は１６６人ということで、７月末日の報告になっています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　いずれにしても若干の違いがあるけれども、いずれにしてもそれぞれのセクションで頑張っていただいているということで確認をしたいのですけれども、それでいかに接種率を上げるかということで、３月定例での行政報告の引き続き本人及び保護者説明等を行いということでございます。

したがって、先ほど同僚議員の説明の中では１月に個別通知、それから保護者との説明会ということ、それでは中学校に対してどうなのか、それから高校生に対してはどうなのということで、その対象者別にちょっとどういう内容で個別通知と、それから保護者説明会等を行ったかということで確認をしたいのです。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　中村議員の御質問にお答えいたします。

１月１９日に中学生の保護者６名にワクチンの学集会をしています。１月２１日に高校１年生４２名に学習会を行っています。２月１７日に中学校の保護者対象９０名に学習会を行っています。２月２３日に中学校の新入学になる保護者１２２人に対して、このときには男子生徒の保護者もいらっしゃいましたけれども、あわせて説明を行っているという状況になっています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　それでは、私、一番心配するのは、そうやって努力を積み重ねておられるけれども、町長も同僚議員の説明の中では、ある面でこういうことでのアレルギーを持っている方も、いうなら打つということで、そういうことでございますけれども、一応、私が一番心配するのは、先ほど私

の質問に町長の答弁では２７９名で１回目接種が２１１名、接種率は８月末で７５．６％ということでございました。

そうすると、この未接種者６８名に対しての対応、対策というのはどのように考えておられるかお尋ねしたいのですが。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　６８名の方に関しましてですけれども、個別案内に関しましては今までにもお一人の方に３回、個別案内を行っている状況になっています。

それで、ワクチンの種類がふえましたとか、サーバリックスからガーダシル両方になりましたとか、随時、情報が変わりました時点におきまして必ず、個別通知をするような形で、情報量に関してはもう何度も通知が行っていますし、必要な情報についても提供されていると考えています。

あとにつきましては、再確認を高校２年生に関してましては、もうこれで接種機会がなくなるということで、個別の確認なども電話等で確認を行いましたので、またそれに準じたような形で最終確認を一部する形をとる方もいるかなとは思います。

ただちょっと、９月末で接種をしないと３月に間に合わないということで、その以降の接種に関しましては自己負担になるという情報も９月に入りまして提供していますので、予約数の数もわかってきている状況ですので、またその数も見ながら判断かけていきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　大変な御苦労を、再三案内等も含めてやっているということでは理解をしました。

問題は、その未接種者６８名ということで、もう３回も個別案内を出しているいうことですけれども、まずこの６８名の対応策を今やられているということですけれども、今、町長の答弁の中で２回目の接種者１５４名で、１回目の２１１名から５７名減っているのです。それから、３回目の接種者ということで、２回目打った方が１５４名で、それから３回目接種者１１０名で、２回目より４４名減って、いずれにしても３回打たなければならないと効果がないよということで我々、いろいろな情報で承知をしている。そうすると、２回目の接種者が５７名、それから３回目の接種者が４４名減ということになると、これらの関係が特に高校１年生の場合は９月まで打たなければだめで、１回目、当然そうなのですけれども、そういうことも含めて１回目接種から１０１名が３回接種者で、３９．４％しかいないということなのです。

そうすると、非常に私はせっかく皆さん方の努力で、それから我々もこれの関係で町としてもこの上富良野から子宮頸がんのワクチンをすることによって、子宮頸がんをなくそう、予防するということの関係がございますので、当然、ワクチンの不足も若干の僕は要因もあるような気がいたします。

したがって、２回目、３回目の接種しなかった対象者、２回目でいえば５７名、３回目で４４名、１０１名がやはり接種をされていないということが、今、町長の答弁の中で明らかになっているので、これらの対応をどのようにまたされていくかということで確認をしたいのですが。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　中村議員の御質問にお答えいたします。

１回目の接種を行った方につきましては、１カ月後に２回目、６カ月後に３回目ということになっておりますので、ワクチンが３月から７月まで入りませんでしたので、その間は１月、２月の間に接種を行った方が２回目、３回目を行うという状況になっていますので、まだその以降に接種をかけた方は３回目の時期が来ていないという状況で接種回数が減っているという実態になっていると思いますので、接種を行った時期から確実に１カ月後、６カ月後という形で、接種が行われるような形でまた、もし受けていない方がいました場合には勧奨をかけたいと考えています。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　１回目受けて、２回目、３回目、ある程度、期間がございますので、その中でそういう状況があれば再度、担当のほうで確認をしながら、できるだけ子宮頸がんを上富良野町で生まれ育った人たちから出さないような形ということで努力をしていただきたいと思います。

それから次に、２点目の国の費用の関係で、先ほど同僚議員の答弁等もありました。

それで、国の動向ということで十分それは理解をしたいのですけれども、一応、今回１回、２回、３回でそれぞれの回数は違いますけれども、１人当たりの３回打った人の費用というのは幾らになっているのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　１万４，５００円が１回分かかります、それで３回ですと４万３，５００円になっております。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　わかりました。

それで、私は２２年９月の定例で一般質問をして、富良野協会病院の例を出して３回打てば４万３，４７０円ですよということでございますので、大体数字的には似ているのかなという気がします。

それで、国がこの補助を出さないということになった場合、一つは上富良野町、２２年、２３年度はよしとして、２４年度以降ということで、教育委員会で調べましたら、今の６年生が１０８名いらっしゃるということで、そうするともし国がやらなければ町として、この４万３，５００円掛ける１０８で、４６９万８，０００円がかかるということなのですけれども、一応、国の動向を見ながらとは言えども、これらの関係について、もし国がそういう体制がとらなかった場合、町としてその必要性は十分、認めるということで、先ほど町長の答弁でもありましたので、それらの関係でどう対処するのか、恐らくならなければならないで、また自治体等の動きの中で何割負担か何かいろいろな動きがあるかもしれないけれども、基本的なベースとして、町長としてどう考えているのかお尋ねしたい。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番中村議員の子宮頸がんワクチンの接種に対します御質問にお答えさせていただきます。

２４年度以降、国の動向がいまだ見えてきておりませんが、さきにもお答えさせていただいておりますように、私といたしましては引き続き国がこの接種の重要性を認識していただきまして継続されること、まず基本としておりますが、余り先を読んだ余談を持ってお答えはできませんが、基本的にどういうような方針が示されるかは別といたしまして、この重要性というのは、私は普遍だというふうに思っておりまして、国の対応によって町がどういうふうにそれを補完していくかということは、今、想定して申し上げることはできませんが、このワクチンの接種の重要性というものは変わることはない、制度はどうあろうと変わることがないということは強く認識しておりますので、そういうことを基本に置いた取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　それでは次に、２項目の関係について再質問をさせていただきます。

一応、この前の全員協議会の中で建設水道課長は想定外という言葉は使いたくないというようなことでお話をされていました。

私もそういう考え方ではおりますけれども、例えば日本気象協会、この中で総雨量が２，０００ミリ時代に突入したということを新聞で発表になっていまして、恐らく地球温暖化の関係で急に気温が上がったり、それから集中豪雨等あったりということで、日本全国各地でえらい被害があります。

したがって、その総雨量２，０００ミリ時代に入ったという、この日本気象協会の発表の中で、やはり今後もふえ続ける災害から、国民の生命を守るため、新たな対策が急がれるというようなことのコメントがあります。

現実に、私は上富良野町の水害の関係で４１年８月、これは６億円の被害、それから５０年８月は９億３，０００万円、５６年８月は２２億２，４００万円ということの被害が出ていると上富良野の年表の中にありました。

その中で当然、昭和５０年のときには議会として災害対策特別委員会を設けて、それから５６年についてもそういう状況になっています。

したがって、私はこの気象協会の関係を含めておりますので、やはり町民を災害から生命を守る、財産を守る、そういうことで新たな対策ということで必要を迫られているのではないかという感じがいたします。

それで、一つお尋ねをいたしますけれども、一つは急遽、土のうをつくるということで先ほどデータをいただきました。土のうの作成数が９月２日、１，８００袋、９月３日、１，３００袋、合計３，１００袋ということでございました。したがって、この３，１００袋のうち、土を入れたままの土のうの数は残数としては今、幾らあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　防災担当課長、答弁。

○防災担当課長（伊藤芳昭君）　７番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

土のうの現在保有数は約８００から１，０００袋、土を入れた状態で車庫で保管されております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　８００から１，０００袋というのは、現在、言うなら土が入ったままの状態であるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君）　防災担当課長、答弁。

○防災担当課長（伊藤芳昭君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　そうすると、この土のうの地区ごとの配備数というのか、それらはわかりますか。というのは、私の本町５丁目、４丁目の数を確認してきたのです。そうすると、５丁目は１，２７３袋、それから４丁目は５６袋、合計１，３２９袋

くる歴史的な経過もあるのを私、承知をしております。

したがって、あそこの改修をしていくということになると、地権者との協議もしていかなければならない、僕は地権者の１人とお会いしたら、こういうことで住宅の、それから農地の来ないような形であれば我々も協力をしたいというような御意見も言われましたので、今後も地権者との調整ということと、早期な改修ということで、早期な改修は地権者との話し合いにもよりますけれども、２３年度から２４年度中ぐらいには可能なのかどうか確認をしたいと思っております。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　中村議員の本町と日の出地区の境界にあります日の出第６の排水路についての整備のことについてお答えをさせていただきます。

その前に、既に置かれております土のうの処理について議員からお話がありましたように、さまざまお考えをお持ちの方が地元でおられるということも聞いておりまして、十分に地元のお住まいの方々の意向をお聞きした上で対応するようにということも指示しております。

特に、これから除雪期、冬季に向かってああいう形でありますと非常に支障を来しますので、十分、御理解をいただいた、納得いただけるような形の処理を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

一方、その排水路の整備でございますが、私も十分に承知しているわけではございませんが、日の出公園も含めまして、恐らく当時のすべて水田になっていた時代は、水田自体は保水できますので、ある程度、緩和できたのかなというふうに考えております。

今はもう、その日の出公園の内部からの水も含めまして、あそこで飽和してしまうという状況でございます。加えて、その排水の線形がクランクになったり、非常にスムーズな流れを阻害している実態もございまして、その対応につきましては、私も地権者のお一人ともお話させていただいておりますけれども、非常に理解を示してくれておりますので、その整備、あそこの排水路のキャパシティーを十分、確保できれば、先ほど来から皆さんが御心配いただいております本町４丁目、５丁目のほうへ溢れてくるということもかなり解消できるめどがありますので、２３年度中というのは非常に困難かと思いますけけども、２４年度中には皆さん方、あるいは地域の住民の方々に形として見えるような動きを示せれるように最大限、努力して、当然、財源措置もありますので、できればいろいろな助成制度等も活用を念頭に置いておりますけれども、まずそういったことはともかく、まず不安感を解消するということについては最大限努力してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　若干、排水路の構造的な欠陥もあるのです。そのクランクになっているところ、２カ所あるのです。ですから、日の出の公園から流れてきた水が、あの２７号道路の下を通って、そしてすぐ９０度、それから１００行ってまた９０度、それでえらい畑にも流れて行く、それがゆくゆくは４丁目、５丁目のあっちの地域にも水が本来的に道路排水の関係は十分、機能は果たしていて、しかし上から来る水が全部飲み込めない状態になっているというのが実態なものですから、ぜひそれらについて今、町長の言うように２４年度中に目に見える形で対策を立てるということでございますので、そういうことで何とか地域住民の不安を残す、安心、安全のまちづくりということで考えていただきたいと思います。

特に、この土のうを運ぶ、積む、恐らく役場の職員、それから消防の職員、我々地域住民と、この中でいかに自主防災組織というのが必要なのかということで、私たまたま住民会長をやっておりますけれども、だれがどこに行け、だれがどこ行けという形は全然やれない状況なのです。それから、防災無線が放送しても、現場に行っていれば、全然それはもう耳にすることはできないのです。

ですから、そういう点では特にその自主防災組織ということでの必要性と起動のある形のものをしていかなければならないということが感じましたので、そのことは一言、答弁は要りませんけれども私、感じましたのでお願いをいたしたいと思います。

それから次に、道路側溝、それから道路排水機能不十分だという関係でございます。

それで、適時パトロールをやっているということでございますけれども、一つは自助、共助、公助という関係からいくと、まず自助の段階で自分たちの周りはどうなのかということも含めて、当然、やっていく、それが町内会長、住民会長、いろいろなつながりの中で町に要望をするということでございますけれども、現実に今度の選挙の折も含めて、特に仲通あたり見に行ったら、大町２丁目３番の仲通、いろはにといろさんと松月さんの裏、側溝がもう完全に斜めになっていて、最大限に１１センチの差があるのです。そうすると、これはもう本当に交通上も非常に危険だな、それから本町５丁目１２番では９センチ、本町５丁目１４番では８センチ５ミリ、

なのです。

そうすると、３，１００から１，３２９を引くと８００から１，０００袋、恐らく我々も何回か運びにあの車庫に行きましたので、非常に掌握は難しいかもしれませんけれども、どういう状況になっているか、というのは今度、災害が起こり得る場合の体制をやはり、今後、これを教訓にして配備体制をする、それから配備の前にそれらのいろいろな対策を練っていかなければならないので、そういうことのデータがあるかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　防災担当課長、答弁。

○防災担当課長（伊藤芳昭君）　７番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

土のうの作成経過でございますけれども、これは今、議員言われましたとおり、何袋、何袋という確認行為はなかなか有事の場合、なかなか難しい部分がありまして、我々掌握しているのは、それに詰める土砂、まず麻袋を用意しまして、土砂を４トントラックで火山灰でございますけれども、火山灰台数持ってきまして、その１台当たり、大体何袋作成されるかということで掌握しております。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　抜本的な対策は当然、練らなければならないけれども、万が一そういう状況ではどうなのかということで今、土のうの関係の確認をさせていただいたのですけれども、というのは９月２日、３日、私も車を出して何回か地域の中で運びましたけれども、もうつくるのも間に合わなくて待っていて積んでもらうという状況が、特に午後５時、６時、７時の段階ではありましたので、そういうことになると一つは備蓄をするということで、そういうことが考えられないのかどうかということで、よく災害がするところでは食料品を備蓄するだとか、生活用品を備蓄するということもありますけれども、特に一朝有事でみんな殺到して、役場に来ても指揮系統がわからず、とりあえずほしいだけ持っていくという状況になっていたのは事実なのです。

ですから、そういうことであれば、やはり備蓄体制というのは、ある程度、１，０００なら１，０００というような形で持っておくことが適当かどうかを含めてちょっと判断をお願いしたいのですが。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番中村議員の防災対策についての御質問にお答えさせていただきますが、非常時に備えて土のう等の準備等のあり方についての件につきましては、特に今の自然事象の変化については、ある程度、予報体制がかなり精度が高くなっておりますので、今、この平時に例えば１，０００袋とか、１，５００袋とか積んでおくことも、それは備えとしては否定しませんけれども、ある程度、事前にそういう動きが察知できますので、ただ実際、必要だというときに支障を来さないような、前持った準備は、直近でもかなり対応できるような今、予測ができますので、そういうことも含めて幅広くそういう体制は整備しておく必要があるというふうに認識しております。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　今の気象通報のいろいろな科学的なあれから言えば、非常にできるということでは理解をしていきたいのだけれども、実際にああいう状況になって、もうできるのを待って積むという状況が、私もやったし、ここの同僚議員の佐川議員も一生懸命あそこで袋の閉め役をやったり、長谷川議員が本町４丁目、５丁目走ってくれたりという、いろいろな状況があるものですから、そういう点ではなお痛切に感じたので、言うなれば必要以上に需要量と言ったらおかしいですけれども、あったのかなという気がするのです。

早い段階でやればまだ防げたケースがあるのかなという感じがしますので、その点も今後、検討の中に入れていただきたいと思います。

それからもう１点、私、本町４丁目、５丁目で言えば１，３２９袋の土のうがあるのです。現在、それをまだそこに、きれいにもうちょっとぴちっと並べて置いてほしいという人と、それからもう回収してほしいという人もいるのです。それぞれ、その地先の今度の災害発生の状況によって地先の住民の気持ちはそれぞればらばらなのです。

それで、これらの土のうの回収等含めて、地先と検討しながら、ある面でもう破れている土のうもあるのです。ですから、その点も十分、検討をしていただきたいということでございます。

それから、現実にあそこの本町のあそこは、非常に住宅が密集をしております。特に、本町住民会は３９１あるうち、４丁目、５丁目で２７０世帯、６９．１％があって、ちょうど住宅の裏側に日の出６地区の排水路が走っているわけです。ですから、その点で非常に地域の皆さん方は危機感を持って何とか早急に対策ということで言われております。

したがって、次の２点目の地域住民の不安ということも含めて、日の出６地区の排水路の改修ということで、地権者と調整を含めて指示を出しているということでございます。現実に、あそこの地権者は３名おられます、排水路のとこに。現実に排水路があっても、そこはその地権者の固定資産があって、税金も納めてということで、一つはこの排水路をつ

６．５センチ、６センチという、非常に多い状況があります。

したがって、これらを前、大町３丁目５番で自転車乗って転倒者が出て、それは町ですぐ直してくれました。ですから、転倒者が出たら交通上障害があったからすぐというのではなくて、今の現状を見て、できれば速やかに、その高低差のひどいところは何とかやってもらうか、特にいろはにといろさんと松月さんの裏はもう全体的にゆがんでしまっているから、それだけではちょっと収まらないような気がいたします。

したがって、私はそれらの関係含めて、ぜひ十分、パトロールをやる、もしくは住民会長、町内会長さんにそのことを申し出て、言って、それらのデータを収集するのも一つの方法かなという気もしますけれども、特に仲通のそういうところは私、顕著に感じました。１１センチの差といったら、それこそ自転車そこに挟まったら転倒するのは目に見えています。

そういうことで、それらの対策を含めて、一応、特に今度の３回の水害等も含めて非常に予算的には厳しい状況にあるけれども、そういうところも直していかないと、それからもう一つは道路排水がそれがネックになって、排水溝に入っていかないのです。そういうケースのところもあります。

したがって、もう一度、点検をしながら、これらの対策を練っていただきたいと思うのですが、その点を確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　中村議員の町道の道路の排水、あるいは側溝等の整備についての御質問にお答えさせていただきますが、私も議員が今、お話ししていただきました箇所についてはどういう状況にあるかということは、おおよそ想像がつきます。

特に、二間道路と申しましょうか、あの細い道路については、敷地が狭いことに加えて、道路側溝がなかなか整備できる幅がないという関係で、技術的にセンターに排水路を設けているというような状況かと思います。

しかしながら、非常に相当、設置してから年数も経過していて、でこぼこ、あるいはねじれ、それから浮き上がっているという箇所はたくさん見受けております。

特に最近、高齢者の方々が電動の歩行機というのでしょうか、ああいた方にもああいった物を利用されている方もおりますし、とりわけ夜間、ああいうところを通行しますと本当に危険だということは私も実感できます。

しかしながら、そういったところをすべて短時間に解消できるかというと、これもまた困難なものもございます。

しかし今、各地域から寄せられております希望も十分に参酌しながら、年次的にこれは整備を現在も進めておりますし、場所によって早い、遅いの多少は不満も出て来ようかと思いますけれども、限られた予算の中で最大限の効果を発揮できる、また緊急性のあるところを考慮しながら工事を進めてまいりますので、ぜひ一つ御理解をいただきたいなと思っております。

とりわけ、危険な箇所については、なるべく早急に対応するようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　先ほど、中村議員の質問にあった資料がないので答弁できないということで、今、そろいましたので答弁いたさせます。

健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　７番中村議員の行政報告時の子宮頸がんワクチンの接種状況についてお答えいたします。

１回目のみの接種者が６７人、２回接種した方が６３人、６３人掛ける２回ということで１２６回と１回目の６７人回を足しまして延べ１９３回ということで報告しております。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、７番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、４番米沢義英君の発言を許します。

○４番（米沢義英君）　私は、次に提出しております項目について、町長及び教育長に質問いたします。

まず第１点目は、介護保険制度の問題であります。

平成２４年度より、新たな介護保険制度が実施されようとしています。従来の介護保険制度も３年ごとに見直しが行われ、さらに高齢者が受けられる介護制度が制限されようとしています。

今回、示された介護制度の中身は要支援、いわゆる軽度と認定された高齢者を近い将来には保険給付の対象から外そうという動きがあります。

今、介護保険制度を受けている多くの人たちからは、介護制度そのものを根本的に見直してほしい、こういう声が寄せられているというのが実情であります。

また、今回の介護制度の改悪が行われるとすれば、次のような課題や問題点があるのではないでしょうか。例えば、保険給付の対象から外された高齢者の方が、従来の安定したサービスが受けられるかどうかという懸念は当然ではないでしょうか。

また同時に、町においては従来から生活支援事業及び地域支援事業を実施しておりますが、この制度の改悪によって町が進めてきた事業が変わるというのでは、多くの人たちが不安の声が出るのも当然であり、何よりも介護を受けている人たち、そういう人たちを少しでも不安を感じさせないような介護体制の充実こそ今、国においても、上富良野町においても求められているものと考えます。

そういう意味では、次の項目についてお伺いいたします。

現在、介護保険制度では、要支援と認定された場合、予防給付を受けることになりますが、新制度では総合事業に移行されるという話であり、またその判断も自治体の独自の判断にゆだねられていると聞いております。

また従来、利用者が利用していた介護保険制度を選択できるのかどうかという点でも、自治体の判断が優先されれば利用者の判断が遠のいてしまうということが起こり得るのではないでしょうか。

自治体の、また同時に自治体の財政力いかんによってサービスの質が保たれるかどうかという点でも、多くの問題点が見えてきていると考えますが、これらの点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

二つ目には、総合事業を行う地域支援事業では、その介護給付費の３％以内と制限されているという問題であります。３％以内という制限が加えられれば、当然、必要なサービスの提供が受けられるかどうかという問題も発生してくるということは、当然、起こり得ることであります。

また同時にお伺いしたいのは、要支援者の人たちの介護給付は給付費全体の何割りに相当するのか、占めるのかお伺いいたします。

３番目に伺いたいのは、今後、介護保険制度が見直されれば、当然、介護保険料の見直し、もしくは引き上げが実施されようという形になるかと思います。

国においては、今回の暫定的な措置として国の基金、あるいは道や地方自治体の基金を活用して、なるべくなら介護保険料を低く抑える、そういう努力をするということが求められてきているかというふうに思いますが、そういう点で今度の新たな介護制度の中では、上富良野町の介護保険料は暫定的でもよいですが、どのぐらいになるのかお伺いいたします。

４番目には、同時に２４時間の地域巡回訪問サービスの実施も行われると聞いております。しかし、これに至っても地域差があり、利用者が少なければ当然、これは実施されないという自治体もあるでしょう。当然そうなれば、一定の利用者が多い、いわゆる大都市は比較的優先されますが、地方自治体においては利用したくても利用できないという問題も発生するかと思いますが、これらの点について今後、町としてどのように実施、または考えておられるかお伺いいたします。

５番目には、介護事業計画作成されますが、今後も引き続き介護計画策定委員会を公開されるかどうかお伺いいたします。

６番目には、これからの高齢化の進行の中で、特別養護老人ホームの増床を望む声、小規模多機能型居宅介護施設の設置を望む声が上富良野町でも聞かれますが、これらの点について介護計画の中ではどのように位置づけられるのかお伺いいたします。

次に、公営住宅の整備についてお伺いいたします。

高齢化が進む中で、安心して暮らせる環境づくりが求められています。公営住宅に入居している高齢者の中には、足腰が弱る中で玄関の出入り口のわずかな段差でも障害となり、自宅の出入りを困難にしている状況があります。そういう意味では、スロープを設置するなど、段差の解消に努めるべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

この９月２日、３日に降った集中豪雨は、河川の氾濫、土砂の流出や道路の損壊、作物にも多くの被害が出るという状況になりました。集中的な大雨による自然災害ではありますが、少しでもその被害を抑えるための対策が求められていると考えます。その点で、次の点について答弁を求めます。

一つ目には、農家においてはもう既に、敷地内の側溝が損壊し、土砂が流出するなどの被害が出ており、既に自費で修復をしている農家もたくさん見受けられます。町として豪雨により被害を受けた農家に対する支援策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

二つ目には、今回の大雨で被害を受け、さらに前回にも被害を受けた道路側溝河川がたびたび流され、損壊するという事態になっております。例えば、日の出公園の山側から水や土砂が流出し、パークゴルフや本町４丁目や５丁目の民家に被害が、あるいは道路や水が流れるという状況にもなっています。

また、パークゴルフ場横の河川も氾濫し、民家への被害が出るという状況の中で、住民生活の安全を守るためにも河川や側溝など、構造上の問題を含めた恒久的な対策が必要だと考えますが、この点についての答弁を求めます。

次に、自然エネルギーについてお伺いいたしま

す。

上富良野町においては、温室効果ガス抑制のための新エネルギービジョンを策定しました。その中には、二酸化炭素を削減目標として２０２０年までに町民１人当たり５．９４トンの削減を目指しておりますが、将来的にはこれを上回るという報告もされております。そういう意味では、きっちりとした将来目標を持つということが今、町に求められているのではないでしょうか。

町には、再生可能なエネルギーが雪、水、あるいは太陽熱、バイオマス燃料などなど多くの再生可能なエネルギーがあります。その活用をいかにするかということが、町に求められている課題だと考えます。

今、福島第一原発原子力発電による放射能汚染も含めて、きっちりとしたエネルギーの基本計画をもって再生可能なエネルギーを活用する先駆的なまちづくりが求められていると考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、原子力発電の問題についてお伺いいたします。

今、東京電力福島第一原子力発電所の事故から６カ月余りが経過しようとしています。今もなお、事故の収束は明確に見通せず、放射能汚染の拡大の不安も消えないという状況にあります。

また、生活の場を避難を余儀なくされている方々が生活する場所に戻れないという状況が見受けられております。この上富良野町にも被災して住まわれている方もおります。

この間、北海道でも多くの道民や町民が不安の声を上げています。原子力発電は廃炉にすべきだと８２％の人が世論調査、北海道新聞の調査でも答え、泊原発３０キロ圏の住民世論調査でも原発完全廃止、そして不安と答えた人が約８割に及ぶという状況になっています。

また同時に、古い原発から順次廃止し、すぐに廃止すべきだと答えた人も６割になるという状況であります。北海道の泊原子力発電においても、福島第一原子力発電の事故と同様のことが起きないということは否定できません。

また現在の原子力発電の事実は本質的に未完成で放射能物質を完全に封じ込めておく技術は存在していないというのが状況であります。いまだに原子力発電事故の収束が見通しが立たないもとで、道民の不安と関心にこたえるためにも、原子力発電からの依存から抜け出し、再生可能な自然エネルギーへの転換へと本格的に進むべきだと考えております。

私たち日本共産党は、段階的に廃止、そして危険なものは再点検し段階的にすべてを廃止すべきだという計画を立てております。

北海道には、泊原発がありますから、発電所の損壊が絶対にないとは言い切れません、それは対岸の火だと思っていても、いつの間にかこの上富良野町にも飛び火するという状況がありますから、この点をよく考慮すれば再点検し、段階的に原子力発電所を廃止するということ、これを町長の見解としても持ち、国や道に対してきっちりと要請すべきだと思いますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

次に、トイレの促進についてお伺いします。多目的広場駐車場に、今既に老朽化したトイレがあります。ここには多くの利用者が多目的広場を利用する人たちが利用するという現状があります。

施設を大切にするということは、とても大切なことだと私は考えています。しかし、利用している人たちの話を聞いても、このようなトイレではちょっと利用しづらいというような声が多くの人たちから聞かれます。

そういう意味では、今後、教育委員会においてもトイレの新設におけるきっちりとした計画を持たれるべきだと考えますが、以上の点について町長及び教育長に答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１項目め、介護保険制度に関する６点の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目と２点目の介護保険制度の新制度移行に伴う地域支援事業についてでありますが、本町では介護保険制度発足時から、在宅福祉サービスとして配食、電話、見守りなどのサービスを介護保険制度と別立てで実施をしてきており、今後もこの仕組みを継続してサービスを提供してまいりたいと考えておりますことから、御質問にあります介護給付費の３％以内の制約を受けずに実施されることになります。

また、介護保険全体の介護給付費は約７億５００万円で、要支援にかかわります給付費は約２，６００万円で、給付費全体の約３．７％となっております。

次に、３点目の介護保険料についてでありますが、現在、第５期介護保険計画の中で、平成２６年度までの給付の見込みをもとに、介護保険事業運営協議会において御審議をいただいた上で決定してまいります。

引き上げが必要となるような場合は、基金の活用などの検討を加え、その幅を極力圧縮するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の２４時間地域巡回サービスについてでありますが、医療、介護が必要となっても、在宅で暮らし続けたいと願う高齢者のため、短時間の定期巡回訪問や２４時間、３６５日対応可能な窓口を設置したサービス対応を国において、平成２４年度から導入予定となっております。

この２４時間巡回サービスは、訪問看護、訪問介護の両方を行い、事業所と利用者間までの到達時間やサービスについては定額制を取り入れることなどが想定されており、人口規模におきましても１０万人以上の都市部でのサービス提供が国の検討会でもシミュレーションされており、地方においては課題も大きく、道内におきましては都市部での一部事業所を除き、ほとんどの事業所で実施を予定していない状況にあると聞いております。

また、町内の事業所における訪問看護、訪問介護の夜間、深夜の利用は現在、夜間介護にお一人という状況にあることなど、これらの状況を加味すると、町内における２４時間巡回サービスの実施は、現段階におきましては難しいものと考えております。

次に、５点目の介護保険事業運営協議会についてでありますが、これまで同様、公開してまいりたいと考えております。

次に、６点目の特別養護老人ホームの増床と小規模多機能型居宅介護施設の設置についてでありますが、これまでの一般質問でもお答えさせていただいておりますように、特別養護老人ホームの増床につきましては、第５期計画の中で要介護者の推移を見て、将来の方向を検討してまいりたいと考えております。

また、地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設の整備は、第５期計画の中で具体化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの公営住宅の整備に関する御質問にお答えいたします。

玄関入り口の段差解消のためのスロープを設置するには、団地内の通路幅が狭いことから設置が難しいところであります。現在のところ、このような申し出は受けていないところではありますが、高齢者、障がい者などにおいては、段差などがあることは困難を来すことになりますので、改善の申し出を受けた場合には、段差の緩和、手すりの設置などに十分、対応してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの災害に関する２点の御質問にお答えいたします。

まず１点目の農家の方などの自前修復等に対する支援についてでありますが、本年６月から９月にかけて４度の集中豪雨により町道等の公共施設を含め、農地及び農道等に大きな被害を受けた事態にありますことから、農道などに関する復旧支援につきましては、上富良野町農道整備事業補助金交付規則に基づきまして、８０万円を限度として事業費の２分の１を補助することとなっております。

また、農地の復旧支援につきましては、昨年度と同様に上富良野町農業施設小規模基盤整備等事業補助金交付要綱を制定いたしまして、１００万円を限度として事業費の２分の１を補助する予定であります。

いずれの事業におきましても、実施後に内容や事業費が確認できる書類を添付し、申請していただきますことから、既に復旧が終了した農地や農道についても支援する考えでありますが、御自身の資材や労力において修復されたものについては対象となり得ないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、２点目の恒久的な災害対策についてでありますが、さきの議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、例として挙げられた日の出公園からの水の流出については、日の出６地区排水路の流下能力の不全であり、またパークゴルフ場周辺の農地、宅地の浸水被害は旭日川の流下能力の不全であることが判明しておりまして、その他、繰り返し被害が発生している箇所も多数あり、いずれも住民の安全、安心を図るためには、恒久的対策が必要であると認識しております。

このような状況の中で、当面する復旧工法の見直しにより解決できるもの、年次整備計画をもって恒久対策が必要なもの、あわせて地域と協調した減災を基本としたソフト面での取り組みも重要であると考えておりますので、今後、さまざまな制度を利活用して災害に強いまちづくりを目指して、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４項目めの自然エネルギーに関する御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、国を上げて取り組んでいるところであり、本町におきましても２１年度に地域省エネルギービジョン、２２年度に地域新エネルギービジョンを策定したところであり、それに基づき本年度から２５年度までの３カ年の予定で、新エネルギー型の住宅用設備機器の導入に対しての助成制度を新設したところであります。

本年度においては、最初の年度であることから、残る２カ年の実績を含め、最終年度の２５年度において事業の成果を分析し、再生可能な自然エネルギーの利活用についても、今後、国の方針や技術的

な進展なども参考にし、本町においてどのような対応が可能か研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、５項目めの原子力発電に関する御質問にお答えいたします。

本年３月１１日に発生しました、東日本大震災は、まさに日本中を震撼させるほどの大災害となりました。特に、議員御発言にありますように、福島原発事故の収束はいまだに先行きが見えない状況にありますことから、現在、国においても我が国の原発のあり方について大きく議論がされているところであります。

このような状況の中で、原発立地周辺自治体や議会が中心となって、脱原発の陳情、意見書、決議や安全確保等、自然エネルギーへの転換を求める意見書等が提出されている動きは承知しているところであります。

私といたしましては、原発を含むエネルギー政策は、基本的には国策として位置づけるべきものと考えており、現在、国において原子力から再生可能な自然エネルギーへの転換議論がされている最中でありますことから、これらの議論の方向性や代替エネルギー等の転換方策の仕組みなどが明らかになってくるものと思われ、それらも見きわめながら原発計画の中止要請については適切に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、原発の再点検に関する要望につきましては、原子力発電所においては、何よりも安全であることが最優先されるべきものと考えておりますことから、機会をとらえて安全確保のための再点検が十分になされることは要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　４番米沢議員の６項目め、トイレの改修についての御質問にお答えいたします。

運動公園駐車場の横にありますトイレは、男子用として小便器２基、和式大便器１基、女子用として和式大便器１基のくみ取り式トイレです。

建物構造はコンクリートブロックづくりで、昭和５２年に設置しており、３４年が経過しているところです。また、このほかに運動公園には、多目的広場の給食センター側に水洗トイレが設置され、２カ所で利用をしていただいております。

運動公園駐車場用のトイレは、野球場はテニスコートの中間点にありますことと、ジョギングコース及び駐車場に隣接していることから、これらの施設利用者の方々がこのトイレを使用しております。

現在のところ、当該トイレ改修については、清掃等の維持管理を適正に行うことで、トイレの機能が果たされていることから、実施計画の中では位置づけはしていないところです。

今後においては、築年数も３４年経過していることから、改修について検討を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　町長にお伺いいたします、今回の２４年度に向けての介護保険制度の改正というのは、何回も申し上げますが、さらに従来の介護制度を利用者負担、あるいは自治体負担に全面的にやはり依存しようというのが今回のねらいだというふうに私自身は考えております。

そういう中で、３年前にもいわゆる介護給付における予防給付を３％以内に抑えるということがうたわれております。このときからです。さらにそれを踏み込んで自治体に対する財源を、やはり将来的になくしてしまって、自治体独自の地域支援事業においてもそうなのですが、財源でどうその利用者の財源でまかなうのが、今回の大まかなねらいだということなのです。

上富良野町でも、介護予防事業については５６２万円でしょうか、予算がついているかというふうに思います。これは非常に、いわゆる自立、あるいは介護に重くならないような、事前の予防対策ということで、非常に効果が上がっている内容になってきております。

最終的に国がねらっているのは、この自治体側が行っている地域支援事業費をさらに現行の利用枠を３％の枠内にさらに閉じこめてしまおうというような状況になります。そうしますと何が起こるかということでは、やはり財政力があるなしによって、この介護予防にかかわる事業ができなくなるという、こういった不安な面が当然、出てきます。

上富良野町は現在、国の支援事業も補助も受けながら、その部分については何とか町の努力と介護を受けておられる方のやはり要望にこたえて必至にやっている部分がここの部分では見受けられます。

こういうものが、やはり３％枠内に閉じこめられてしまうということになれば、当然その事業がやはり行えないということがありますので、この点、町長としてどのような印象をお持ちなのか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の介護保険事業につきますサービスのあり方についての御質問に

お答えさせていただきます。

議員の御質問にもありましたように、また先ほど私のほうからお答えさせていただきましたように、国が想定をしていると思われる総合事業の制度に移行するかどうかは別といたしまして、国が想定しているであろう、その地域支援事業も含めまして総体のサービス提供のパイを小さくしようというようなことが仮にその制度の中にあったといたしましても、町といたしましては従来から実施させていただいておりますように、生活支援事業等のものについては、町独自で実施しておりますので、そういった影響を受ける可能性は、私は極めて低いと思いますし、仮に何らかの影響があるとすれば、それは利用者の皆さん方のサービス低下につながらないような意の用い方はしなければならないというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　当然、やはりサービスの低下につながらないということは、当然だというふうに思います。

もう一つ、やはり町として改善を求めなければならないのは、こういった切り捨てというか、やはり予算の削減を地域主権という名のもとで今、行われようしていますので、これは絶対、とめなければならないというふうに思いますが、そういう意味では国の財源の出どころ、多いか少ないかによって、地方自治体の介護の費用の持ち出しも、これはふえるか減るかということになりますので、やはりこういった点も含めて、より一層この充実した介護の中身の充実と、やはり国に対してはこの削減するなというこの要望を挙げるべきだというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護サービスの介護保険事業におきますサービスのあり方につきましては、これは先ほど申し上げましたように、私は低下させることがあってはならないというふうに考えております。

また、国におきまして今後、どのような仕組みでその中身が示されるかということについては十分な情報も持ち合わせてはおりませんが、仮に地方負担を求めるような、現行制度、現行のサービスレベルを維持するために、地方の負担を求めるというような、そういうような部分が感じられるとしたら、それは国に対して地方負担を求めないような、そういう声は上げていきべきだというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　当然、その点については、きっちりと行政側としても従来のサービスの低下を来さないと同時に、質のサービスの中身をもっと実態に即した中で向上させるということが今、求められてきているというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、介護保険料の問題でありますが、現段階では審議委員会、運営協議会の審議のした上で決定すると、極力、基金の活用をしながら極力圧縮したいというふうに答えられておりますが、大体想定でもいいのですが、大体どのぐらい軽減されるのかお伺いしておきたいと思います。

現在、基本額で言えば３，０００円ぐらいかなというふうに思いますが、町の基金を、いわゆる介護保険の基金を使う、道から国からも来るのだろうと思いますが、そういうことのお金を活用すれば、やはり今の介護保険料も含めてこの利用料の負担と合わせて、介護保険料の利用料が、負担が結構重いというような状況もありますので、この点も考慮すれば本当に極力圧縮するというのは当然だと思いますが、その金額等にはどのような試算をされているのか、現時点で全くわからないのか、ある程度このぐらいではないかという試算があれば示していただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の介護保険料の将来の今後の改定時におきます見通し等についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、町の水準につきましては、議員御案内のとおりだと思いますが３，６００円ということで月額、設定されております。

この水準につきましても、旭川市を含めます上川管内におきましても、現在のところ中間以下の水準かというふうに理解しております。

しかしこれまで、第４期に至りますまで北海道、国、さらには当町含めましてそれなりと申しましょうか、一定程度の保険料の増額が今日まで経過としてはたどってきております。

そういう中で、第５期に向けましても金額は明示できませんが、今までの経過をなぞったようなことも一つの設定の方向としては想定しておかなければならないのかなというふうに理解をしておりますが、しかし、最終的にどのような水準に落ち着けるかということは、先ほど申し上げましたような基金の活用も具体的にまだ審議しておりませんので、それらも含めまして極力、負担感のないような水準で設定するのが望ましいと考えておりますので、現在のところ、その具体的な水準をもって御説明できないことは御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　国のほうでは目安として５，０００円ぐらい目安という表示がされているかというふうに思いますが、この５，０００円には恐らく到達はしないのだろうというふうに思いますが、４，０００円をそれでは細かく言いますが４，０００円にとどまるのか、それ以下になるのか、超えるのか、そこら辺の判断は担当者としては、大体それ今までのわかるでしょう、これ。総量が出ているわけですから、それに率を掛ければ大体想定としてこのぐらいだということが出るはずですが、その点はどうなのですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の再度の御質問にお答えいたしますが、まだ審議会等で中身について御議論もいただいておりませんし、この第４期の終結時点でどういうような基金の状況にあるかということも推察できませんので、やはり制度はある程度、高い数値をもって試算、あるいはシミュレーションしたことで申し上げることは適当かなというふうに思いますので、その辺は御理解いただきたと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　いまだになっても、その数値がわからないというのは大体おかしい話で、来年度から実施されるということなのだから、担当者では恐らく大体数値はつかんでいるのだと思うのです。そういう意味では、きっちりとしたやはり審議会の協議会の運営に待たずとも、このぐらいは想定されるのだというような、せめてささやかな私の質問に対しても答えるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　何度も同じことの繰り返しになって恐縮でございますが、数字は一人歩きするというようなこともございますので、その辺は米沢議員の長年の勘で想像していただければということでお許しいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　私の勘は非常に鈍くて、なかなか当たらないというのが状況のところがありますので、やはりその点は恐らくはきっちりと押さえられているというふうに思います。

　そういう意味では、やはり低く抑えるということに対しては私、町長どのぐらいになるかわからないとしても、低く抑えるということでよろしいですか、４，０００円超えないという形で限定されますか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、何度も申し上げて恐縮ですが、数字については申し上げることはできませんが、低く抑えたい、低く抑えるべきという精神論ではもう米沢議員と全く同じでございますので、ぜひこれからの審議の推移を見守りながら、また、皆さん方からいろいろ御指導も賜りながら設定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　なかなか答えられないので、本当に極力低く抑えるということで、その時期が来ましたらまた、その点については議論がなされる点だというふうに思いますが、次にお伺いしたいのは夜間訪問サービスの問題ですが、現在、１人おられるということで、それなりに対応している部分がありますが、しかし今後、国においては在宅をさらに進めようということで、各施設におけるこの利用者負担を引き上げる、あるいはという形でなるべくこの施設を建設しないで抑えようという形に出てきます。

　そうしますと、これからの団塊の世代の方々がどんどん退職し、またどんどん高齢化になるということになれば、その段階でこの仮に１人いるか２人いるかは別にしても、やはり十分なサービス体制をやはり整えるということも必要になってくるかというふうに思います。

　これからはひとり家庭のお年寄りの方、あるいは二人であったとしてもなかなか十分、お互いを見ることができないということ、そういうことは当然、現在でもそういうことが起きていますので、いわゆる施設サービスがどんどん削減されれば、こういったところに当然、ヘルパーの派遣も含めて２４時間体制の充実というのは必要になってくるというふうに思いますが、この点についてもう一度確認したいのは、そういった場合、十分これに対する対応というのも当然、町は考えているというふうに思いますが、そういう方向で考えられるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の２４時間の訪問介護サービスについての御質問にお答えさせていただきますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、今、国が実施しようという方向に向けて検討している内容を聞く限りにおいては、非常に大都市にあっては利用者が一定程度の利用者がある人口密集地帯においては、そういった対応も事業として成り立つということは想定できるのかもしれませんが、北海道、とりわけ地方においては、その事業を

預かる事業者として、恐らくそれは成り立たないというふうに私は推定しております。

そういうようなことで、国において在宅介護を拡充していきたいという考えは、それは理解できるところでございますが、それを２４時間の訪問看護、訪問介護サービスをもってクリアしていくということは、この地方については現実的でないなというふうに私は理解しております。

ましてや、定額制という制度も考慮されているというふうに情報伝え聞いておりますが、まだまだ制度としてはこの地方にはなじむものではないと、現実的でないというふうに理解しております。であれば、どういうような対応をというようなことにも結びついていきますが、それらについてはもう少し国の動向等、見定めた中で、この上富良野町単独ということではなくて、北海道のような地域全体がどういうふうに、これらに対して取り組んでいくか、対応していくかということは、もう少し中身を見きわめた上で、私としての考え方をまとめてまいりたいと考えておりますので、御理解賜れればと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　そうしますと、起こり得る現象としては、そういう大都市圏については、そういう利用サービスは成り立つけれども、地域の小さい自治体については、こういう事業は成り立たないと、それとそういうサービスを求めたとしたら、それが受けられないという弊害が出てくるわけです。そういう方たちをだれが見るのかということが今、根本的に問われている課題なのです、今回の改正の中で。

ですから、それに対する自治体としては当然、対応できるものはすべて対応する、やはり人命、命を守るわけですから、これ抜きにして介護サービスというのは成り立たないわけですから。自治体としても、やはりきっちりとした問題点として、その成り立たない介護サービスを、それにかわるようなサービスの提供をもしもそれを実施するのであれば、財源をきっちり確保するという、こういう部分がやはり見えてくるのだというふうに思いますが、この点について私は自治体としてもこういうサービスにかかわる人が出てきたときに、そのときにしようとしても当然、間に合わないわけですから、事前にやはり制度の改善のためには、そういった制度をもっと自治体、地方の末端の自治体の意見を聞いてそぐうような制度の改正をもっと要求すべきだと思いますが、この点をお伺いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほど申し上げたようなことが、２４時間訪問看護、介護サービスに対する基本的な私の認識でございます。

これは、１人、私のみならず北海道のような地方の自治体の預かる方々は、恐らく大なり小なり、同じ方向を向いた考えだというふうに私は理解しております。

まだ十分な情報、構想の段階の情報しか得ておりませんが、そういうような今、２４時間サービスがこれが制度としてもしおかれるような方向になるということでありますれば、当然、それにかわる地方にあった制度を充実していただくということは、これは上富良野町のみならず、多くの市町村と行動をともにしてでても、これは地方の実態に合った制度も一方では確保していただくような発信はしていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　こういう制度は、もう一度確認しますが、地方自治体としては制度としてはなじまないというふうにお認めになりますね。その上で、こういう制度であるならば、国に対しても、道に対しても改善を要求し、必要ならば財政支援を求めるということで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、私が持ち得ております情報の中では、こういう地方においては到底、成り立つ事業ではないというふうに、今の段階では申し上げて構わないかと思っております。

しかし、今後、国において議論を重ねていく中で、恐らく私ですらこのように非常に不条理だと理解している制度でございますので、多くの地方の自治体の皆さん方は同じような思いを持っていると思いますので、今後、国においてそういう２４時間サービスが事業として定着していかないような地域に対して、どういう補完の制度を考えてくれるかということは、まず見定めることも大事だというふうに思いますので、そういったものが一定程度見定められたときには、必要であれば必要な発信なり、行動は必要だというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　ぜひ、そういった問題がたくさんあります、まだまだ。そういった意味では町長も、実態に即したこれからいろいろな聞き取り調査もやられているかというふうに思いますので、その点をぜひ要望していただきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、特別養護老人ホームや小規模多機能型の介護施設の設置の問題でありますが、地域密着型の小規模多機能型については、施設については、この５期計画中の中で民間の施設が出てくるという話かというふうに思いますが、これは大体、具体的にはいつまでにという話は出てきているのか、当然、やはり今の認知症の方もふえるという状況の中で、これは機能訓練も含めた中で泊りもできるというような施設でありますので、そういった意味では非常に上富良野町においても重要な施設だというふうに私は考えております。

この点で、いつごろがめどにそういう計画、建設という形でわかっていれば答えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番米沢議員の居宅型の施設整備についての御質問にお答えさせていただきますが、まず基本的には前の議員にもお答えさせていただいておりますが、まず特別養護老人ホーム、特養については、第５期計画の中でどのような方向、将来に向けての考えを、方針を持ち合わせるべきかということの基本的な部分を５期計画の中で明示できるようにしたいと考えております。

一方、小規模多機能型のような居宅型の施設につきましては、５期の中で早期に設置がなされるような、そういう応援を、あるいは条件整備を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　そうしますと、具体的にはまだいつごろをめどにこれが建設されるのか、どうかというところはわからないというところでよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えいたします。

特養の関係につきましては、時期の明示はお示しできない状況にございますが、多機能型につきましては、私といたしましては第５期の早期というようなことを念頭に置いておりますので、第５期がスタートすると同時に、形がそういう実現が図られるような道筋をつけるようなことを念頭に置いていきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　特養については、恐らく町の行政改革の大綱の中には民間委託も含めた中での、恐らく出てくる話かなというふうに思います。

いずれにしても、町の多くの人たちはこういった施設については早期に、やはり一定程度、建設してほしいという声がたくさん要望として上げられておりますので、ぜひ改善を図っていただきたいといふうに思います。

次に、災害対策の問題でありますが、やはり何と言っても災害においてはこの民家がどんどん、農家にしてもそうなのですが、やはり住宅地にどんどん被害が出てくるというような状況になってきております。

何度も町長も担当者の方も言っておられますが、やはり根本的に構造上の問題も含めて直さない限りはどうにもならないというは、当然の話であります。

日の出のパークゴルフ場の横の民家の人の話を聞いても、こう何回もあったのでは本当に大変だということで、生活の基盤が本当になくなるような、そんな感じだということで、本当に土砂が流れて、水がどんどん入ってきて、本当な死ぬような、そんなやはり思いに駆られるというような話をしてきます。

私はこれを少しでも軽減するために、当面の対策と同時に、長期の計画と同時に、当面こういうことが再三あっては同じこと何回も繰り返すわけですから、やはりそういう繰り返さないための緊急の対策という点でもに正面からこういった問題を解決するための、少しでも軽減するための取り組みが必要だと思いますが、こういったいわゆる具体的に言いますがああいったパークゴルフ場の横の民家の道路に侵入して水だとか、土砂が侵入して大変な状況になりますが、あれを軽減するための考え方はお持ちですか、そういうことを未然に防ぐ、あるいは軽減するための対策。

○議長（西村昭教君）　技術審査担当課長、答弁。

○技術審査担当課長（松本隆二君）　米沢議員の御質問にお答えいたします。

今、あの川は旭日川という河川名でございます。普通河川で、町が維持管理している河川でございます。

当面、根本的なその改修を前に、今現在行っているのが、護岸のかさ上げを今、４５センチか５０センチ程度、片側です、パークゴルフでなくて民家のほうに今、かさ上げを施工している最中でございます。

そして、基線道路の横断しているボックスも、今よりも大きく施工している最中でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　４５センチのかさ上げで、それは今、超えて来ているのです、今回のは。４５

センチといっても、そんなに高いわけではないわけで、しないよりはましかというような話なので、やはりそこら辺も根本的に見直すべきだと私は現場見ていつも思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の災害対策についての御質問に、技術的な部分はちょっと私、そういう知識持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、旭日川の対応につきましては、あの民家の周辺のかさ上げも私はそれなりの効果を期待できると思いますが、まずその下流の担当課長からも説明させていただきましたように、下流で十分飲み込むような、そういうことが講じられれば、まずその上流の水かさが軽減できるというように波及してくると思いますので、それは専門家が考慮して、対応する技術的な手法でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　何度も言いますが、それにあわせて未然に対策をとらなければ、その５０センチという、見ましたら本当にわずかなかさ上げです。それでも、構造的な問題、下流を広くする問題というのは、伴わなければ直らないということありますので、ぜひこの人がその側に住んでいて、何回も雨で被害が出ている人たちの気持ちを酌んだ対策をぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、原子力発電の問題ですが、札幌の上田市長も反対、函館市の市長さんも反対という形になりました。

町長は、兼ねてからこの国の制度であり、国の動向を見ながら、この反対かどうか、再点検するかどうかの趣旨を述べたいと言っておりますが、もう既に福島原子力発電所の損壊に見られるように、やはり放射能汚染というのは、もうとどまることがなく、今、地方にもどんどん押し寄せてきて、農畜産物にかかわっても、やはりその被害が出てきて、農家の被害もどんどんふえてくるという状況になってきています。

そういう事態を考えれば、きっちりともう既に結論は出ております。そういうことを考えれば、はっきりと上田市長や函館の市長さんみたいに反対設置計画の中止と段階的に再点検を行って、将来には廃止するという、そういう方向こそ国民と道民、そして町民の生活を守るべき私は道だというふうに思います。

電力についても十分、北海道の電力については需要と供給のバランスにおいても、需要が供給量が多いという状況が一部試算で発表されておりますので、こういうことも含めて答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の原子力発電に対します考え方についてお答えさせていただきます。

まず、冒頭お答えしておりますように、基本的には国が判断するべきものだというふうに考えております。

私ども地方の預かる立場といたしましては、国のエネルギー政策、あるいは国の産業を支えている、そういった電力供給構造がどのように今後、見通せるのか、あるいは安全を確保するということは、これはもう言うまでもなく、これはもう全く完璧な安全を求めるということに対しては全く依存はございません。

しかし、その原子力発電所のあり方そのものについては、非常に高度な判断を必要とするものと思いますし、これは国が一定程度、そういう情報を我々に提供してくれた中で、そして判断するべきものというふうに理解しておりますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、４番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

あす９月２８日は本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　４時４３分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２３年９月２７日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　佐　　川　　典　　子

署名議員　　小　　野　　　　忠

平成２３年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成２３年９月２８日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　議案第　６号　平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第　３　議案第　７号　平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件
第　４　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号））
第　５　議案第　２号　平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）
第　６　議案第　３号　平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　７　議案第　４号　平成２３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）
第　８　議案第　５号　平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第　９　議案第　８号　上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第１０　議案第　９号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
第１１　議案第１０号　上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例
第１２　議案第１１号　財産取得の件（スクールバス）
第１３　議案第１２号　財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）
第１４　議案第１３号　教育委員会委員の任命の件
第１５　選挙第　１号　選挙管理委員及び補充員選挙の件
第１６　発議案第１号　議員派遣の件
第１７　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議
第１８　発議案第３号　議員報告会実施に関する決議
第１９　発議案第４号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件
第２０　発議案第５号　住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件
第２１　発議案第６号　国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件
第２２　発議案第７号　原子力発電から自然エネルギーへの早期転換を求める意見の件
第２３　発議案第８号　「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議
第２４　閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（１３名）

１番	佐川典子君	３番	村上和子君
４番	米沢義英君	５番	金子益三君
６番	徳武良弘君	７番	中村有秀君
８番	谷　　忠君	９番	岩崎治男君
１０番	一色美秀君	１１番	今村辰義君
１２番	岡本康裕君	１３番	長谷川徳行君
１４番	西村昭教君		

○欠席議員（１名）

２番　小野忠君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
会計管理者	中田繁利君	総務課長	田中利幸君
防災担当課長	伊藤芳昭君	産業振興課長	前田　満君
保健福祉課長	坂弥雅彦君	健康づくり担当課長	岡崎智子君
町民生活課長	北川和宏君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	服部久和君	ラベンダーハイツ所長	大場富蔵君
町立病院事務長	松田宏二君		

○議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１３名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１３名でございます。

これより、平成２３年第３回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第１１号財産取得の件（スクールバス）、議案第１２号財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）の議案につきましては、本日、議場に配付いたしました。

また、議案第１３号教育委員会委員の任命の件につきましては、後ほど議案をお配りしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

３番　村　上　和　子　君
４番　米　沢　義　英　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第　６号から
◎日程第３　議案第　７号まで

○議長（西村昭教君）　日程第２　議案第６号平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第３　議案第７号平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、会計管理者中田繁利君。

○会計管理者（中田繁利君）　ただいま上程されました、議案第６号平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定を受けます平成２２年度各会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、国内の経済状況は全国的に厳しい状況が続いており、先行きについてもデフレの進展、雇用環境の悪化、円高、財政悪化に伴う長期金利の上昇など、懸念材料が多く存在している概況でありました。

こうした中、政府は景気の確実な回復につながるようにと一般会計の予算総額を過去最大の９２兆３，０００億円としましたが、その財源は国税収入の大幅な減が予想されることから、収入総額の４８％に当たる４４兆３，０００億円を国債発行にゆだねるとともに、特別会計からの繰り入れなどによって確保したことにより、財政健全化への道筋を示すための財政運営政略を策定し、今後は地方も含めて財政健全化に向けた取り組みがより一層進められるものと予測されます。

地方財政におきましても、地域主権改革の第一歩として、地方の一般財源の充実・強化を図るために地方交付税は大幅増となりましたが、地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中での措置であるとともに、地方税収も減収で推移しており、地方財政は厳しさが増している実態にあります。

当町におきましても、地方財政対策で臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は大幅増となりましたが、厳しい経済状況の影響を受け、町税収入が減少傾向にあり、さらに厳しい財政状況が続いていくことが予測される中で、収支均衡のとれた健全な財政運営を旨とし、第５次総合計画の二年次ということから、各施策を確実に、かつ計画的に実現するため、効率的で信頼される健全な行政運営を目指した予算編成を行ったところでございます。

このことから、一般会計における当初予算額は６２億３，０００万円、前年度対比５．８％、金額では３億８，１００万円減の予算規模であり、その後の状況変化によりまして、最終予算額は６９億５，８４９万７，０００円となったところであります。

その最終予算に対する決算の状況でありますが、一般会計と七つの特別会計の決算総額は、歳入総額が１０２億１，５９１万３，０００円、歳出総額が９８億９，６４２万５，０００円で、差し引き残額は３億１，９４８万７，０００円となったところでございます。

また、七つの特別会計は平成２２年度で廃止となった老人保健特別会計を除きすべて黒字決算となったところであります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明いたします。

一般会計の歳入総額は、７１億５，０４４万３，０００円で、前年度対比５億３，２９８万６，０００円の減となっております。

その主な要因としまして、経済状況の悪化により、町税は町民税、たばこ税、入湯税が減少したものの、固定資産税が増加したため、１，３４２万円の増加、地方交付税は大雨等の災害復旧費などで特別交付税が２，１６６万円の増、雇用対策や地域資源活用、臨時特例費などの増額で普通交付税が１億７，７４２万円の増、また道支出金はグリーンニューディール基金事業による吹上温泉保養センター改修などで９，００８万円増加しましたが、一方、地方譲与税、財産収入、繰入金、諸収入などが減少し、特に分担金及び負担金は畜産担い手育成総合整備事業完了などにより３億８，９５６万円の減、国庫支出金は防衛省関係事業補助や定額給付金、地域活性化の経済危機対策臨時交付金、生活対策臨時交付金などが減少したことにより、３億４，５４６万円の減と大幅に減額となったことによるものであります。

一方、歳出の総額は６９億３，５３０万３，０００円で、前年度対比５億３，０３７万１，０００円の減となっております。

減額の主なものといたしましては、投資的経費の抑制を図った中で、普通建設事業費の畜産担い手育成総合整備事業の完了や防衛省関係補助事業のヌッカクシ富良野川支流整備事業の完了や演習場周辺農業用施設設置助成事業の大幅な減、町立病院のベット、電話機更新及び救急玄関屋根改修に伴う出資金の減、特別会計への拠出金では、公共下水道事業の繰上償還分の減、また、行財政改革の取り組みにより人件費につきましても減額となったところでございます。

増額となったものは扶助費が子ども手当の創設により、災害復旧事業費は７月、８月の局地的大雨等により、また積立金が公共施設整備基金への積み立てにより増額となったところであります。

平成２２年度予算の執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに各関係機関、団体などの御理解を賜り、第５次総合計画に掲げる実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところであります。

それぞれ事業ごとの内容につきましては、各会計歳入歳出決算書の歳入歳出事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載してありますので、御高覧いただきたいと思います。

以下、議案及び平成２２年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係につきまして説明を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議案第６号平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２２年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成２２年度各会計歳入歳出決算書の２ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、平成２２年度の各会計別収支総括表であります。この表によりまして、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

一般会計及び七つの特別会計の合計欄を見ていただきたいと思います。

予算額は１０２億８，６５６万４，０００円、調定額は１０４億１４５万１，６６９円、収入済額は１０２億１，５９１万３，１３３円、不納欠損額は５５３万１，６２４円、収入未済額は１億８，０００万６，９１２円、支出済額は９８億９，６４２万５，７４７円、差し引き残額は３億１，９４８万７，３８６円となったところであります。

次に、収入調定額に対する収入割合の調定対比は９８．２２％、予算額に対する収入割合の予算対比は９９．３１％、予算額に対する支出割合の支出予算対比は９６．２１％となったところであります。

この表の左下に記載してありますが、一般会計の丸括弧書きは、平成２１年度会計から平成２２年度会計への繰越明許費であり、角括弧書きは平成２２年度会計から平成２３年度会計への繰越明許費及び事故繰り越しであり、それぞれ内数であります。

平成２１年度会計から平成２２年度会計への繰越明許費の歳入の予算現額等につきましては、決算書の１２ページから１３ページに、歳出の予算現額等につきましては１８ページから１９ページにその内訳を記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の不納欠損額の状況でありますが、Ｄ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、町民税、固定資産税、昭和５６年度貸し付け災害援護資金償還滞納分で２３９万９，３６４円の欠損処分を行っております。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分で２４７万２，１００円、公共下水道事業特別会計では、下水道使用料で２２万５６０円、介護保険特別会計では、介護保険料で４３万９，６００円の欠損

処分を行っております。

次に、収入未済額の状況でありますが、Ｅ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、１億３，６５９万５，２３３円の未済額でありますが、町税関係と保育料及び住宅使用料などで、２，７６９万４，２３３円と一般財源を除く平成２３年度会計への繰越明許費の１億８９０万１，０００円との合計額であります。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分と退職分で３，５２６万９，１１１円、簡易水道事業特別会計では、水道使用料で１６万６，９７７円、公共下水道事業特別会計では、受益者分担金負担金及び水道使用料で５７０万６，８９１円、介護保険特別会計では、介護保険料で２１０万９，５００円、後期高齢者医療特別会計では、医療保険料で１５万９，２００円の収入未済額となっています。

なお、不納決算額及び収入未済額の内訳につきましては、別冊の各会計歳入歳出決算書にかかる附属調書の７５ページと７６ページにそれぞれ調書として載せてありますので、御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の差し引き残額でありますが、Ｇ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、２億１，５１４万７２４円で、翌年度へ繰り越すべき財源の２，１７６万７，０００円を除いた１億９，３３７万３，７２４円が実質収支額となったところであります。

国民健康保険特別会計以下の特別会計につきましては記載のとおりであります。

次に、財産関係について御説明いたします。

決算書の後ろのほう４０９ページをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書で、平成２２年度中における公有財産の移動についての説明をいたします。

１、公有財産。

（１）土地及び建物。

（ア）行政財産の建物関係でありますが、その他の施設欄の木造３１．８３平方メートルの減でありますが、吹上温泉保養センターの機械室と熱交換室の新設による６５．１９平方メートルの増と、クリーンセンター車庫の構造の記載誤り、非木造でありましたけれども、木造に記載してありました。その記載誤りが９７．０２平方メートル差し引いた残であります。

次に、非木造の公営住宅欄の１８．４６平方メートルの減でありますが、富町団地の新築分から解体分を差し引いた残であります。

その他の施設の欄の２０．３９平方メートルの増でありますが、先ほど説明いたしましたクリーンセンター車庫の構造記載誤り９７．０２平方メートルと上小にありました町民プール更衣室の解体に伴う台帳の抹消漏れ７６．６３平方メートルを差し引いた残であります。

次に、（イ）普通財産関係でありますが、区分欄でのその他の施設欄の土地２，３７１．５１平方メートルの減でありますが、東中青年研修所用地４３３．２平方メートルと旧島津公民館分館用地の一部１，９５７．３１平方メートル売却による減と草分２会館用地として財務事務所から購入した用地１９平方メートルを差し引いた残であります。

以上が、公共財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページ、４１０ページをお開き願います。

（２）有価証券でありますが、前年と同額であります。

（３）出資による権利でありますが、財団法人北海道建設技術センターへの出捐金の年度中の取り崩し３０万円でありますが、これは平成８年２月２０日に建設事業に関する積算システム開発のために拠出しておりましたが、このたび当該事業が完了したことにより４月７日に一般寄附金として相当額が納入されております。

次に、２の物品の関係でありますが、年度中の車両の増減につきましては、老朽化した集中管理車の更新に伴い、新たに乗用車２台と軽自動車１台を購入するとともに、乗用車２台を処分、軽自動車１台を売却し、年度末は７６台の保有となっております。

３の債権の関係でありますが、上富良野高等学校卒業者修学資金貸付金の決算年度中増減高の５８万円の減につきましては、３名の方々からの償還分であり、年度末現在高は１４２万円で、償還人数は２名となっております。

次のページ、４１２ページをお開き願います。

４の基金の関係でありますが、平成２２年度におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして１４の基金と、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

この表中の上段の網かけ部分につきましては、平成２３年４月１日から５月３１日までの出納整理期間における基金の運用状況であります。

平成２３年５月３１日現在の１４基金の合計額は、表中の右下の上段の網かけ部分で、２３億９，１９７万５，３２１円で、３月３１日の現在額は下段部分で１９億９，７４８万７，３８４円となっています。

以上が、財産に関する状況であります。

これをもちまして、平成２２年度各会計歳入歳出

決算認定の件についての説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成２２年度各会計主要施策の成果報告書に、また、決算にかかる付表は各会計歳入歳出決算にかかる附属調書にそれぞれ取りまとめておりますので、御審議の参考とされまして、御審議を賜り認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　審査に付された平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成２２年度各基金の運用状況について、地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により、町長から審査に付された平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、８月３１日から９月２０日までの実日数１４日間、基金については９月１２日、１日間、関係法令に基づき決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料等の調査、照合並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の正否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

また、平成２２年度基金運用状況調書、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金、利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在高と符合し、適切に運用されているくことが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

町の財政規模は年々縮小し、町政執行はますます厳しい状況に置かれています。

平成１５年度の一般会計の歳入決算額が１０１億７，０１８万円であったものが、現在、平成２３年度では６９億３，５３０万円にまで減少しており、行財政改革による事務事業の見直しや経費削減を中心とした努力の結果、収支の均衡は保たれております。

自主財源の根幹をなす町税収入はたばこ税、入湯税が減少しておりますが、固定資産税の増加により、前年度と比較して１，３４２万円増加しております。

また、一般財源の主要である地方交付税は、国の補正予算に伴う雇用対策、地域資源活用臨時特例費などの増額と大雨等災害復旧対策など、１億９，９０８万円の増となっています。

各基金の出納閉鎖後の現在高は、総額２３億９，１９７万５，３２１円であり、前年度同期に比べ２億４，９５５万９，００７円、率にいたしまして１１．６％増加していますが、財政指標は依然として厳しい数値を示されており、財政の硬直化が続いています。

現在の公債費未償還額７８億５，３２４万円を減らしつつ、収支均衡のとれた財政構造への努力が求められております。

今後の町政執行に当たっては、地方に自分たちの問題を自分たちで解決する権利と義務を強く打ち出す地方主権が求められてきております。この責任を果たしていくために、制度改正や国、道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。

各基金運用状況の審査意見については法令により、確実かつ効率的に運用しなければならないと定められており、当町のすべての基金は金融機関に対する預金によって管理されております。

特に、各会計の歳計現金の資金調達のため、一時借入金によらず、基金からの繰りかえ運用を優先するなど、資金の一元管理を行い、資金運用、調達の効率化を図っています。

ペイオフの解禁以降は、より確実性が求められており、金融機関を見定め定期預金と決済性預金による運用を行っておりますが、今後においても借入金との相殺など、基金管理においてより一層の運用管理に努めていただきたいと思います。

なお、基金の保管のあり方については、決済用預金に２２口、１６億４，１２７万５，３２１円、定期預金に１７口、７億５，０７０万円でありペイオフ、一時借入金、繰りかえ運用などを考慮しても、定期預金への比率を上げ、効率的な基金運用に努めることを強く求めます。

なお、意見書に前年度比較、過去５年間経過及び各種データ等を記載しましたので参考としていただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　次に、企業会計決算認定の件、町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君）　ただいま上程されました、議案第７号平成２２年度上富良野町企業

会計決算認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第７号平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、平成２２年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

病院事業会計決算報告書の７ページをお開き願います。

平成２２年度上富良野町立病院事業報告書。

１、概況。

（１）総括事項。

地域の病院を取り巻く環境は、全国的な医師と看護師不足、さらには医療制度改革などにより一段と厳しい状況にあります。

また、平成２２年度は２年ごとの診療報酬の改定年であり、１０年ぶりに０．１９％のプラス改定となりましたが、主に大規模病院や救急救命センターなど、高度な医療分野に対する改善が中心でした。そのことから、当院にとって特にプラスとなる項目はなかった状況であります。

次に、決算概要では、事業収益、事業費用ともに前年対比で減額となりましたが、２，３０２万９，０００円の当年度純利益を計上することができました。

これは、事業収益では常勤医師の退職等により、一般病棟の入院患者が前年対比で１２％の減となったことが減収の大きな要因であります。また、事業費用では、増要素として臨時看護師等の確保経費や退職手当組合の負担金の精算、さらには燃料価格の高騰などがありましたが、事業収益と同様に入院患者数の減が費用減の要因であります。

次に、業務の推進では、富良野協会病院の泌尿器科、循環器内科、眼科の３科の病病連携の継続により、地域住民の皆様の利便性の向上を図るとともに、町立病院の特色であります医療と介護の施設として良質なサービスの提供に努めたところであります。

今後も旭川医科大学との緊密な連絡調整を図りながら御支援をいただき、地域の医療と介護、そして救急を担う拠点病院として充実に努めてまいりたいと思います。

なお、８ページに記載しております患者利用者数等の状況につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。１ページ、２ページをお開き願います。

平成２２年度上富良野町病院事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益、８億５，６９５万１，０１２円。

支出。

第１款病院事業費用、８億３，８０２万７，６１２円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、２，６５５万７，６７３円。

支出。

第１款資本的支出、２，６５５万７，６７３円。

以下、３ページ以降の各種財務諸表等につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　続きまして、平成２２年度上富良野町水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

７ページをお開きください。経営概況を申し上げます。

水道事業につきましては、町民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、３７年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入１億６，１１９万６，９８１円、支出１億３，１３０万２，４３１円であり、純利益２，９８９万４，５５０円で決算することができました。

次に、資本的収支では、収入１，０００万円、支出１億８４８万１，００２円で、不足する額９，８４８万１，００２円については、過年度分損益勘定留保資金９，８４８万１，００２円で補てんし、事業の推進を図ってまいりました。

今年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など、納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

それでは、１ページをごらんください。

平成２２年度の決算額について御報告申し上げます。

平成２２年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。

第１款水道事業収益、決算額１億６，８６１万６，３６８円。

支出。

第１款水道事業費用、１億３，６３０万９，８２２円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、決算額１，０００万円。

支出。

第１款資本的支出、１億８４８万１，００２円。

なお、下段になりますけれども、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額９，８４８万１，００２円は、過年度分損益勘定留保資金９，８４８万１，００２円で補てんしてございます。

以下、詳細、説明事項につきましては、事前に御高覧いただいているものと思いますので、割愛させていただきます。

御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　地方公営企業法第３０条第２項の規定により、審査に付された平成２２年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成２３年６月８日から、平成２３年７月４日まで、実日数５日間審査し、同法第３０条第１項の規定に基づき調製された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかとを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査意見についてでありますが、病院事業会計決算は、常勤医師の退職等により入院収益の減少が大きく影響していることが示されており、また、介護療養型老人保健施設については、安定した利用状況と収益が示されております。

一方、入院患者の減少は診療材料等の減少となってあらわれたほか、経費の節減や体制のあり方に改善を加えるなど、平成２１年３月に樹立した上富良野町立病院改革プラン、この期間、平成２１年度から平成２３年度を基盤とし、職員が一丸となって取り組んでいる結果があらわれているものと言えます。

医業経営の環境は厳しさを増すことが予想されますが、改革プランの具現化に一層の努力を求めるとともに、町民の期待と信頼にこたえる医療機関としての事業運営に取り組まれることを求めます。

次に、水道事業会計決算は、町内人口の減少や省エネ家電の普及、町民の節水機運により有収の給水量が減少してきておりますが、計画的な起債の繰上償還の実施による利子節減対策の取り組みなど、安定した経営と安全・安心な飲料水の供給に心がけていることがうかがえます。

今後とも、本町水道事業の特徴的理念とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、低廉で安価かつ安全な飲料水の供給に一層の努力を望みます。

なお、１５ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第６号平成２２年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第７号平成２２年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第４　議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２３年度一般会計補正予算（第６号））の専決処分を行いました要旨につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、９月２日から３日の集中豪雨により、道路、河川、排水路及び農地等に被害が発生いたしましたことから、緊急に対応するために災害復旧費３億２，２５０万円の予算措置を講じ、歳入につきましては特別交付税、国庫支出金及び町債を財源として補正予算を調整し、９月３日付で専決処分を行ったところでございます。

このようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をせさていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

議案第１号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）。

裏面をお開きください。

専決処分書。

平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２３年９月３日。

上富良野町長向山富夫。

次のページに移ります。

平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）。

平成２３年度上富良野町の一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億２，２５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億４９９万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１０款地方交付税、２億３，９５０万円。

１４款国庫支出金、６，６４０万円。

２１款町債、１，６６０万円。

歳入合計は、３億２，２５０万円であります。

２、歳出。

１３款災害復旧費、３億２，２５０万円。

歳出合計は、３億２，２５０万円であります。

２ページに移ります。

第２表の地方債の補正ですが、ピリカ富良野川の災害復旧工事外３件につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業補助を予定しておりまして、あわせて補助災害復旧事業債の発行を予定しておりますことから、４件合計で１，６６０万円の限度額の設定を行ったものであります。

以上、議案第１号平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第２号平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました議案第２号平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の提案要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、第１点目は、本年度の普通交付税が既決予

算額を１億１，２５１万５，０００円下回る額で確定いたしましたことから、減額補正をお願いするものでございます。また、あわせて、臨時財政対策債の発行額の確定により、限度額の変更をお願いするものであります。

２点目は、町税についてですが、個人町民税において課税客体の確定に伴い１，８００万円を増額計上するものであります。

３点目は、演習場周辺地区の整備事業について、富原水道組合水道管の更新事業に対しまして補助をするため、その所要額を計上するものであります。

４点目は、徘徊高齢者等を守る体制整備として、北海道の介護基盤緊急整備等臨時特定基金を財源として、地域支え合い体制づくり事業の実施に伴います経費を計上するものであります。

５点目は、本年度より実施されます環境保全型農業直接支援対策事業について、本町分の事業量がまとまりましたことから所要の経費を計上するものであります。

６点目は、６月から９月にかけての計４回の大雨災害に対する農林業施設の災害復旧費の計上をお願いするものであります。

以上申し上げましたことを主な要素として、予備費から必要額を一定程度充用することで、補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承を願います。

議案第２号平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）。

平成２３年度上富良野町の一般会計の補正予算第７号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５，５９７万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億４，９０２万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第３条、地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

１ページをごらんください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税、１，８００万円。

１０款地方交付税、１億５０１万５，０００円の減。

１３款使用料及び手数料、９６万円。

１５款道支出金、５２３万５，０００円。

１７款寄附金、４５万円。

２１款町債、２，４４０万円。

歳入合計は、５，５９７万円の減となります。

２ページをお開きください。

２、歳出。

２款総務費、３３６万円。

３款民生費、９２２万４，０００円。

４款衛生費、９５万２，０００円。

５款労働費、６６６万５，０００円の減。

６款農林業費、４０９万２，０００円。

８款土木費、１４万７，０００円。

９款教育費、７７万円の減。

１２款予備費、７，３８１万円の減。

１３款災害復旧費、７５０万円。

歳出合計は、５，５９７万円の減となります。

３ページに移ります。

第２表の債務負担行為の補正ですが、農業経営基盤強化資金利子補給について、平成２２年度をもって終了したところでございますが、このたび新たに同内容をもって継続することとなったことから、平成２３年度分の利子補給に対して債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、第３表の地方債の補正ですが、１点目は、江幌地区地上デジタル放送難視聴対策アンテナ設置事業について、上川総合振興局と協議をしていましたところ、このたび適債事業との判断を得たため、新たに地方債の追加をお願いするものであります。

２点目は、冒頭申し上げましたように、臨時財政対策債について、発行額が確定したことに伴いまして限度額の変更をお願いするものであります。

以上で、議案２号平成２３年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　２５ページ、土木費の中の見晴台公園の改修につきましてです。ここのところは、４月に予算づけをしましてから６カ月がたって

おります。また、ここへ来て１５０万円、調査設計費を、実施設計を予算化しようということなのですけれども、私は正直、今より観光客がふえ、利活用が図れるかどうかということで疑問視をいたしております。行政としては、もっと利活用が図れる場所にするために改修をしたいということだと思います。

ところが、今、周辺住民は、山を崩して平らにして、そして木を切るということは、風害の関係もありまして大反対をいたしております。これだけ６カ月もたっていたのですけれども、いまだに周辺住民の意見調整もなされていないのではないかと、このように思っております。

それで、そこのところを考慮した設計をしていただきたいと思うのですけれども、そういった設計はどのような設計を考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　３番村上議員の御質問にお答えいたします。

見晴台公園の整備につきましては、当初予算において工事費を置いていただいておりますけれども、今回必要になった設計調査費につきましては、既に事業を実施するということについては隣接する土地を所有している、国道用地を持っている国のほうと事前の調整はついてはおりました。それで、予算化したわけですけれども、その後、徐々に煮詰めていく途上におきまして、国側といたしましては、これが整備されたのは平成１８年のことです。同時に町のほうでも、平成１８年に見晴台公園という施設をつくって、国道駐車帯とあわせて国道を通る方々に憩いや休憩の場を提供する。それと同時に、町の目的といたしましては、すばらしい景観地にありますので、情報を提供する場所として、また、観光のために訪れる方々の拠点として、地域振興、特に町の観光振興に役立てていこうという目的を持ってつくった施設でございます。

この目的が、４年ほど経過してございますけれども、なかなか達成されていない、利活用がなかなかはかばかしくないということが、指定管理者でありますかみふらの十勝岳観光協会のほうから、また、公園を管理する我々事務方も、その場に臨みながら何とかしなければならないという気持ちを持ってございました。これを実現するためということで、今回の工事費を置きましたけれども。

この中で開発局側から、富良野大雪のシーニックバイウェイルートというのは皆さん耳にしているかと思いますけれども、沿道一帯を地域づくり、そして観光の誘客性を高めるという意味で、広域的な考え方で開発局が取り組んでおります。その観点からも、ぜひ町側の考え方は理解できる、ただ、その中において町が求める観光と、いわゆる地域振興というのはどういう考え方を持っているか、それを求められたわけです。その中において、今回、挙げております、主に中心となりますけれども、利活用基本計画、今回、整備してから４年足らずのうちに施設を改修するという明確な理由と、それをどのように活用して地域振興につなげるのだという町の考え方を示してくれという提示がございました。

その考え方につきましては、町も当然持っていなければならないことですし、計画を立てる上では、御質問の中にも反対される方がいるとか、これを利活用する方法が明確でないということにつきましては、以前から議員の方々にも御苦言をいただいてございます。それらを今回の１５０万円の補正をお願いして、外部の専門的な分析もできる事業者に託して、町の中で反対する方々、それから今後、整備した後、利活用いただけると想定される団体、すなわち商工会とか観光協会、農業者団体なども含めて、地域住民の代表者なども含めて、それではみんなで考えてみようという場所づくりと。お金を投資するわけですから、考え方を一にして、今後のその辺の効果を明らかに、目途とするものを定めようということで、開発局側の手助けもいただいて実施するということで、この予算を補正願っているわけです。

以上です。

○議長（西村昭教君）　３番村上和子君。

○３番（村上和子君）　もう少しスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

これからいろいろな関係の方とヒアリングをして、どういったことにするかということですけれども、行政側のやっぱりもう少しあそこの場所を利活用を図りたいという気持ちは十分よくわかりますけれども、あの地形を生かしながら周辺住民の意見も合意して、やはりみんなで知恵を出して、今後の利活用を期待しまして、そういったことでもうちょっとスピード感を持ってやっていただきませんと、これはまた９月末、１０月にかけてヒアリングをしていくということですけれども、ぜひ地形を生かしたような感じで考えられないかということを、ぜひしっかり、失敗は許されないというような気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいまの同僚議員の質問に対する関連になるところでございますが、１点、今の答弁の中で気になるところがあったのですけれども、当初予算でつけられている中において、なか

なか進みぐあいが遅遅として進まない。そういう中において、新たに今回１５０万円を補正をすることによって、外部のプロフェッショナルな方を呼んで、地域の方、それから利活用をする方の合意を得たいと。それによって、開発を進めるということを今御答弁されましたけれども、であるならば、一等最初に予算化するときに、それらの見通しというのはない状況の中で予算化を当初でされたということでよろしいのですね。

であるならば、そもそも見晴台公園の今後の利活用について、多大な投資額を導入して施策効果が得られるかどうかという先の読みの甘さというものがあったというふうにとらえるのですけれども、いかがでしようか。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　５番金子議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今となって考えれば、非常に見通しが甘かったという反省はしております。

実は、取り組みの経過を若干説明したほうが御理解いただけるかなと思いますので、経過についてちょっとお時間をいただいて御説明させていただきます。

金子議員につきましては、過去、観光協会という立場のときもありましたので、事情は御存じかと思いますけれども、指定管理者として管理を受けていただいているのが、かみふらの十勝岳観光協会が受けていただいております。管理運営をなさる上で、町が考えたこと、そして指定管理の提案ということで受けた内容では、あそこの場所をいろんな人が集って地域活性化につながるような利用をしたいという計画を持っていましたけれども、１９、２０、２１年の第１期指定管理期間中、一生懸命頑張っていただいておりましたけれども、なかなか利用者数が伸びない。当初、年間５，０００人ぐらいが７，０００人という微増の形態は、努力の結果、いただいておりましたけれども、本来、あそこの道を通る車両数が、国の開発局の測定によりますと、大体１日９，０００台前後が車で通る。この通行車両数を見ると、１％、９０台でもとまっていただければ、１日９０人ですから、１３０日ほどの開設期間がございます。単純計算すれば、１％の車がお立ち寄りいただければ、１万人を超えるという単純な皮算用はしたわけです。

当然に、何が悪いのだろうということで、指定管理者側からは、今は奥側にある情報ステーションの建物の位置が、とにかくあの位置では管理する側でも努力のしようがない、ぜひ駐車場側に移設する方法を検討してくれということで、長らく要望を受けておりました。

それで、第２期の指定管理期間が昨年２２年度から始まっておりますけれども、その第２期にあわせて、町側としても立地条件を生かした活性化を図る条件を整備しようということで、駐車場側に平たん地をつくって、そこに情報ステーションを移設するという二つの計画案を持ちました。

これにつきましては、専門的知見を持っておられる元旭川教育大学の北島教授という方が、１８年に整備された当時の国側のコンサルタント業務といいますか、学識経験者としてあそこの基本的な設計に携わった先生であります。一方、上富良野町の見晴台公園につきましては、現在も景観づくり推進会議の委員をなされております東京大学の堀教授が設計の監修をなされておりました。この御両者の少なくとも片方でも意見を聞いたらどうですかということで国のほうから御指導がございまして、聞いた結果、ただ単に情報ステーションを前に出せばいいという話ではない。もうちょっと全体的な人の流れ、そして取り込んだ人をどのように地域活性化に結びつけるかというものを明確にしてはどうですかということで、富良野道路事務所のほうから御指導を受けました。

それで、新たにＣ案という形で、駐車場に面した部分、これは木を残して小高い山も残すという案ですけれども、もうちょっと広げた面、情報ステーションを置きながら、なおかつ別の利用もできる平らな面を駐車場に面してつくるという計画。三つの案を持ちました。これを持ちまして具体的実施へ向けて平成２２年９月２１日に記憶をしてございますけれども、富良野道路事務所のほうに、基本的な三つの案について、開発局の土地を利用するわけですから、合意点を聞かせてください、また、実施に当たりまして問題点がありますかという相談を行っております。

この際に、その前までは国の側としても、駐車場の利用と公園の利用が両立して高まるだろうということで、推進していただける動きがございましたけれども、９月２１日に相談に行った際に、今度は維持管理部分、施設管理部署が同席いたしまして、その席上で国の土地、要するに国道用地内にいわゆる商業施設、商い施設、それから固定的な建物を置くことについては、これは法律上ちょっと認められないということで、これはかなりいろんな方法論を含めて何とかいい方法がないかという相談を申し上げましたけれども、管理側としては、国道用地内についてそういう考え方はやめてくれということで、この時点で町側でつくっていた三つのプラン、国道側に持っていく工夫、国道側に持っていくについて

も、トイレに近い方向、旭川の方向とか、いろんなプラン、これがＡ、Ｂ、Ｃの三つの案で構成されておりますけれども、この案が全面的に否定された。

その後、昨年９月以降になりますけれども、具体化するためには町有地側でしか改良といいますか、施設を置く場所は考えられないということで、いろいろな場所を検討しましたけれども、結局、現在町が持っております小高いところを少し切り下げて、当然に上にある樹木については一部伐採し、エリアの広さのとり方にもよりますけれども、全部伐採もしくは一部残して切り下げというような方法になるかということで、昨年９月段階に計画案を持ちました。

その後、地域住民に説明を要すると。これは、平成１８年の公園をつくった際に、パブリックコメントを募集した経過がございますけれども、その際に地域住民の意見が計画に反映するいとまがなかったという反省点を持ちまして、今回は案をつくった直後に住民会、隣接されている８戸の住民の方々に現地で説明を申し上げました。実はこういうような考え方を持っているのですけれども、どうでしょうかということで説明を２日間かけて、おられなかった方もありますので、２日間で一応全員に御説明申し上げました。それがきっかけとなりまして、隣接住民だけでなくて住民会の話として説明を行ってくれということで、ことし４月１１日が最終になりますけれども、に至るまで３回の説明会、これは町長、副町長が出たときもありますし、町の考え方をお聞きいただきました。

その間には、要望書の形で書類として出して、書類として伝えてくれというような動きもございましたけれども、町が考えていることについてできるだけの御理解をいただくために、町で持っている資料につきましてはすべて住民会のほうに、目に入るように、同一のレベルで資料は提出しております。

これらのことで、ことし３月の２３年度予算へ向けて、昨年１１月ころからになりますけれども、その時点で持っておりました計画に基づいて設計を行いまして、予算額を見積もって、２３年度の予算を置いたということでございます。

この時点では、実は面を大きく改造するものではございませんので、富良野道路事務所の維持管理の範囲で、ちょっと削って平らにするというレベルですので、できるということで、富良野道路事務所側もその意向でした。ところが、ことしの４月に入りまして、４月１１日だったと記録されていますけれども、ちょうど４月に旭川開発建設部の人事異動がございまして、その際に、町長にぜひごあいさつしたいということで来られた部署の方が、ちょうど富良野道路事務所を所轄する上位の部署の課長職お二人でございまして、その席上で、私どもと富良野道路事務所で協議してきた内容が御報告されているようで、旭川開発建設部も関心を持ってかかわりますという言葉が出されました。

それ以後、それまでは富良野道路事務所との折衝で済んでいたわけですけれども、それ以後は旭川開発建設部、本所との調整になりまして、そのレベルから急遽、いろんな資料を出してくれと、そしてなお、実施するためには地域住民のコンセンサスを十分に高めてくれと。

平成１８年に整備した際に、当然そのときに町側と国側、国道側とで十分すり合わせて、敷地界はありますけれども、一体利用できるようなそういう整備をしようということで、同意をもって両方で整備したものが、上富良野町側の言いだしっぺで両方いじらなければならなくなるということについては、上富良野町で明確な説得材料を持ってくれ、示してということに、急遽、レベルがはね上がりました。

その関係で調整が始まったわけですけれども、それで、開発局側からも提案して協力しましょうということで動きが始まったわけですけれども、その間、いろいろな開発局に関係するシーニックバイウェイの関連団体とかが、実際にその状況を聞きまして、上富良野町に５月、６月と調査に入ってまいりました。手持ちの資料を全部提供してくれということで、住民会や観光協会、商工会などにお渡ししたものと同じ資料を提供しました。その結果、７月２１日になりますけれども、一般的な手法になりますけれども、反対する方も賛成する方も、とにかくいろんな意見を聞き取ることが重要だと、そしてそれをまとめて、みんなが共有化できる利活用計画というものをつくりましょうというような経過関係が７月２１日ございました。

その際に、いろんなこういうものをつくっていきましょうと、どういう人間を集めて一緒に話しましょうということで、今回の１５０万円につながる提案が開発局側からございました。それを受けての補正だということで御理解いただきたいと思います。

ちょっと長くなりました。申しわけありません。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま課長のほうからるる丁寧な説明がありまして、経緯につきましては私も存じ上げるところでありましたけれども、改めて補正をつける前の、着工に至る二転三転する間においても、やはり明らかに地域住民のコンセンサスが得られないまま事業を進めようとしていたということで、まず１点はよろしいですね。

この補正予算については、私も大変必要なものであると認めますので、ぜひ、一番大事なところというのは、もちろん見晴台公園を利活用して地域に観光客、また、その情報を求める方というのが大勢寄ってくださることはもちろん大事なことではありますが、やはりそこに住をなして住む地域住民の人たちの考え方を全く無視をして成り立つものというものでもないということが、やっぱり一番大事に置いていただきたいことであります。

大きく投資をしたところで、やはりあそこは非常に地形的にも、観光客もしくは通る方を引き込むには、非常に難しい場所であるというふうにも判断いたしますし、先ほど課長が説明されました９，０００台がとまるということであれば、ほとんどトイレの利用ということで押さえているところなのです。確かにあそこは非常に便利なところにトイレもありますし、深山峠までの間、またさまざまなトイレがないところで、大型車両が駐車をしてそういう用を足すことには便利ではありますが、目的というのはそこで完結されてしまうことがほとんどでありますので。

であれば、課長がおっしゃるように、観光のためであったりとか、地域経済力の発展というのであれば、何もあそこに固執するのではなく、情報ステーションは情報ステーションとして、導入しやすい看板などを、景観を壊さないような看板などで誘導する方法もありますし、やはりあそこの、せっかく４年をかけて今やっと地域の住民にとってもなじんできた公園を、またゼロに戻して無謀な開発行為を行うことによって、地域住民はもとより、もともとあるすばらしい景観というものを壊してしまうことが一番懸念されますので、今後においては十分丁寧な説明を擁して、なし崩し的に行政手法で行うことなく、地域住民の考え方、そしてそれを利活用する団体の考え方というのをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　金子議員の御質問にお答えいたします。

今、金子議員がおっしゃるとおり、私どもが今考えているのは、町側で一方的に案として作成したものがちょっとひとり歩きしたなと大いに反省しているところであります。

町長も加えての地域懇談会の中で、いろんな何といいますか、御苦言もいただいておりますので、それらができるだけ反映して、なおかつ今後利活用していただける団体が利用しやすい形、そして今ある魅力をできるだけそがないような決着点というものを求めて、委託業務の中で成果を得ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま本当に温かい御答弁をいただきまして、本当に感謝申し上げます。

１点、最後に確認を申し上げますけれども、くれぐれもこの補正予算に関しまして、地域の方の意見というものを最大限尊重するということで確認をとらせていただいてよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　町が求める、施設を活用するという考え方が町には基本的にはございます。財政投資をする上ではございます。ただ、総意をもっていい結論を導くという大目的がございますので、ある一定の反対があるから、それに迎合するというようなことにはなかなかならない。

今回、検討会議に１０名程度の皆さん、反対する方も入れて検討を考えてございますけれども、合意ができるということを前提として進めていきたいと思っております。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　何点か質問させていただきます。

まず、第１点目には、１５ページの在宅福祉推進費のテレビ電話の緊急通報システム設置ということで、これは当初の予算の台数よりも要望が多かったという形の中で設置されるという形になっております。非常に緊急通報システムは、非常時あるいは火災が起きた場合等においては相当な威力を発揮するという形になっております。そういう意味でお聞きしたいのは、現在、何名の方が利用されているのかという点と、二つ目には、将来的にこれをテレビつきの通報システムという形で、一部地域でも費用がかさむということもありますが、それによってすべてが見守られるという問題ではありません。当然、地域の人たちの支えがなければならないですし、また、当然、行政のかかわりもなければなりませんので、そういったものも含めて現状をとらえた中での今後のあり方というのも、ひとつ体制の中で組み込む必要があるのではないかというふうに考えますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目に、地域支え合い体制づくり事業費という形で、今回、徘回高齢者、認知症等の方がふえるという形の中で、徘回されてどこか行方不明になった場合に、それに備えた体制づくりという形で、今回、予算が計上されているかというふうに思いますが、素朴な質問をさせていただきますが、従前とどういうふうに、どのような内容でネットワークとい

う点で変わるのか、この点をお伺いいたします。

二つ目に、徘回可能性のある住民の事前登録という形になっておりますが、これはあくまでも家族等の同意が前提になければならないかというふうに思いますが、この点はどういうふうになるのか、お伺いします。

さらに、臨時相談員の賃金という形で予算が計上されております。この点については、臨時相談員という方はどこまで寄り添って、こういう家族等の人たちの相談に乗っていただけるのか、その範囲等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、１７ページの子どもセンターの施設管理という形で、子どもセンターの玄関のセンサー等が壊れたということで修理がなされるかというふうに思いますが、今後、子どもセンターは相当手もかけて、改修だとかもかなりされてきておりますが、今後、そういう状況の中でいつまでこういった施設を維持管理されようとしているのか、伺いたい。

かかわって、耐震性の問題では、相当老朽化もされて、やはりここは子供たちが利用する、多くの人たちが利用する場所にもなっておりますので、そういうことも含めた場合、やはり安全な施設管理という点でも、今すぐにはならないとしても、将来のこういったものの維持管理にかかわって展望を持っておられるのか、その点をお伺いいたします。

次に、２１ページの商工観光労働諸費という形の中で、雇用に結びつき、消費者ニーズ調査事業という形で６６０万円予算計上されましたが、それの調査にかかわる人員がなかなか見つからなかったということで、今回、これは予算が減額されるという形になっております。この背景には、上富良野町における商店街の活性化に向けて、あるいは少なくとも商店街等を何らかの形で元気になってもらおうという形の背景の中で、消費者のニーズや動向をつかんだ中で次の段階へ進むという形の調査費でもありましたが、今回、減額されておりますが、次の段階に至っては、やはり商店を何らかの形で活性化するという点で、こういった消費者ニーズ調査等については一切行われないのか、また新たな予算を使ってこういった消費者ニーズの調査を行うのかどうなのか、この点をお伺いいたします。

次に、２５ページの見晴台の管理の問題でありますが、町の何といっても基本計画というのは持っておられて、この間、やっておられるという形の話もされました。しかし、今回、調査委託費の内容を見ますと、関係者も含めて、かかわる人たちも含めた中で検討委員会をつくって、今後に生かしたい、進めたいという形の中身かというふうに思いますが、また同時に、私が疑問に思うのは、担当者の話ではこの５月、６月あたりに、既にこういった開発からの要請があって、現行の、今までの従来の体制ではここを開発することはできませんよということがわかっていたにもかかわらず、それを速やかに議会、あるいは全体で論議されていたとは思うのですが、やはりそれを改善する方向を速やかに議会に提示してこなかったという私は疑問が残っているのですね。この点はどういうふうに感じておられるのか。

また、二つ目には、何といっても地元住民の方の意向を無視してまでこれを実施できる要素があるのかどうかという問題であります。

いろいろ私も聞きましたら、地域の方にとっても、担当課長が述べたように、見晴台公園を開発する時点からもいろいろ疑問はあったけれども、それはそれとして、今後につながるのであればという我慢はしてきたと。しかし、今回また、こういう時期になって新たに再開発という動きがあって、ここまで来て、なぜ住民の意見をよく聞かない中で再開発をするのかという、こういう不安が関係者の方にしてみれば本当にたまっているのですね。やはりそういう段階であれば、もう一度、見晴台公園の開発のあり方というのは原点に戻って、私はこの予算を計上するのは今回はやめるべきだというふうに思います。

また同時に、恐らく規模としては、現状の規模で進めるということでありますから、あの山の頂上あたりを削って、そこに設置するという動きがあるかというふうに言われていました。しかし、それを仮に設置したとしても、どれだけの集客力が望めるのかということなのですよ。やはり今、多くの観光客というのは、いろんなところへ行って、いろんな質の高い案内所だとか、道の駅だとかを見られております。そういうことを考えたときに、これを現状のままで、かえてそのまま、言うならば山の上にぽんと載せただけで、それで観光の呼び水となって、町に流れている観光客をどれだけ呼べるのかなというのが私も疑問なのですよ。

景観条例もありますから、指定団体ということになっておりますので、そうであれば現行の中で、本当に同僚議員も言われましたが、観光案内所という、そういうところに限定した中で営業してもらうとか、そういう中でやるか、どちらかだと思うのですね。

私は、そういうことも含めて、町長、担当者でもいいのですが、そういう判断の中で、やはり原点に戻って、今回の予算計上を何が何でも、これを見ましたら、予算があるから進めなければならないというような予算の組み方になっております。きちっと

ここでもう一度原点に戻って、予算を計上するのはやめるということも一つの私は選択肢であり、この点について答弁を求めます。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　４番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、緊急通報システムの手数料の関係でございますが、利用の状況といたしましては、現在、約１８０台前後が利用されているというような状況にございます。特に本年度につきましては、３月１１日に発生いたしました東日本大震災の影響によるものというようなことで、危険だとかそういったことの心配がありまして、今年度は伸びているというようなことで、今回、補正に至っているような状況となってございます。

それから、将来、テレビ化だとかそういったことについてでございますが、財政的な面もございますので、そういった面を考慮できるのかどうかを含めて、今後の課題としてとらえていきたいというふうに思ってございます。

それから、地域支え合いの関係で、徘回高齢者の関係でございます。今回、このネットワーク立ち上げに当たりましては、昨年１２月に徘回高齢者が亡くなったといった痛ましい事故がございまして、そういったことを地域からなくしたいというようなことで、４月から登録を呼びかけて、今回を迎えているところです。

徘回の可能性のある高齢者につきましては、２２年度段階で２７名の方が徘回されるようなおそれがあるということで、各居宅事業所のケアマネジャーとも協力いたしまして、それぞれ各家庭を回りまして、御家族の了承も得た中で登録をいただいているといった状況にございます。

従来とどう変わるかといったことにつきましては、昨年１２月の捜索する中で、御本人の写真が１０年も２０年も前の小さな写真しかないといったような状況がございました。捜索する側といたしましても、町の保健福祉課、それから当日については保健福祉課のほうで対応いたしましたが、あと、消防は消防、警察は警察というような形で、それぞれ捜索はいたしましたが、それぞれがやっていたのでは早く見つけることもできないといったことで、９月初めに関係機関、居宅事業所のケアマネジャーですとか町、それから消防、警察と連携しまして、登録いただいた方の情報を共有すると。捜索の依頼があった場合には、そういった写真だとかも配って、町、それから警察、消防署と、消防のほうに捜索本部を立ち上げて、どこどこの地区を回るようにしようというようなことで、写真を添付の上、登録をいただくというようなことで、今、準備を進めているところで、当然に家族の同意も得ながら進めているところです。

今後につきましても、徘回のおそれのある高齢者の方が数名ございます。そういった方々にも家族の同意を得るようなことで、今、努力しているところですが、臨時相談員だとかそういったものを配置しまして、２２年度段階ではそういうような数ではございましたが、さらに掘り起こしをしていかなければならないといったことで、予算を計上させていただいているところでございます。

それから、子どもセンターの維持管理をいつまでするのかといった点でございますが、先般も８月に専決処分をさせていただきました。その際にも御意見を賜ったところでございますが、できるだけ長寿命化を図りたいなというふうに担当では思ってございますが、御指摘のございました耐震化、そういったものも課題として抱えてございます。そういった点につきましては、今後、財政的なものだとかそういったものの検討を加えた中で、明らかにしていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　４番米沢議員の緊急雇用関係の取りやめになった後の今後の商店街についてということでの御質問だと思いますので、お答えさせていただきたいと思います。

今回の国で実施させていただいております緊急雇用創出事業につきましては、一度受託をいただきました商工会さんのほうで、当然、人員募集の状況、それから受託の最終期限等々を考慮した中で断念をしたいという申し出の中で、今回、受けて断念したという状況にございます。

ただ、議員御指摘のとおり、今後のどうするのだという話の中だと思いますけれども、当然、商店街の活性化あるいは各個々の商店さんの元気等を取り戻していくための方策等については、当然、私ども行政、さらに関係団体であります商工会さんと共通の課題という認識は、我々も十分持っております。そうした中で、今後に向けて、来年度予算あるいは再来年度という年次計画の中で、今後のどういうふうな方策も含めて、ともに協議をしながらよりよい活性化に向けての協議を進めていくということは、まだ事務局段階ではありますけれども、そうした中での共通認識は持ってございますので、そういう形の中で今後、消費者ニーズができるできないは、また今後の課題として持っておりますけれども、それより以前の大きな活性化に向けての方策等についての協議は、さらに協議を重ねていくよということ

で、商工会の事務局とも共通認識でいるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　４番米沢議員の、今回の見晴台の調査については見送ったらどうだという御意見ですけれども、現在まで２年かけて地域住民とお話を進めてきております。あわせて、今回、開発建設部のほうが道路事務所、富良野の施設管理部署でなくて旭川の本所側で非常に関心を高く持ってくれているという、絶好の状況まで話が現在盛り上がっております。その反面で、町民の中に反対する方もいるという相反する条件下にございますけれども、今回計上いたします１５０万円につきましては、これらの一切の状況を整理して、町が考えている活性化の手法が正しいのかどうか、そして、もし正しければ、どんな効果が見込めるのかという専門的な知見が得られる時期だと思っております。

この結果を受けて、何といいますか、効果の認められないものという結論がもし出てくるならば、町側は考え方を改めなければなりませんし、また、背中を押してくれるような大きな期待が持てるものとして評価されるものでしたら、ぜひとも、一刻でも早く、各市町村でいろんな取り組みを行っておりますが、それらに負けないように、できるだけ早い時期に条件を整備したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　外部に委託する、あるいは関係者との懇談をすると言っても、やはり基本は町がどういうふうにしたいかということだというふうに思うのですよ。そのことなくして外部の意見を聞いたって、それは無に等しい話であって、今、担当の課長がおっしゃられた話を聞いていますと、いわゆる外部の話によって町が動くのだと、最終的に外部の人の話がだめだったら、私もやめましょうという信念のない、いわゆる開発の取り組みではないかなと、私はそういうふうに感じたわけですよ。

やはり上富良野町の観光をどうするのかという点では、全体の観光基本計画というものを今は策定中だということもあるのですが、何よりもそこをどうするのかというところを、商工会の活性化も含めてなのですが、幅広く言えばそうなのですが、部分的に言えば、こういった部分でどうするのかということになると思うのですが、私は全体の計画の中にあって初めてこういうものが生きてくるのだと思うのですが、そこの全体の計画がなかなか見えないという中で、ここだけいじっても、果たして外部からお客さんが来るというような呼び水になるのかどうなのかという点では、やっぱり問題だと思うのです。

見晴台を設置したという経過は、皆さん御存じのように、少しでも起爆剤としてそこにお客さんをたくさん来てもらうということだったのですが、結果としては、そうはなかなかなっていないという形なのですよね。今求められているのは、恐らく質の高いものだというふうに思うのですよ。ただ表面だけをいじって、建物を前に移設しただけで、それで根本的に変わるというところまで行かないまでも、変わるのかといったら、私はそうはならないのだろうというふうに思います。それだったら、現行のままでいって、その景観を守りながら地域住民の願いを生かしていったほうがいいのでないかと。

これからの観光計画を含めて、町全体の集客のあり方をどうするのかというところも含めてやらなければ、これだって生きない話だと思うのですよね。そういう意味で、私は今回の予算というのは、あくまでもこれを実施するための調査費を計上しただけだと考えているので、そういう住民の要望も結局はなし崩し的になってしまうのではないかなというふうに思うのですが、その点はどうでしょうかね。

それと、お伺いしたいのは、やはり何といっても自助、共助、公助と行政がよく言うのですよ。私は、自助、公助、共助が成り立つというのは、住民の信頼、お互いの信頼が成り立って初めてあるのですよ。しかし、今の段階の中では、住民の人たちがいいと言う人も多いけれども、だめだと言う人も圧倒的なのです。そういうことを考えたときに、行政に不信を持っている段階では、これは成り立たないという話ではないかなというふうに思うのですが、その点はどういうふうに考えているのか、私は疑問です。そういうことを考えて、これは今回、予算に計上すべきではないと私は思いますが、町長、この点はどういうふうにお考えなのか、最終判断は町長にゆだねているわけですから、町長にこれらの点についての見解を求めます。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　４番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員のいろいろ発言の中に、原点に戻れというような発言もありました。そういう発言も、協議会の中でもお聞きしています。繰り返しになるかと思いますけれども、１８年に整備した当時は、用地買収費を含めて、記憶では１億円の公共投資をしました。皆さんもおわかりのように、２３７に張りつくような土地を取得して、国と町が役割分担、機能分担をしているということであります。その段階から

町につきましては、公園のみで目的を果たすというよりは、公園というそういうステージを活用して、それで地域経済の活性化につなげるというのが戦略でありました。その機能が、この間、低下した中で、十分に発揮されていないと。その原因も、はっきり体感できました。その原因を解消して、所期の目的を十分果たせる、そういう機能を持ち合わせるための追加の費用を、当初予算から計上しているのが現状であります。

これは御理解いただいていると思いますが、残念でありますけれども、昨年から地先の方といろいろな協議をされた結果、今、担当課長のほうからも詳細に申し上げましたように、全員の方から合意を得られない状況は御承知のとおりであります。私どもも、今、こういう機会を通じまして、全員の方から合意を得られるような努力をすることが、これは行政の責任というか、使命でございますので、それには町長も覚悟を決めて、そういうことに到達できるような努力はせよという指示を我々もいただいておりますので、これは先ほど来言っているように、こういう機会を通じてそういう努力を払わなければならぬということで、決意を新たにしてございます。結果は、これは先のことですからわかりませんので、私どもは努力する決意があることは、ひとつ皆さんも御理解いただきたいと思います。

そういう経過で、うまくいかんぞというようなことであればやめるというそういうことについては、私が前段で申し上げましたように、当初からそういう附帯の目的を持って公園整備をして、これは国からもお金をちょうだいしていますので、当然、公園という名のもとで条例も制定しました。ただ、従来、そこでイコール公園というよりは、地の利を生かして、さらに町外の多くの方がそこで憩う、それでまた町内に入ってくるということが、これは当時から言っているので、ここで繰り返さないでも御理解いただいていると思いますが。

そういうことを、前回も申し上げましたように、機能不全を解消するというのが目的でございますので、御理解いただきたいと思いますし、そのための予算だということを、これは予算の中にもいろんな障害があるということは、私も現場で直接いろいろ住民の方にも聞きましたので、その障害を放置できないというのも、これは当然私どもがとるべき行動ですから、そういう議論の中で最大限努力して、障害ができるだけゼロになるか、ゼロに近づくかはわかりませんけれども、そういう障壁を解消するというのも我々の任務でございますので、そういうことも含めて、利活用など総合的にプランを持って国と共同でやるということでございますので。

また、そういう地域の事情を考えますと、多くの町民から、町長も先日、申し上げましたように、少し上富良野は埋没していると、なかなか伝わってこないというようなこともありますので、私どもはいろいろなそういう人を呼ぶ素材はあります。素材はありますけれども、その活用の仕方が十分でない点が多々ある。私もそう思っていますので、そういうことにつながるような、まず行政が今の守備範囲でやれることは、ほかの場所でもという御発言もありますけれども、まず、所期の目的を果たすための機能不全を解消しようということを優先してやることについて、十分御理解をいただきたいと思います。

非常に税収も若干下がりぎみでございますし、これはよくよく分析しますと、構造的な面が多々ありますので、時間がたてば、よくなれば、それが昔に戻るということはないわけでありますので、私どもはできるだけ地元で自己判断で、自己責任でできる部分については、最大限行政活動の中で活動を図って税収の増収につながる、もしくは地域の活性化を図ることでそういう結果につながる、これは行政のというか、町長の仕事でございますので、そういう意味も含んでいるということをひとつ御理解をいただきたいと思います。

そういう意味で、できるだけ効率的な議論をしながら一日でも早いそういう着手に努めていきたい、合意を得ながらそういうことになればということで思いをはせていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　１５ページの、これは地域支え合い体制づくりの先ほどの質問がありました関連なのですが、これの臨時相談員ということがございますけれども、６０万２，０００円ですか、これは何名でどの程度の仕事の内容かというのを、先ほど具体的にちょっとお話がなかったものですから、もう一度聞きたいのですが。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　１０番一色議員の御質問にお答えいたします。

相談員といたしましては、約２カ月程度の予定でございます。一部、介護保険のほうで任用していますパート職員も含めた中で任用するようなことで、そちらのパートのほうを４カ月ほどこちらのほうに充当するような予定で、臨時相談員といたしましては約２カ月、先ほど申し上げましたように、掘り下げといったようなことで任用するような予定としてございます。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。人数は１名でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　１０番一色美秀君。

○１０番（一色美秀君）　現在、認知症の登録されている方のあれが２７名とお伺いしておりますが、いろいろな調査によりますと、約４００名以上に近い人数の方が、まだ現在、上富良野におるという形で、これをさらに啓蒙して登録してもらうような形というのは非常に難しい点があると思います。できるだけ何といいますか、隠したいというわけではないのですが、外に漏れたくないといういろんな形もございますし、そういった観点から、臨時職員だけのこういう形の中では、登録に向けての進展というのは非常に進むのが難しいと思います。

もっと予算を使うという意味ではないですが、それに主体になるようなケアマネジャーですとか、特に福祉課の皆さんの担当の方の懸命な努力がなければふえていかない。その一つの方法として、やはり福祉課の関係で、ぜひ現在登録されている家族の方の心配事だとか悩み事だとか、そういったものを相談できるネットワーク、そういったものをぜひ後押ししてつくってあげたらいいのじゃないかと思います。

非常にここに個人的の、その家族に抱えて非常に心配されておると思います。なかなか人に相談できないと。そのことを含めた何かネットワークをつくるよう推進してあげれば、徐々にその輪が広がって、多くの方に登録されていくのでないかと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　１０番一色議員の御質問にお答えいたします。

認知症の方は、議員もおっしゃられましたように、町内で約４５０名ほどおられます。ですが、徘回するおそれのある方というのは限られてございます。やっぱり高齢ですとか、また、介護度の関係がございますので、大多数の方は自立で歩くことができないだとか、そういった方々が主でございます。

議員おっしゃっておられますように、やはり地域の中でそういう認知症のある方々を支え合うネットワークというのは、非常に大切だなというふうに思ってございますし、そういった部分の声かけ、それから住民会の皆様方だとか、そういった方々の御協力だとかも得ながら、そういう支え合える住民のネットワークだとか、そういったものの構築だとかができればなというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　２１ページの関係で、消費動向・消費者ニーズの関係でございます。

ある面で応募者がなかったということで、やむを得ないのかなという感じはいたしますけれども、一つは、商店街の空き店舗調査の関係で、昨年５月２４日、第２回臨時会で、空き店舗の関係で米沢議員、今村議員、村上議員、一色議員が質問をしているのですね。空き店舗の調査の結果をどう活用するのか、活性化に活用するのかと。そういうことがなければ、ただ人を雇って緊急雇用だということにはならないよということを言われて、ことし３月の予算議会で、この消費者動向の関係で我々は質問いたしました。そうすると、消費者動向をあわせて一応上富良野町の商店街の活性化に努めるということを言っているのですね。その中で副町長は、昨年５月で、商工会と連携をとりながら成果を得てまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいということなのだけれども、ことし３月の議会の中では、それらの活性化に対する取り組みがないがどうなんだと言ったら、今回の消費者動向を含めてやりますよと。

そういうことになれば、そのことがなくなったのであれば、先ほど同僚議員がお話ししましたけれども、中止になったのなら、今後の取り組みということで、共通課題らしいことで課長は言っているけれども、できればそれにかわるものをどうするかと。言うならば、今、商店街は、上富良野の大型店舗に食われ、それから富良野へ行く、旭川へ行くという消費動向が、これは事実なのですね。その中での対策をとらなかったらだめなのに、また、中止になったのなら、今後どうするかということを具体的にやっていかないと、スピードがないのですよ。

だから、そういう点で、まずお聞きをいたします。

それから次に、見晴台公園の関係です。

それぞれるる各議員から理事者の答弁もありましたので、ある面で理解をする、それからその地域の関係者の皆さん方の最大限の同意を得るという努力をするということではよろしいのですけれども、一つの関連で、今度の紅葉まつり、見晴台公園が中心なのですね。そうすると、そこは何か意図があるのか。十勝岳紅葉まつりとなっていながら、十勝岳は全然オミットされているのですね。

それから、従来、僕はパンフレットをずっととっていますと、見ましたら、場所も時間やなんかもちゃんと入ったり、それから温泉のスタンプラリーがあったりといういろんなあれがあるのですけれども、全然そういうことがないので、今回の見晴台公園が中心にしての紅葉まつりということは、一応課長等も相談を受けながら、承知をして進めておられ

たのかどうか。

私も３人ぐらいの町民から聞かれました。十勝岳紅葉まつりになっているけれども、全部見晴台公園が中心のあれじゃないかということでございますので、その点をちょっと確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　７番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員御指摘のとおり、私どものほうも、私どものほうで行った空き店舗調査等の結果を踏まえた中で、今回の消費者ニーズも抱き合わせの中でいろんな計画を立てていきたいということでは計画をしてございました。ただ、そうした中で、結果として受託された商工会さん自体ができないということも含めて、今回、断念したわけなのですけれども。

ただ、先ほども米沢議員の御質問にもお答えさせておりますように、当然、活性化に向けての中で、当然、空き店舗状況も踏まえ、あるいはそういう状況も踏まえながら今後も進めていかなければならないということでは、十分認識してございます。そうした中で、さまざまな案も出しながら、今、検討最中でございますので、ぜひお時間をいただき、スピード感がないということについての御指摘もありますけれども、そういう部分も含めて御理解をいただきたいと思っております。

それから、紅葉まつりの件につきましては、議員御指摘のとおり、あのチラシを見た限りの中では、基本的にはなかなか理解しづらい部分があります。ただ、従来ですと、たしか２日間だけ十勝岳温泉において、それぞれの各施設が個別のサービス、特別なサービスをして実施をしておりました。ただ、そういうイベントそのもの自体も、実は温泉地区では実施してございません、ただキャンペーン的な形の中で実施しておりましたけれども。

ことしについては、そういうキャンペーンも含めた中で、十勝岳温泉への誘導も含めた中で、今回、見晴台公園で実施をしていきたいということで、観光協会のほうからの御提案をいただきながら、私どももそれはぜひやるべきだねということで、今回実施をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君）　７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君）　私がスピード感がないと言ったのは、去年の空き店舗をやって、３月の定例会でそのことを我々は確認しているのですよ。そして、それが中止になったのなら、代替としてどうするかということが、あわせて私どもに活性化の対策についてやっていきますよということで明言しているわけだから、そうすると、当然、商工会からできないということになった段階で、そういう点の話し合いを当然していかなければならないと。課長としては、個人的に認識をしているということで済む問題ではないのさ。

ですから、私はやはり、うちの商店街が大型店舗に食われている、それから富良野、旭川へ消費者が流れていくということを十分認識をしていながら、そのためにこれは戸別戸別に全戸挙げて確認をするというような話だったから、すばらしいことをやるなと思ったのだけれども、現実にはできなかったということであれば、それにかわるものをすぐ、申し出があった段階で協議をして、やっぱりやっていくということをしていかないと、実際に皆さん方は机上の中でやっているのと、我々議会として一つの段階段階で進めてきて、それに対してということで、３月の議会では分析も対応も何もないのではないかと、そういった段階で消費者動向をあわせて今後やっていきますということでございましたので、共通認識を持っているということを含めて、速やかにこれらの対策をどうするかということと、空き店舗の関係の調査・分析をした中で、どうするかということも含めて、商工会との結果等については、また御報告をいただきたいと思います。

それから、見晴台公園の関係、現実に十勝岳温泉旅館組合も中には入っているのですね。ただ、現実に、恐らくことしは、結果から見れば２日間でございますけれども、大きな動きは僕はないような気もするし、町民からすれば、見晴台がなぜ十勝岳紅葉まつりなのだという素朴な疑問ですよ。そうすると、やっぱり場所も時間を入れてあれだとか、いろんな手だてが僕はあったような気がするのです。

ですから、そういう点で、やっぱり指導する立場での産業振興課なので、そういう点を十分配慮しながらやっていっていただきたいとともに、特に見晴台公園も私も行きたいし、それから十勝岳も行ってみたいと思います。どういう状況で人の流れがなっているのか、それから参加者の意見等も聞きたいと思いますので、それらについてもまた別な角度から御報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第２号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

（賛成者、起立）

○議長（西村昭教君）　起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第３号平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

（「休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　それでは、トイレタイムということで５分間、暫時休憩いたします。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時２６分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、再開したいと思います。

それでは、日程第６　議案第３号平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました、議案第３号平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成２２年度の療養給付費負担金交付金及び特定健康診査等負担金の不足額が確定したことと及び平成２３年度の前期高齢者交付金が確定したことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護給付費納付金が確定したこと及び国民健康保険税還付金に不足が生じたことから所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第３号平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

平成２３年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２７７万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億８３６万７，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

２款国庫支出金、８３万９，０００円。

３款療養給付費交付金、５０３万７，０００円。

４款前期高齢者交付金、８７７万１，０００円の減。

５款道支出金、１２万４，０００円。

歳入補正額合計は、同額の２７７万１，０００円の減であります。

２、歳出。

３款後期高齢者支援金等、２５万７，０００円。

４款前期高齢者納付金等、９，０００円。

５款介護納付金、１２万２，０００円の減。

１０款諸支出金、３０万円。

１１款予備費、３２１万５，０００円の減。

歳出補正合計額は、２７７万１，０００円の減であります。

以上で、議案第３号平成２３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第４号平成２３年度上富良野介護保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　ただいま上程されました、議案第４号平成２３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を申し上げます。

１点目は、本会計の平成２２年度の介護給付にかかわります道費負担金精算に伴う追加交付２，０００円を歳入へ計上するものであります。

２点目は、平成２２年度の介護給付費等地域支援事業費の精算に伴う国及び道支払い基金への返還金８３４万６，０００円を先ほどの道費追加交付分２，０００円と予備費から８３４万４，０００円を組みかえて計上するものであります。

３点目には、歳出の包括的支援事業費として、職員の病気休暇に伴う代替臨時保健師等の賃金を計上しておりましたが、職員の復帰により、その額が確定したため、１１８万円を減額し、これをルールにより計上しております歳入の各款予算を若干の端数整理もございますが、それぞれ減額するよう計上するものであります。

以上の点から、歳入歳出既決予算を１１７万８，０００円減額し、予算総額を７億９，６２２万５，０００円にしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。なお、説明につきましては、議決項目の第１表までとし、事項別明細以降は説明を省略させていただきますので、御了承願います。

議案第４号平成２３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）。

平成２３年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１１７万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億９，６２２万５，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１枚めくっていただきたいと思います。

第１表につきましては、款と補正額のみの説明といたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款介護保険料、１７万円の減額です。

３款国庫支出金、４７万２，０００円の減額です。

４款道支出金、２６万７，０００円の減です。

７款繰入金、２６万９，０００円の減です。

歳入合計、１１７万８，０００円の減です。

２、歳出。

３款地域支援事業費、１１８万円の減。

６款諸支出金、８３４万６，０００円。

予備費、８３４万４，０００円の減。

歳出合計、１１７万８，０００円の減です。

以上、議案第４号平成２３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第５号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第５号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨について、御説明申し上げます。

平成３年度に供用開始し、平成７年度の区域拡張に伴う終末処理場施設の一部分について、経年劣化による更新期を迎えるに当たって、国の補助を受けて行っている長寿命化計画に基づく更新工事及び来年度施工分の実施設計について、本年度の執行事業量が決定したため、所要の補正を行うものです。

まず、歳出理由ですが、実施設計費の２４０万円の増と工事委託費の２００万円の減、結果として下水道事業費４０万円の増となっております。

歳入におきましては、この事業費変動により、国の補助金が５０万円の減、補助残に対する起債額が１８０万円増加し、結果としてルール計算に基づく一般会計繰入金を９０万円減じて、歳出合計で４０

万円の増となっております。
また、この変動に伴い地方債限度額についても変更するものとなっております。
以下、議案の朗読をもって説明といたします。
議案第５号平成２３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）。
平成２３年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）。
第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７，７４５万７，０００円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）。
第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
１ページをお開きください。
第１表、歳入歳出予算補正。
以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。
１、歳入。
３款国庫支出金、５０万円の減。
４款繰入金、９０万円の減。
７款町債、１８０万円。
歳入合計では、４０万円となっております。
２、歳出。
１款下水道事業費、４０万円。
歳出合計、４０万円となっております。
２ページへ参ります。
第２表、地方債補正。
（１）変更。
起債の目的、公共下水道事業（一般分）。
これを限度額、補正前、６，３１０万円を１８０万円増額し、６，４９０万円とするものになっております。
以上、議決項目についてのみ御説明申し上げました。
御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第５号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第８号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
教育振興課長。
○教育振興課長（服部久和君）　ただいま上程いただきました、議案第８号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案の要旨を御説明申し上げます。
本年７月２９日に里仁会館の屋内運動場の解体工事が完了しましたことから、本条例の屋内運動場に関する項目を削除するものです。
以下、議案を朗読し、説明といたします。
議案第８号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。
上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和５１年上富良野町条例第３１号）の一部を次のように改正する。
別表中、里仁会館、集会室４００円、調理室４５０円、和室３００円、屋内運動場１５０円を、里仁会館、集会室４００円、調理室４５０円、和室３００円に改める。
附則。この条例は、公布の日から施行する。
以上で、議案第８号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。
御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第８号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第９号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第９号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君）　ただいま上程されました、議案第９号災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

ことし３月１１日に発生しました、東日本大震災を契機に、被災されました方々へ支給される災害弔慰金などについて定められている災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、ことし７月２９日に公布、施行され、平成２３年３月１１日以降に生じた災害に関して適用されることとなりました。

本条例は、この法律に準じて施行しているもので、関係する条文を改正して整備するため提案するものであります。

改正の内容としましては、１点目に災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が、これまでは配偶者、子、父母、孫、祖父母となっていたものに、死亡した者の死亡当時における同居、または同一生計の兄弟、姉妹を加え遺族の範囲を拡大する点であります。

２点目に、災害弔慰金の額、災害障害見舞金の額及び災害援護資金の限度額等の額の見直しを図る点であります。

災害弔慰金では、生計維持者が亡くなった場合３００万円を５００万円に、それ以外の場合１５０万円を２５０万円に引き上げるものです。

災害障害見舞金の額では、生計維持者が大きな障害を負った場合１５０万円を２５０万円に、その他の場合７５万円を１２５万円に引き上げるものです。

災害援護資金の限度額等では、世帯主の負傷有無や家財の被害の程度、また住宅の損害有無などの条件によって設定されている限度額を現行の額より、それぞれの区分に応じて５０万円から１００万円程度引き上げようとするものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日から施行し、改正後の遺族範囲の拡大に関する規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により、死亡した町民にかかる災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第９号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５７年上富良野町条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（３）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

第５条中「３００万円」を「５００万円」に、「１５０万円」を「２５０万円」に改める。

第１０条中「１５０万円」を「２５０万円」に、「７５万円」を「１２５万円」に改める。

第１３条第１項第１号イ中「１００万円」を「１５０万円」に改め、同号ロ中「１８０万円」を「２５０万円」に改め、同号ハ中「１９０万円」を「２７０万円」に改め、同号ニ中「２５０万円」を「３５０万円」に改め、同項第２号イ中「１００万円」を「１５０万円」に改め、同号ロ中「１１０万円」を「１７０万円」に改め、同号ハ中「１７０万円」を「２５０万円」に改め、同号ニ中「２５０万円」を「３５０万円」に改め、同項第３号を次のように改める。

（３）第１号のハまたは前号のロもしくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には「２７０万円」とあるのは「３５０万円」と「１７０万円」とあるのは「２５０万円」と「２５０万円」とあるのは「３５０万円」と読みかえるものとする。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により、死亡した町民にかかる災害弔慰金の支給について適用する。

以上、議案第９号災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１０号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第１０号上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

防災担当課長。

○防災担当課長（伊藤芳昭君）　ただいま上程されました、議案第１０号上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、提案の御説明を申し上げます。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律の施行により、同法条例の引用する条文が変更になったことから、条例の一部の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第１０号上富良野町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

上富良野町災害対策本部条例（昭和３７年上富良野町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６項」を「第７項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、午後１時より再開します。

午前１１時５５分　休憩

午後　１時１０分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１２　議案第１１号

○議長（西村昭教君）　日程第１２　議案第１１号財産所得の件（スクールバス）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程されました、議案第１１号財産取得の件（スクールバス）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回、更新を予定しておりますスクールバスは、平成８年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金により導入したものでありまして、法定耐用年数５年のところ、既に１５年目となって稼働しておりますが、老朽化に伴いまして修繕費用等もかさむ現状でありますことから、このたび特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、更新整備をするものであります。

購入に当たりましては、北海道内の納入できる指名登録業者３社を指名いたしまして、９月２６日、入札の結果、ふらの農業協同組合が消費税を含めまして１，８３７万５，０００円で落札いたしました。

なお、本件の取得金額といたしましては、現有車両の下取価格１０万５，０００円を差し引いた残りの１，８２７万円を差額として相手方に支払いを行う交換契約を締結することとしてございます。

参考までに、２番札は現有車両の下取価格を含めて、株式会社北海道いすゞ自動車の１，８３７万５，０００円であります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１１号財産取得の件。

スクールバスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的。スクールバス。

２、取得の方法。指名競争入札による。

３、取得金額。１，８２７万円。

４、取得の相手方。北海道富良野市朝日町３番１号、ふらの農業協同組合代表理事組合長村山友希。

５、納期。平成２４年３月２６日。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

９番岩崎治男君。

○９番（岩崎治男君）　これは、今、取得金額とか明確にお答えいただいたのですけれども、車のメーカーは、これは農協ということで、ちょっと不透明な。それから、定員が何名で、どういうような状況の車かということをもう少し詳細に御報告願いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　９番岩崎議員の御質問にお答えを申し上げます。

御質問にありましたメーカーにつきましては、申しわけございません、今、確認をさせていただきます。定員につきましては、４５名の定員でございます。

○９番（岩崎治男君）　あわせまして、四輪駆動なのか二輪なのかもお知らせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

午後　１時１５分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　９番岩崎議員の御質問にお答えを申し上げます。

メーカーにつきましてはいすゞでございます。二輪駆動でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１２号

○議長（西村昭教君）　日程第１３　議案第１２号財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）　ただいま上程いただきました、議案第１２号財産取得の件につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

現在のベッドは、昭和５９年の施設開設以来使用しているものであり、利用者の介護環境の改善を図るため、昨年度から２カ年計画で更新整備を進めているものであります。

昨年度２５台を更新いたしましたので、本年度は残りの２５台を更新し、ことしで５０台すべての更新が完了となるところでございます。

購入に当たりましては、町と医療器械等で納入実績のある６社を指名いたしまして、９月２６日入札の結果、株式会社伊藤医科器械店が８２０万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の８６１万円でございます。

参考までに、２番札は株式会社竹山の８４３万円でございました。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第１２号財産取得の件。

上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベッドを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的。上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベット。

２、取得の方法。指名競争入札による。

３、取得金額。８６１万円。

４、取得の相手方。札幌市中央区北６条西２３丁目１の２４、株式会社伊藤医科器械店、代表取締役橋詰晴美。

５、納期。平成２３年１２月３０日。

これをもちまして、議案第１２号財産取得の件の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１３号

○議長（西村昭教君）　日程第１４　議案第１３号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　ただいま上程いただきました議案第１３号教育委員会委員の任命の件につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。

現在、教育委員でございます三熊邦彦さんが９月末をもって任期満了を迎えるところでありまして、その三熊邦彦さんを再度、教育委員として任命同意をお願いしたいという提案でございます。

三熊さんにつきましては、もう既に皆様方御存じと思いますが、人格識見ともにすぐれた方でありまして、引き続き教育委員に任命いたしたく御提案させていただくものでございます。

以下、議案を朗読して提案をさせていただきます。

議案第１３号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●。

氏名、三熊邦彦。

以上でございます。御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１５　選挙第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１５　選挙第１号選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員には、樋口康信君、志賀和江君、若佐卓君、高橋美和子君、補充員には北川正君、中澤恵久子君、奥田哲也君、添田ありさ君を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に樋口康信君、志賀和江君、若佐卓君、高橋美和子君、補充員に北川正君、中澤恵久子君、奥田哲也君、添田ありさ君がそれぞれ当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序につきましては、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、補充の順次は、ただいま議長が指名した順序に決しました。

以上、当選人には、会議規則第３３条第２項の規定による告知をいたします。

◎日程第１６　発議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１６　発議案第１号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程いただきました発議案第１号を朗読をもちまして説明といたします。

発議案第１号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２３年９月２７日提出。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第１１０条第１３項及び会議規則第１２２条の規定により議員を派遣する。

記。

１、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（１）目的。分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。中富良野町。

（３）期間。平成２３年１０月３日、１日間。

（４）派遣議員。全議員。

２、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

（１）目的。分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。旭川市。

（３）期間。平成２３年１１月９日、１日間。

（４）派遣議員。全議員とする。

以上、御審議賜りまして、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　発議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第１７　発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件につきまして、朗読をもって提案の説明にかえさせていただきます。

発議案第２号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、同じく佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

１、実施の期日。議決の日以降において、１日以内とする。

２、実施の目的。町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

３、調査事項及び方法。

（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

（２）全議員よる合同調査とし、特に意見を付するものについては、各常任委員会の所管事務調査としてそれぞれ行うものとする。

（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　発議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第１８　発議案第３号議会報告会実施に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程されました発議案第３号議会報告会実施に関する決議、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

発議案第３号議会報告会実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

議会報告会実施に関する決議。

本議会は、次により議会報告会を実施する。

記。

１、実施の期日。議決の日以降において、１日以内とする。

２、実施の目的。議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。

３、実施方法。

（１）町内の公共施設６カ所で開催する。

（２）全議員による報告会とし、町民からの要望等で重要なものについては町長に報告し、その対応を求めるものとする。

（３）本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、御審議賜りまして、原案お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　発議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第１９　発議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました発議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第４号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続く経済の低迷は経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

１、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

２、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

３、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備施設の定額助成の導入など、効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

４、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅、事務所などでの地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって木材バイオマスエネルギーを最大限活用するなど、国産材の利用拡大を推進すること。

５、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上、川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

６、国民共有の財産である国有林については、一般会計により公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月２７日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第２０　発議案第５号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました、発議案第５号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第５号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書。

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、衣食住に並ぶほどの社会生活の基本要素と言える。

したがって、安全・安心に移動することが国民の基本的人権の一つであり、その交通運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督することが行政の役割である。

平成２２年６月２２日に政府は、「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地域運輸局もその対象の一つとしている。地方運輸局は、御存じのとおり国土交通省の出先機関として地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通運輸にかかわる行政を行っている。

こうした中で、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災にかかわっては、我が町からも消防、町職員が参加している。東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興に向け全力で取り組んでいる。

今回の大震災に見られるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に国と地方のそれぞれが責任を持ち、役割を果たすことによって国民の生命と人権を守ることができるものと考える。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論はないものの、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国のほうが効率的、効果的に担えるのが明らかと言える。

そもそも交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的人権である移動する権利を国の責任で保障するためには、地方の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには、地方運輸局の充実こそ必要と言える。

ついては、下記の事項について実現されるよう要望する。

記。

１、震災復興と被災地対策を初め、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は国が責任を持って直接実施すること。

２、住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

３、広大な北海道の交通運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月２７日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　発議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第２１　発議案第６号国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君）　ただいま上程されました、発議案第６号国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明いたします。

発議案第６号国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

国の雇用創出基金事業の継続・改善を求める意見書。

平成１９年の国際的な金融危機から続く不況に加え、ことし３月の東日本大震災の影響などで雇用不安が拡大している。

政府は、平成２０年１月に「リーマンショック」以降の失業多発に対応するため、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、その後、平成２１年度補正予算で追加され、さらに平成２３年には東日本大震災対策として追加補正された。

北海道には４３８億円が配分され、北海道及び各市町村が事業計画を具体化し、働く場を求める多くの失業者に役立っている。これらの国の雇用創出基金事業は、平成２３年度までとされ、既に北海道が造成した基金はすべて今年度中に事業化されている。

しかし、全国的にも被災地を中心に雇用情勢は厳しいものがあり、北海道も平成２３年４月から６月の全失業率が５．９と全国（平成２３年６月で４．６）を大きく上回っていますし、有効求人倍率も０．４０（平成２３年６月。全国は０．５１）という低さである。

地方財政がさまざまな困難を抱えてるもとで、全額国庫負担のこれらの事業は今年度末で廃止されれば、自治体の雇用失業対策にとっても重大な影響が生じるだけでなく、地域経済がさらに冷え込むことになる。

したがって、国の雇用創出基金事業（緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業、ふるさと雇用再生特別基金事業）を平成２４年度以降も継続するとともに、予算規模を大幅に増額し、制度の内容を一層失業者の就労に役立ち、自治体が運用しやすいように改善するよう求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月２７日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　発議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第２２　発議案第７号原子力発電から自然エネルギーへ早期転換を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

１番佐川典子君。

○１番（佐川典子君）　ただいま上程いただきました発議案第７号の原子力発電から自然エネルギーへ早期転換を求める意見の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第７号原子力発電から自然エネルギーへ早期転換を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義。

裏面に移ります。

原子力発電から自然エネルギーへ早期転換を求める意見書。

東京電力福島第一発電所事故の発生から既に６カ月が経過したが、いまだに収束のめどが立っていない。事故の検証も全く行われていない。

福島第一原子力発電所の立地自治体はもちろん、周辺自治体住民も放射線の拡散による汚染の影響で生活・生産の場所が失われ、ふるさとへ戻る希望も抱けないでいる。また、避難を余儀なくされている子供も少なくない。

東電福島第一原子力発電所の事故の最大の原因は「日本の原子力発電は絶対安全」といった根拠のない「安全神話」にしがみつき、地震や津波への備えを十分に行ってこなかったことにあり、事故が「人災」であることが明らかになっている。

いまだに原子力発電所事故の収束も見通せないもとで、原子力発電から自然エネルギーへの転換を求める声は国民多数の世論となっている。

しかし、政府は２０１０年６月の閣議決定した「エネルギー基本計画」には新たに１４基の原子力発電所の新増設を明記しており、これを見直そうともしていない。明らかに国民の願いに反するものである。

よって、国においては下記の事項について真剣に取り組むよう強く求めるものである。

記。

１、原子力発電から原子力にかわる自然エネルギーへの転換を期限を切って計画的に行い、明確にすること。

２、エネルギー基本計画を根本的に見直し、原子力発電所の新増設は行わないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

平成２３年９月２７日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、環境大臣、以上でございます。

以上、御審議の上、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　発議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第２３　発議案第８号東日本大震災の支援活動に感謝する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま上程いたしました、発議案第８号の「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議について、内容を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第８号「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２３年９月２７日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく、佐川典子。

裏面をごらんください。

「東日本大震災」の支援活動に感謝する決議。

本年、３月１１日に何の前触れもなく突然発生した「東日本大震災」によって、北海道から東北地方の太平洋側を中心に未曾有の大被害を受けました。

特に、東北地方の市町村においては大地震に伴う大津波によって市街地のすべてが流されるなど、壊滅的な打撃を受け、犠牲者が約１万５，０００名、行方不明者が約５，０００名と、我が国がこれまでに経験したことのない甚大な被害を受けました。

この大震災の発生により、当上川地域においても消防、警察、自治体職員、ボランティアの方々がいち早く被災地に赴き支援活動に尽力されるとともに、一方で地域住民の皆様も義援金や救援物資の提供など、被災地に対する支援活動に懸命の御努力をされたことに対して敬意と感謝の意を表する次第であります。

特に、当管内の旭川市、名寄市、上富良野町に駐屯する陸上自衛隊においては、大震災発生の翌日から７月１９日までの１３０日間にわたり多数の隊員が岩手県並びに宮城県の被災地に派遣されました。

上富良野町においては、消防、町職員も派遣され、それぞれ困難な中でその職責を発揮し、被災地の復興に多大な活動をされました。

主な活動成果として、救助、救出、御遺体の収容、給水、給食、入浴、医療支援、がれきの除去、仮設住宅の入居など、さまざまな支援に貢献し、大きな成果を修めてきました。

派遣された自衛隊員、消防職員、町職員の活躍に深く感謝するとともに、派遣された隊員、職員の家族、職場の御尽力、御苦労のたまものであります。特に、上富良野町は陸上自衛隊が駐屯して以来、半世紀以上の長きにわたる共存共栄の中、このたびの大震災における支援活動において多大な貢献をされたことは、我が町も誇りであり、名誉なことであります。

よって、上富良野町議会として改めて深甚なる感謝の意を決議をもって表明いたします。

「東日本大震災」は原子力発電所の事故などの影響もあり、その復旧・復興には相当の期間を要することが予想されますが、当地域としては各関係機関などと一致協力をして被災地に対する支援活動を継続していくことを改めて表明いたします。

以上、決議する。

平成２３年９月２７日。

上富良野町議会。

御審議賜りまして、原案お認めいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　提出者に何点か質問したいと思います。

今回の東日本大震災については、自衛隊員初め消防や警察、自治体職員やボランティア等々の皆さん方が献身的な努力をし、被災地に入って復興支援の努力をされているということには、私も敬意を表するものであります。

しかし、今回のこの東日本大震災の活動支援に対する感謝の決議というのは、前文では消防職員あるいは町職員、またボランティア等の敬意を表してあらわしてありますが、しかし最後の文においては上富良野町における陸上自衛隊、隊員そのものに対する復興支援に対する特別決議を受けて敬意を表するという、異例の決議の内容となっています。

私は何も自衛隊の方々を敵視するわけでもありません。復興支援に当たっては、その尽力されたことに対する感謝の意は当然であります。

しかし、改めてここでこういう文書の表現で、表現しなくても従来においても上富良野町においては自衛隊の多くの人たちに対する感謝の気持ちや、町においてはまた特別の上富良野における白銀荘における温泉券のプレゼントをするという、そういう形をとっています。

そういうことを考えれば、何も自衛隊だけがこの派遣に対して尽力されたということでは、私はないというふうに感じておりますが、なぜこういう文書の表現になったのか、もしも今までであれば自衛隊の特別の決議という形ではありませんが、引き続きここに駐屯するということなど、あるいは町長が温泉券をプレゼントしたように、そういう形での従来にまして敬意を表した形になっているのに、改めてこういう形を持たなくても私はいいのだというふうに思いますが、なぜこういう文書の表現になったのか、また決議に至ったのか、この点、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま４番米沢議員の意見書の質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

確かに議員がおっしゃるとおり、この大震災におきましては消防、それから一般のボランティア、さらには自治体の職員、大勢の皆様がこの復興に参加されているところでございます。その件に関しまして、この復興支援に従事されたすべての皆様に対し

て改めてその感謝と敬意を載せていただきまして、全文の中にも入れさせていただきました。

その中でありますが、この日本において、日本がこの未曾有の大被害を受けた東日本の大震災発生時におきまして、最も敏速に対応した団体というのは、言わずと知れました自衛隊であります。特に、北海道の上川管内の上富良野町におきましても、我が町に駐屯されております第４特科群の隊員の方におきましては、遭難者の救出、また既に御遺体となられた犠牲者の方の搬送、その後また被災されていらっしゃる方の生活支援などをされたと聞いております。

また、同じく駐屯されております第３地対艦ミサイルの隊員におかれては、宮城県内におきまして御遺体となられて棺の中に入られた御遺体を仮の埋葬するところまで運ばれたというふうに聞いております。

そして、当町の隊区を持たれていらっしゃる第２戦車連隊におかれましては、特に被害のひどかった岩手県宮古市の田老地区において胸まで水に浸かりながら、二次感染のおそれがある中において被災者を捜索するなどの業務を行ってきたと聞いております。

この間で、現地に赴いた隊員たちが行った被災者の生活支援の活動というものを隊員から伺いましたところ、自分たちは湯煎で温める缶飯を食べながら、栄養状態も非常に悪い状況にある中、被災地の皆様には炊きたての温かい御飯、そして温かいおみそ汁、そういったものを提供して、自分たちが大変なことをしているということはおくびにも出さず、常に被災者の立場に立って行動しながら、特に自分たちの家族を投げ打って、限界を超えているのにもかかわらず、その職責というものを全うして、震災の地域の復興を第一に考えて行動していただきました指揮官以下、ここに従事したすべての隊員が、本当に心を一つにして、東日本東北地方の復興、さらには日本の復興に御尽力をされたということに対して、私たちも同じ日本人として誇りに思うところでございます。

また、もちろん部隊の方だけではなく、その同じ意思を持って活躍されました消防職員、それから町職員に対しましても素直に感謝と敬意を表するとともに、留守中を支えていただいた大勢の皆様に改めて感謝を申し上げるところでございます。

部隊におきましては、国防という本来の業務、また消防におきましては町民の生命と財産を守る、町職員は専門職がいない中、この町の管理など、本当に御苦労であったと感じております。

あらゆる支援が遂行されまして、この東日本大震災の復興に対して一助になっているのではないかと思うところでございます。

特に若い隊員におかれましては、家族の悩みということも犠牲にしてこの支援活動を行い、また子育て中の隊員に関しましては各種運動会など、子供の記念行事も参加することができていなかったというふうにも聞いております。おのれを犠牲にして公のために個を押さえて活躍された皆さんに対して、特にこの初動となって活躍をしていただいた陸上自衛隊上富良野駐屯地のすべての隊員の皆様が行ったことに対して、私たちも改めて感謝の意を表するとともに、この町が駐屯地とともにこれからも共存共栄を発展していった上富良野町だからこそ、この町の誇りのために今決議案を行うものでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　寝食を問わず、そういった貢献したのは何も自衛隊だけではないのです。ボランティアの方初め、地元の消防団員、命を落としてまで人命を救おうとしている、この現状があります。

上富良野町にも職員の方が行きました、消防職員。私は、この自衛隊の災害派遣というのは、災害派遣法に基づいて派遣されているわけですから、当然と言えば当然でありますが、しかし尊い人命救助を行ったという点では否定するものもありません。

しかし、この文書、また金子議員の発言などを聞いていますと、駐屯地の維持という、そういうための一種のこの決議を上げるというような、そういう中身も含まれているのではないかなというふうに感じられます。

この間も駐屯地の維持、あるいは増員という形での決議は上げてきました。こういったことにおいて、その問題においては既決解決されているわけですから、改めてここに何も自衛隊を特別視するという形の中で決議を上げなくても、私はいいのではないかと、本来であればこういう文書の表現の仕方によって、自衛隊そのものを賛美するということに問題があるのではないかと、私は思っております。

そういうことを考えれば、多くの人たちがその消防職員や自衛隊員、町職員も含めて、ボランティアも含めてそういったところに尽力されているわけですから、そういうことに感謝をすることあっても、改めてこの決議をするというところにこそ、私は問題があるというふうに考えています。

テレビ、新聞報道でも一部、自衛隊のアメリカの部隊の「トモダチ作戦」というのは、実はいわゆる組んであったということが報道されているように、そういうものは別としても私は今回の決議に対して

は納得できるものではありません。

もう一度、答弁願います。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　ただいま米沢議員がおっしゃっていただいたことも、私も非常に理解できるところでございます。

というのは、この震災に対しまして復興に尽力されたのは、おっしゃるとおり自衛官だけではなく地域の消防職団員、さらには全国の有志の方というもので、このオール日本となって、オールジャパンとなって東北地方を再生して、今なお再生しているということに関しましては、私も議員と同じ所見でございます。

しかしながら、この発生直後の初動において一番大きな活躍をすることができたという団体はやはり、この自衛隊という組織を除いてほかにはないというふうに私は考えておりますし、何よりも現地に被災された皆様が本当に大津波の後、大津波が引いていってまだまだ水が引かない中において、自分の家族、さらには知人などがどこに行ったかもわからない、自分の家もどのような場所になっているかわからない、そういう状況の中でみずからの命も守りながら捜索活動、救出活動ができる団体というのは、今現在、日本において一番その力を大きく発揮することができるのが陸上自衛隊であると確信しておりますし、また今回、先ほど議員がおっしゃっていただいた災害派遣法の中の業務という一言で片づけられるほどの優しい活動ではないというふうに現地の方からも聞いておりますし、あの自衛隊の隊員さんがお年寄りをおぶって、そして避難所まで運んで行く、その勇姿を拝見したときは、やはり同じこの上富良野町に住む者として、本当に深甚なる感謝と敬意を改めて表するところでもありますし、先ほど議員が何度もおっしゃっています、その後におきまして町職員によります仮設住宅への入居の手続き、行政の手続きのお手伝い、さらには富良野広域の消防職員も本当に悲惨な状況の中、隊列を組んでその後のいろいろな細菌によります二次感染を除去することや、本当にきめの細かい捜索活動をされたということも私ども聞いておりますので、改めてこの皆様、この復旧、復興に携わっていただいた皆様にまず前段として心から敬意を表すると、そして先ほどからも繰り返しますが、その中において特に初動、初期の活躍において大幅に尽力をされた自衛隊に対して改めて感謝を申し上げるという内容にさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君）　今回の決議を上げるに当たって、総務委員会でも３対３に分かれたのです。そこには何があるかと言ったら、改めてこういう決議をしなくても、それは感謝は皆さんしているのだよと、もしも駐屯地維持、あるいは自衛隊維持のためであれば、別立ての決議を上げればいい話であって、改めてこの文書の全文読んでもおわかりのように、特に上富良野町の駐屯地に対する決議文という形になっておりますので、全く筋違いの状況であります。

初動体制というのであったら、現地の人たちだって、消防職員だって、現地の人たちだって行って初動体制行っているわけですから、またボランティアに至っても多くの人たちにしても、みずから寝食忘れて、やはり復興のために人助けに行ったり、家屋の撤去、あるいは掃除に行ったりだとかしているわけですから、そういうことを考えたときに改めてこの特別決議という形の中で自衛隊だけを賛美するという内容の文書自体が、まさに矛盾に満ちた文書であると、私はそう言わざるを得ませんが、もう一度確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　５番金子益三君。

○５番（金子益三君）　このまず決議に関することでございますが、議員が御心配されていらっしゃるところではなく、まず私たちの考えといたしまして、この東日本大震災の支援活動に対する、その従事されたすべての皆様に対してまず最初に大きく感謝と敬意の意を表しているところでございます。

その中において、当上富良野町におきましては、最も近い距離にある中で、最大時では１，０００人の町民がこの被災地に赴いて、本当に寝食忘れて復旧活動に尽力をされている、その団体が近くにありますので、やはりここは素直にその「ありがとう」という気持ちで決議をすることは、やはり議会の総意であるというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第８号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君）　起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君）　日程第２４　閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成２３年第３回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後　２時１７分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２３年９月２８日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　村　　上　　和　　子

署名議員　　米　　沢　　義　　英